



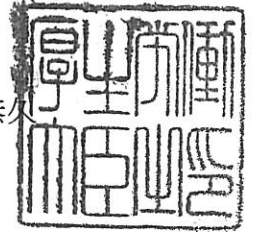
社会保障審議会

会長 西村 周三 殿

厚生労働省年発0216第1号

平成27年2月16日

厚生労働大臣 塩崎 恭久



諮 問 書

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）附則第3条第1項及び第3項の規定に基づき、別紙1から7までのとおり「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針（案）」等について、諮問する。

(案)

○厚生労働省告示第 号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)の一部の施行に伴い、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条の三第一項及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の三第一項の規定に基づき、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針を次のように定め、平成二十七年三月一日から適用する。

平成二十七年 月 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針

国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿及び厚生年金保険法第二十八条の二第一項に規定する厚生年金保険原簿(以下「原簿」という。)に記録されている被保険者資格の取得及び喪失の年月日、保険料の納付状況等の内容(以下「年金記録」という。)については、過去の年金記録の管理方法に起因する問題、事業主からの届出の誤り等により、事実と異なる内容が記録されている場合又は年金記録が記録されていない場合がある。

このため、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の規定による国民年金法及び厚生年金保険法の改正によって、被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)は、厚生労働大臣に対して原簿の訂正の請求をすることができ、かつ、厚生労働大臣は、当該請求に係る原簿の訂正をする旨又はしない旨の決定を行わなければならないこととされた。

この方針は、国民年金法第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)並びに厚生年金保険法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求(以下「訂正請求」という。)に理由があるか否かについて公平かつ公正に判断することを目的として、原簿の訂正に関する基本的考え方等について定めるものである。

第一 基本的考え方

原簿の訂正については、社会保障審議会(国民年金法第百九条の九第一項若しくは第二項又は厚生年金保険法第百条の九第一項若しくは第二項の規定により国民年金法第十四条の四又は厚生年金保険法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあつては、地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下同じ。)における審議の結果に基づき、厚生労働大臣(国民年金法第百九条の九第一項若しくは第二項又は厚生年金保険法第百条の九第一項若しくは第二項の規定により国民年金法第十四条の四又は厚生年金保険法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあつては、地方厚生局長又は地方厚生支局長。以下同じ。)が国民年金法第十四条の四第一項若

しくは第二項又は厚生年金保険法第二十八条の四第一項若しくは第二項の規定による決定（以下「訂正決定等」という。）を行うこととなるが、原簿の訂正手続の実施に当たっては、年金記録確認第三者委員会（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）附則第二十二条第一項に規定する年金記録確認中央第三者委員会及び同令附則第二十三条第一項に規定する年金記録確認地方第三者委員会をいう。）による手続と比較して国民に不利益が及ぶことがないようにしなければならないことを踏まえ、次に掲げる方針に基づいて行うものとする。

一 基本姿勢

厚生労働大臣は、原簿の正確性を保つことが、被保険者等が適正な裁定を受けることにつながることを重く受け止め、訂正請求の内容を十分に汲み取り、国民の信頼に応えるよう努める。

二 関連資料及び周辺事情の積極的な収集

厚生労働大臣は、原簿を正確な内容にする責務を誠実に果たすため、訂正請求をした者（以下「請求者」という。）から提出された資料や日本年金機構が保有する資料のみならず、積極的に関連資料（訂正請求の内容に係る事実を推認するに足る証拠をいう。以下同じ。）及び周辺事情（証拠ではないが訂正請求に理由があると認める判断に資する事情をいう。以下同じ。）の収集を行う。

三 公平かつ公正な訂正決定等

厚生労働大臣は、二で収集した関連資料及び周辺事情を検討し、国民の立場に立って、公平かつ公正な訂正決定等を行う。

第二 原簿の訂正手続

一 厚生労働大臣は、原簿の訂正手続を行うに当たっては、第一に規定する基本的考え方を踏まえて対応する。

二 厚生労働大臣は、訂正請求の内容の調査に当たっては、関連資料及び周辺事情を幅広く収集することができるよう、別に定める調査事項を踏まえつつ、国民年金法第百八条第一項及び厚生年金保険法第百条の二第一項の規定に基づき、公的年金制度の実施機関、医療保険、雇用保険その他の社会保険・労働保険制度の実施機関、保険料の納付状況を確認することのできる金融機関、請求者の勤務状況を把握することのできる事業主、同僚等に対して、資料の閲覧若しくは提供又は報告を求める。また、厚生労働大臣は、これらの資料、報告の内容及び関係法令その他政府管掌年金事業における取扱い並びに第三に規定する判断の基準を踏まえて、訂正決定等の案を作成し、社会保障審議会に諮問する。

三 厚生労働大臣は、厚生年金保険において、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第一条第一項に規定する事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合の取扱いについては、当該事業主による保険料納付義務の履行に関する調査をした上で、社会保障審議会に諮問する。

四 厚生労働大臣は、社会保障審議会の答申を受けたときは、当該答申に基づき、速やかに訂正決定等を行い、その旨を請求者に通知し、必要に応じて、関係機関又は関係者に連絡する。

五 厚生労働大臣は、訂正請求の受付、内容の調査及び検討、社会保障審議会への諮問、訂正決定等、通知及び連絡その他の原簿の訂正手続について、別に定めるところにより、訂正請求を処理し、全国で統一的な運用がされるよう努める。

第三 判断の基準

- 一 訂正請求に理由があると認める判断の基準は、訂正請求の内容が、社会通念に照らして明らかに不合理ではなく、一応確からしいものであることとする。
- 二 一の判断を行うに当たっては、関連資料及び周辺事情、関係法令その他政府管掌年金事業における取扱い等を踏まえ、別に定める基準に基づき、総合的に判断する。

第四 日本年金機構における原簿の訂正

訂正請求が別に定める基準に該当するとき又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）第一条若しくは第二十二條に規定する場合に該当するときは、請求者の同意を得て、日本年金機構において原簿の訂正を行うことができる。

第五 見直し

この方針は、訂正決定等の事例を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

国民年金原簿及び厚生 年金保険原簿の訂正に 関する事務取扱要領 (案)

平成 27 年2月 日

厚生労働大臣決定

国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領【目次】

第1 訂正請求の事務手続	1
1 訂正請求の受付	1
(1) 訂正請求の受付	1
(2) 事案の送付等	1
(3) 地方厚生局における事案の受付等	2
2 訂正請求の内容の調査及び審査	2
(1) 事前審査	2
(2) 調査	2
(3) 審査	2
3 地方審議会への諮問	2
(1) 諮問	2
(2) 答申	2
4 訂正請求に関する処分並びに請求者に対する通知及び連絡	2
(1) 訂正請求に関する処分	2
(2) 請求者等への通知	2
(3) 事業主への連絡	3
第2 原簿記録の訂正処理	3
1 訂正決定に基づく訂正処理等	3
(1) 訂正処理	3
(2) 請求者等への通知	3
(3) 受給権者に係る事案の取扱い	3
2 日本年金機構における訂正処理	3
(1) 日本年金機構段階において訂正処理を行う事案	3
(2) 訂正処理	3
(3) 請求者等への通知	3
(4) 受給権者に係る事案の取扱い	3
第3 その他の事務	4
1 請求の取下げに関する事務	4
2 請求者が補正に応じない場合に関する事務	4
3 訂正請求処理の終了に関する事務	4
第4 標準処理期間	4
1 日本年金機構における標準処理期間	4
2 地方厚生局における標準処理期間	4
〔別紙1〕 訂正請求をすることができる者	5
〔別紙2〕 訂正請求の対象となる記録	8
〔別紙3〕 地方厚生局における調査事項	9
年金記録の訂正に関する事務取扱要領様式	13

国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(平成27年2月●日厚生労働省告示第●号。以下「基本方針」という。)の「第2 原簿の訂正手続」の5の規定に基づき、国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条の4又は厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任する場合における事務取扱要領を次のように定める。

第1 訂正請求の事務手続

1 訂正請求の受付

(1) 訂正請求の受付

- ア 国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)は、「年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書」(様式第1号の1～4。以下「請求書」という。)により行い、日本年金機構で受け付ける。
- イ 日本年金機構は、受け付けた請求書について、以下の書類が添付されているかどうかを確認し、不足がある場合は請求者に提出を求める。
 - (ア) 請求期間における保険料の納付状況、勤務の状況その他の事実を記載した書類(様式第2号の1～3)。ただし、(イ)の場合を除く。
 - (イ) 厚生年金保険に関する事案のうち、事業主が従業員から保険料を控除しながら、保険料の納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する従業員又は従業員であった者からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われた場合は、当該訂正請求の概要について当該事業所が記載した書類(様式第3号)
 - (ウ) 被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)が死亡した場合においては、以下に掲げるいずれかの書類
 - i 請求者が被保険者等の死亡に伴う未支給の年金の決定又は遺族基礎・厚生年金等の裁定を受けた場合は、その旨を証明することができる未支給年金支給決定通知書又は遺族基礎・厚生年金等の年金証書等の写し(これらの書類を添付することができない場合は、その事由書(様式第4号))
 - ii i 以外の場合は、以下に掲げる書類
 - (i) 死亡した被保険者等と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本
 - (ii) (i)に加え、請求者が死亡した被保険者等と事実上の婚姻関係の事情にあった場合は、その事実を証する書類
- ウ 日本年金機構は、受け付けた事案(請求書を単位とした個別の訂正請求をいう。以下同じ。)について、請求者が別紙1に掲げる請求者適格を有しているかどうかを確認し、事案に係る参考資料を収集する。

(2) 事案の送付等

ア 事案の送付

日本年金機構は、受け付けた事案(第2の2(1)に掲げる事案を除く。)について、日本年金機構が収集した参考資料を添付して、地方厚生局(地方厚生支局を含む。以下同じ。)へ送付する。

イ 請求者への通知

日本年金機構は、事案を地方厚生局へ送付したときは、速やかにその旨を請求者に通知す

る。

(3) 地方厚生局における事案の受付等

ア 事案の受付

地方厚生局は、日本年金機構から事案が送付されたときは、これを受け付ける。

イ 地方厚生局の管轄

地方厚生局は、管轄区域内に所在する年金事務所が受理した事案について処理する。

2 訂正請求の内容の調査及び審査

(1) 事前審査

地方厚生局は、受け付けた事案について、第2の2(1)の日本年金機構段階において訂正処理を行う事案又は訂正請求を却下すべき事案に該当しないかどうかを審査する。

なお、訂正請求を却下すべき事案は、以下に掲げる場合のいずれかに該当する事案とする。

ア 請求者が別紙1に掲げる請求者適格を有していない場合

イ 訂正請求の対象記録が別紙2に掲げる事項ではない場合

(2) 調査

ア 資料の収集

地方厚生局は、別紙3に掲げる調査事項を踏まえつつ、事案の審査に資する関連資料及び周辺事情について、市町村、税務署、金融機関、厚生年金基金、健康保険組合、国民健康保険組合、事業主等から幅広く収集する。

イ 請求者等からの聴取

地方厚生局は、事案に係る保険料の納付の状況、生活状況、勤務状況等について、請求者、請求者の配偶者若しくは親族又は請求者の同僚、事業主等の関係者から聴取する。

(3) 審査

地方厚生局は、収集した資料及び関係者から聴取した事項から、基本方針並びに認定基準及び認定要領に基づき、請求に理由があるかどうかを審査する。

3 地方審議会への諮問

(1) 諮問

地方厚生局は、年金記録の訂正をする旨の決定若しくはしない旨の決定又は訂正請求の却下（以下「訂正請求に関する処分」という。）をしようとするときは、「諮問書」（様式第5号）に訂正請求に関する処分案（様式第6号）、請求書、添付書類及び参考資料を添付して、地方厚生局（地方厚生支局を除く。）に置かれる政令で定める審議会（以下「地方審議会」という。）に諮問しなければならない。

地方審議会が開催されるときは、地方厚生局は地方審議会に出席し、事案の概要、地方厚生局における審査の結果及びその理由を述べ、地方審議会の委員の質問に対し回答する。

(2) 答申

地方厚生局は、地方審議会から地方厚生局の諮問に対する答申を受ける。

4 訂正請求に関する処分並びに請求者に対する通知及び連絡

(1) 訂正請求に関する処分

地方厚生局は、地方審議会の答申に基づき、訂正請求に関する処分を行う。

(2) 請求者等への通知

地方厚生局は、訂正請求に関する処分を行ったときは、当該処分に応じて、「年金記録に係る

訂正決定通知書」(様式第7号)、「年金記録に係る不訂正決定通知書」(様式第8号)、「年金記録に係る訂正・不訂正決定通知書」(様式第9号)又は「年金記録の訂正に係る却下通知書」(様式第10号)に答申書(参考資料)の写しを添付して、速やかに請求者及び日本年金機構へ通知する。

(3) 事業主への連絡

年金記録の訂正をする旨の決定(以下「訂正決定」という。)をした厚生年金保険の事案については、地方厚生局は、当該事案の請求者の同意を得て、請求者の年金記録を訂正する旨を当該事案に係る事業主に連絡する。

第2 原簿記録の訂正処理

1 訂正決定に基づく訂正処理等

(1) 訂正処理

日本年金機構は、地方厚生局から訂正決定の通知を受けたときは、速やかに年金記録の訂正処理を行う。

(2) 請求者等への通知

日本年金機構は、年金記録の訂正処理を行ったときは、速やかにその旨を請求者及び当該事案に係る事業主(厚生年金保険の事案に係る訂正処理を行った場合に限る。)並びに地方厚生局に通知する。

(3) 受給権者に係る事案の取扱い

訂正決定した事案の請求者が年金給付の受給権者(裁定を受けている者に限る。)である場合は、日本年金機構は、年金記録の訂正処理を行った後、当該請求者に対して再裁定に係る承諾書の提出を求め、再裁定処理を行う。

2 日本年金機構における訂正処理

(1) 日本年金機構段階において訂正処理を行う事案

日本年金機構は、事案が基本方針第4に規定する別に定める基準又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第151号)第1条若しくは第22条に規定する場合に該当し、かつ、当該事案がこれらの場合に該当するときは当該事案に係る請求を取り下げることに請求者が同意している場合は、当該事案に係る請求書等は地方厚生局に送付しない。

(2) 訂正処理

日本年金機構は、受け付けた事案が(1)に該当する場合は、日本年金機構において年金記録の訂正処理を行う。

(3) 請求者等への通知

日本年金機構は、年金記録の訂正処理を行ったときは、速やかにその旨を請求者及び当該事案に係る事業主(厚生年金保険の事案に係る訂正処理を行った場合に限る。)並びに地方厚生局に通知する。

(4) 受給権者に係る事案の取扱い

日本年金機構は、(2)により年金記録の訂正処理を行った場合は、1(3)に準じて再裁定処理を行う。

第3 その他の事務

1 請求の取下げに関する事務

訂正請求の取下げは、地方厚生局又は日本年金機構で受け付ける。

なお、訂正請求の取下げが日本年金機構に申し立てられたときは、日本年金機構は速やかに地方厚生局に連絡する。

2 請求者が補正に応じない場合に関する事務

地方厚生局又は日本年金機構が、請求者に対し形式的な補正又は訂正請求の内容の補正を求めた場合で、請求者が補正期限までに当該補正を行わない場合であって、当該補正がなければ訂正請求に理由があると認めることができないときは、地方厚生局は、地方審議会に諮問した上で、当該事案について年金記録の訂正をしない旨の決定を行う。

3 訂正請求処理の終了に関する事務

地方厚生局は、訂正請求に関する処分を行う前に請求者の死亡を確認したときは、当該請求者に係る訂正請求処理を終了する。

その際、地方厚生局は、当該請求者の遺族等に対し、当該請求者に係る訂正請求処理を終了する旨を伝えるとともに、別紙1に掲げる請求者適格を有している遺族等が訂正請求をできること、当該遺族等が訂正請求した場合は、当該請求者に係る訂正請求の調査審議を受け継いで処理することを説明する。

第4 標準処理期間

訂正請求に係る事務の標準処理期間(行政手続法(平成5年11月法律第88号)第6条に規定する期間)については、以下のとおりとする。

1 日本年金機構における標準処理期間

ア 日本年金機構において行う第1の1(1)及び(2)に係る事務の標準処理期間は、40日とする。

イ 日本年金機構において行う第2の1に係る事務の標準処理期間は、25日とする。

2 地方厚生局における標準処理期間

地方厚生局において行う第1の1(3)から第1の4までに係る事務の標準処理期間は、103日とする(地方審議会における審議の期間を含む。)。

【別紙1】

訂正請求をすることができる者は、以下のとおりである。

なお、請求者が被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)の死亡に伴う未支給の年金(保険給付)の決定又は遺族年金等(保険給付)の裁定を受けていないが、以下に掲げる者(遺族)に該当することが確認できる場合は、当該請求者は訂正請求をすることができる者とする。

○ 被保険者等が生存している場合

● 国民年金若しくは厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者 ● 厚生年金保険法第 78 条の6第3項又は第 78 条の14第4項の規定により、請求者の被保険者期間であったものとみなされた離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者 ● 昭和 60 年改正法¹ による改正前の国民年金又は厚生年金保険の被保険者であった者 ● 厚生年金保険に統合された旧船員保険、旧三公社共済(JR、JT、NTT)² 又は旧農林共済³ の被保険者(組合員)であった者	被保険者等本人
--	---------

○ 被保険者等が死亡している場合

● 被保険者等の死亡に伴う国民年金又は厚生年金保険(旧船員保険、旧三公社共済及び旧農林共済を含む。)の未支給の年金(保険給付)の支給を請求することができる以下の者		
〔国民年金〕 被保険者等が死亡した時期に応じて、未支給の年金の支給を請求できる右欄に掲げる者 注 未支給の年金には、脱退一時金や特別一時金(昭和 60 年改正法附則第 94 条)を含む。	昭和 34 年 11 月 ～ 昭和 36 年 3 月	母子年金又は遺児年金を受けることができる妻又は子
	昭和 36 年 4 月 ～ 平成 26 年 3 月	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
	平成 26 年 4 月～	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族
〔厚生年金保険〕 被保険者等が死亡した時期に応じて、未支給の保険給付の支給を請求できる右欄に掲げる者 注 未支給の保険給付には、脱退一時金を含む。	昭和 29 年 5 月～ 昭和 36 年 3 月	死亡した被保険者等の配偶者又は子
	昭和 36 年 4 月 ～ 平成 26 年 3 月	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
	平成 26 年 4 月～	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族

[旧船員保険] 旧船保法 ⁴ 又は廃止前の通算年金通則法による旧船保法の未支給の保険給付の支給を請求することができる右欄に掲げる者	旧船保法により請求することができる者	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又は被保険者等によって生計を維持されていた者
	廃止前の通算年金通則法により請求することができる者	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
[旧三公社共済] 国家公務員等共済組合法又は廃止前の通算年金通則法により国家公務員等共済組合法の未支給の給付の支給を請求することができる右欄に掲げる者 注 未支給の給付は、旧三公社共済の組合員であった期間に係るものに限る。	国家公務員共済組合法により請求することができる者	死亡した組合員又は組合員であった者（以下「組合員等」という。）の配偶者、子、父母、孫若しくは祖父母又は相続人
	廃止前の通算年金通則法により請求することができる者	死亡した組合員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
[旧農林共済] 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の未支給の給付の支給を請求することができる右欄に掲げる者	死亡した組合員等の配偶者、子、父母、孫若しくは祖父母又は相続人 注 被保険者等が昭和39年9月以前に死亡した場合には、相続人は対象とならない。	
● 被保険者等の死亡に伴う国民年金又は厚生年金保険（旧船員保険、旧三公社共済及び旧農林共済を含む。）の遺族年金等の給付を受けることができる以下の者		
[国民年金] 右欄の給付を受けることができる当該区分に掲げる者	遺族基礎年金	死亡した被保険者等の配偶者又は子
	寡婦年金	死亡した被保険者等の妻
	死亡一時金	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
	旧国年法 ⁵ の遺児年金	死亡した被保険者等の子
[厚生年金保険] 右欄の給付を受けることができる当該区分に掲げる者	・ 遺族厚生年金 ・ 旧厚年法 ⁶ の遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金 ・ 旧々厚年法 ⁷ の遺族年金	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫又は祖父母
	旧々厚年法の寡婦年金	死亡した被保険者等の妻

	旧々厚年法のかん夫年金	死亡した被保険者等の夫
	旧々厚年法の遺児年金	死亡した被保険者等の子
〔旧船員保険〕 右欄の給付を受けることができる当該区分に掲げる者	旧船保法の遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金	死亡した被保険者等の配偶者、子、父母、孫又は祖父母 注 被保険者等の死亡の時期が昭和20年3月以前の場合は、配偶者、直系卑属又は直系尊属
	昭和 37 年改正法 ⁸ による改正前の寡婦年金	死亡した被保険者等の妻
	昭和 37 年改正法による改正前のかん夫年金	死亡した被保険者等の夫
	昭和 37 年改正法による改正前の遺児年金	死亡した被保険者等の子
〔旧三公社共済〕 国家公務員等共済組合法の遺族共済年金又は昭和60年国共済改正法 ⁹ による改正前の国家公務員共済等組合法の遺族年金若しくは通算遺族年金を受けることができる右欄に掲げる者 注 遺族年金等の給付は、旧三公社共済の組合員であつた期間に係るものに限る。	死亡した組合員等の配偶者、子、父母、孫又は祖父母	
〔旧農林共済〕 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の遺族共済年金又は昭和 60 年農林共済改正法 ¹⁰ による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の遺族年金若しくは通算遺族年金を受けることができる右欄に掲げる者 注 旧農林共済の存続組合が給付する特例遺族農林年金など厚生年金保険を管掌する政府が支給しない保険給付を受けることができる者を除く。	死亡した組合員等の配偶者、子、父母、孫又は祖父母	

¹ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律 34 号)

² 日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合、日本鉄道共済組合

³ 農林漁業団体職員共済組合

⁴ 昭和 60 年改正法による改正前の船員保険法

⁵ 昭和 60 年改正法による改正前の国民年金法

⁶ 昭和 60 年改正法による改正前の厚生年金保険法

⁷ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)により全部改正される前の厚生年金保険法(昭和 16 年法律第 60 号)

⁸ 船員保険法の一部を改正する法律(昭和 37 年法律第 58 号)

⁹ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 105 号)

¹⁰ 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 107 号)

【別紙2】

訂正請求の対象となる記録は、以下のとおりである。

○ 国民年金原簿の記録

訂正請求の対象記録
被保険者の資格の取得及び喪失
種別の変更
保険料の納付状況
国民年金法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 項若しくは第 90 条の 3 第 1 項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 104 号)附則第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び国民年金法第 90 条の 2 第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定によりその一部につき納付することを要しないものとされた保険料に関する事項(以下「保険料の免除に関する事項」という。)
給付に関する事項 ①請求者が受給する年金給付の受給権の存否や給付額の決定に影響を与える事項 ②給付に関する事実として記録される事項 ③給付に関する処分により記録内容が決定される事項

○ 厚生年金保険原簿の記録

訂正請求の対象記録
被保険者の資格の取得及び喪失の年月日
標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。)
被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別
賞与の支払年月日
保険給付に関する事項 ①請求者が受給する保険給付の受給権の存否や保険給付額の決定に影響を与える事項 ②保険給付に関する事実として記録される事項 ③保険給付に関する処分により記録内容が決定される事項
離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間(以下「みなし被保険者期間」という。)
みなし被保険者期間に係る標準報酬
みなし被保険者期間に係る保険給付に関する事項 ①請求者が受給する保険給付の受給権の存否や保険給付額の決定に影響を与える事項 ②保険給付に関する事実として記録される事項 ③保険給付に関する処分により記録内容が決定される事項

【別紙3】

この表に掲げる調査事項は一般的なものであり、個別事案の内容に応じて、これら以外についても調査が必要な場合や、これらのうち一部を省略できる場合もある。

国 民 年 金			
調 査 対 象		調 査 事 項	
		聴取及び確認事項の例	収集資料の例
1	請求者	- 請求に至った経緯、請求期間の保険料の納付状況等（納付時期、場所、方法、金額、一緒に納付していたとする者の有無等） - 国民年金の加入及び納付状況（加入の契機、加入手続の状況、請求期間以外の保険料の納付状況） - 請求期間当時の生活状況、請求を裏付ける証言を得られる関係者の有無等	- 国民年金手帳及び年金手帳 - 預貯金通帳等 - 確定申告書（控）等税務関係資料 - 領収証書及び預かり証（請求期間以外のものも含む） - 家計簿等 - 日記及びメモ
2	配偶者、親族、知人等	請求者の納付状況、請求期間当時の生活状況、一緒に納付していたか否か等	—
3	市町村	- 請求期間当時の事務取扱等（支所設置時期、納付書による収納開始時期、窓口収納の有無、口座振替納付の開始時期、過年度納付書の設置の有無、庁内金融機関での保険料納付の可否等） - 国民健康保険の加入及び納付状況	- 被保険者名簿等 - 戸籍謄本、住民票等 - 課税証明書等地方税関係資料 - 広報誌等
4	集金人、自治会の役員等	請求者の納付状況、当時の集金実態等	集金簿、集金ノート、集金袋等
5	日本年金機構	請求期間当時の事務取扱等	- オンライン記録 - 国民年金手帳記号番号払出簿 - 特殊台帳等
6	総務省管区行政評価局等	- 第三者委員会の類似先例等の有無 - 訂正請求の請求期間と近接する時期の同じ旧社会保険事務所（年金事務所）又は市町村における第三者委員会への類似申立ての有無	過去に年金記録に係る確認申立を行ったことがある請求者に関する当該確認申立に係る資料

7	税務署	請求期間の保険料の納付状況	確定申告書等
8	金融機関	- 請求期間の保険料の納付状況 - 請求期間当時の事務取扱等(市町村収納機関となった時期、国庫金収納が可能になった時期、集金人が保険料を預かっていたか等)	- 預金取引明細 - 口座振替依頼書の控え等

厚生年金保険（脱退手当金を除く。）				
調査対象		調査事項		
		聴取及び確認事項の例	収集資料の例	
1	請求者	- 請求に至った経緯、訂正期間当時の勤務実態(業務内容、勤務形態、入退社の時期等)及び保険料控除の状況 - 健康保険被保険者証の交付の有無及び医療機関での受診状況 - 同様の業務又は勤務形態の同僚、前後任者、訂正期間当時の状況に関する供述を得られる同僚の有無等	- 給与明細書 - 源泉徴収票 - 確定申告書(控)等税務関係資料 - 預貯金通帳 - 人事異動通知書 - 社史、社内報等	
2	事業主等	- 請求者の勤務実態及び保険料控除の有無 - 請求者に係る保険料納付及び届出の有無 - 請求期間当時の従業員の勤務実態(勤務形態、雇用区分、常勤者数等)、厚生年金保険への加入状況、試用期間の有無、給与の支給実態等	- 人事記録、在籍証明書 - 賃金台帳、源泉徴収簿 - 源泉徴収票(控) - 社史、社内報等	
3	同僚等	- 請求者の勤務実態及び厚生年金への加入状況 - 請求期間当時の従業員の勤務実態(勤務形態、雇用区分、常勤者数等)、給与の支給実態等	- 給与明細書 - 源泉徴収票 - 確定申告書(控)等税務関係資料 - 預貯金通帳 - 社史、社内報等	
4	存続厚生年金基金、健康保険組合、国民健康保険組合等	- 請求者の厚生年金基金又は健康保険への加入状況 - 請求期間当時の従業員の厚生年金基金又は健康保険への加入状況	- 資格の取得喪失等に係る届書 - 厚生年金基金台帳等加入員原簿等	

5	都道府県労働局等	請求者や請求期間当時の従業員の雇用保険への加入状況	——
6	法務局	- 事業所の設立、移転、解散日 - 事業所の業種 - 事業所の所在地 - 請求期間当時の代表者、役員等	商業登記簿の謄本等
7	市町村	請求者や請求期間当時の従業員の国民健康保険への加入状況	- 戸籍謄本、住民票 - 課税証明書 等
8	日本年金機構	請求期間当時の事務取扱等	- オンライン記録 - 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)及び被保険者台帳(旧台帳)
9	総務省管区行政評価局等	- 第三者委員会の類似先例等の有無 - 訂正請求と同じ事業所等に係る第三者委員会の他の申立ての有無	過去に年金記録に係る確認申立を行ったことがある請求者に関する当該確認申立に係る資料

脱 退 手 当 金			
調 査 対 象		調 査 事 項	
		聴取及び確認事項の例	収集資料の例
1	請求者	- 請求に至った経緯、脱退手当金を受給していないとする理由等(退職した経緯、退職時の現金受領の有無、事務所における退職者への慣行等) - 請求期間当時の年金に対する意識等(脱退手当金制度の認識、退職後の国民年金、厚生年金保険等への加入状況、将来の年金に対する期待又は考え方等) - 請求期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等	- 厚生年金保険被保険者証及び年金手帳 - 国民年金手帳 - 退職金の支給明細書
2	配偶者、親族、知人等	請求者から脱退手当金に関することを聞いたか否か等	——

3	事業主等	- 脱退手当金に係る退職者への説明、代理請求の有無、その方法等 - 退職金支給の有無、その金額等	- 脱退手当金請求に関する資料 - 厚生年金保険の被保険者に関する資料 - 人事記録、退職金支給調書、退職金支給規定等
4	同僚等	事業所における脱退手当金の代理請求の有無、その方法等	———
5	存続厚生年金基金等	規約上の脱退一時金の支給規定の有無、請求者に対する支給の有無等	———
6	市町村	———	戸籍謄本、住民票等
7	法務局	請求期間当時の代表者、役員等	商業登記簿謄本
8	日本年金機構	請求期間当時の事務取扱等	- オンライン記録 - 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)及び被保険者台帳(旧台帳) - 脱退手当金裁定請求書等支給に関する資料 - 国民年金手帳記号番号払出簿
9	総務省管区行政評価局等	- 第三者委員会の類似先例等の有無 - 訂正請求と同じ事業所等に係る第三者委員会の他の申立ての有無	過去に年金記録に係る確認申立を行ったことがある請求者に関する当該確認申立に係る資料

年金記録の訂正に関する事務取扱要領様式

No	様式番号	様 式 名 称	用 途	作成者
1	第1号の1	年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書(国民年金)	国民年金事案の請求書	請求者
2	第1号の2	年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書(厚生年金保険)	厚生年金事案の請求書	請求者
3	第1号の3	年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書(厚生年金保険〔一括請求〕)	事業所を単位として一括して訂正請求された厚生年金事案の請求書	請求者
4	第1号の4	年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書(脱退手当金)	脱退手当金事案の請求書	請求者
5	第2号の1	請求の概要(2-1)[国民年金]	請求の概要、参考情報等	請求者
6	第2号の2	請求の概要(2-1)[厚生年金保険]	請求の概要、参考情報等	請求者
7	第2号の3	請求の概要(2-1)[脱退手当金]	請求の概要、参考情報等	請求者
8	第3号	事案の概要	事業所を単位として一括して訂正請求された厚生年金事案に係る事業所の申立て	事業主
9	第4号	年金証書添付不能理由書	請求者が遺族年金の年金証書等(写し)を提出できない理由を申し立てるもの	請求者
10	第5号	諮問書	地方審議会の審議を求めるもの	地方厚生局
11	第6号	訂正請求に関する処分案	地方審議会に提出する地方厚生局の処分案	地方厚生局
12	第7号	年金記録に係る訂正決定通知書	請求者に年金記録を <u>訂正する旨</u> を決定したことを通知するもの	地方厚生局
13	第8号	年金記録に係る不訂正決定通知書	請求者に年金記録を <u>訂正しない旨</u> を決定したことを通知するもの	地方厚生局
14	第9号	年金記録に係る訂正・不訂正決定通知書	請求者に年金記録を <u>一部訂正し、一部不訂正</u> とする旨を決定したことを通知するもの	地方厚生局
15	第10号	年金記録の訂正に係る却下通知書	請求者に訂正請求を却下したことを通知するもの	地方厚生局
【参考資料】	答申書	請求者の訂正請求に対する地方審議会の審議結果を示すもの (各地方審議会が定めるものであり、当該資料は答申書のイメージとして、便宜上、添付したものである。)		地方審議会

年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書
【 国 民 年 金 】

- (太枠)内の白い欄の事項を記入してください。
- (点線枠)内の欄の事項は、記入することが難しいときは記入せずに、次に進んでください。
- (網掛け)欄は、記入しないでください。
- ※印は記入上の注意をご参照ください。
- 請求者が自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

01 制 度 区 分	1 国 年	02 処 理 区 分	1 厚生局処理	2 年金機構処理
③ 請 求 区 分	1 初めての請求 2 2回目以上の請求 3 初めての請求(総務省への申立あり) 4 2回目以上の請求(総務省への申立あり) 注) 過去に総務省年金記録確認第三者委員会へ年金記録の確認申立を行ったことがある方で、厚生労働大臣への訂正請求が初めての方は3を、2回目以上の方は4を選択してください。			
④ 請求者(※)の基礎年金番号等				05 番 号 区 分
⑥ 請求者の氏名	(フリガナ) (姓) (名) ⑩			基 国 厚 船 不 礎 年 年 保 明 番 手 手 手 手 号 番 番 番 番 1 2 3 4 5
⑦ 請求者の生年月日	明 大 昭 平 1 3 5 7	年 月 日	⑧ 請求者の性別	男 女 1 2
⑨ 請求者の住所	〒 一 市 区 区 町 村 都 道 府 県 郡 村			
⑩ 連絡先(電話番号)※	— (自 宅 携 帯 職 場 そ の 他) — (自 宅 携 帯 職 場 そ の 他)			
⑪ 被保険者等(※)との関係	1 被保険者等本人	3 被保険者等の遺族	⑫ 請求手続の委任 ※	なし あり 1 2
⑬ 社会保険労務士記載欄	(社会保険労務士名・連絡先)		⑭ 社会保険労務士へ委任	なし あり 1 2

○ 訂正請求する年金記録の被保険者等が請求者と異なるときは、下欄に記入してください。

⑮ 被保険者等の基礎年金番号等				16 番 号 区 分
⑰ 被保険者等の氏名	(フリガナ) (姓) (名)			基 国 厚 船 不 礎 年 年 保 明 番 手 手 手 手 号 番 番 番 番 1 2 3 4 5
⑱ 被保険者等の生年月日	明 大 昭 平 1 3 5 7	年 月 日	⑲ 被保険者等の性別	男 女 1 2
20 被 保 険 者 区 分	1 裁定済みの者 2 全部認容の場合、老齢年金の保険料納付要件を満たす者 3 左記以外の者			

(受付印欄)

- 年金記録の訂正を求める期間について、下記の＜請求期間欄1・2＞に記入してください。
- 請求期間欄が足りないときは、別紙(様式第1号の1の2)をご利用ください。

＜請求期間欄 1＞

㊦ 請求期間 ※	昭 平	年	月	日	～	昭 平	年	月	日
	5 7					5 7			

㊦について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

㊦ 請求期間の分類	現在、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に✓印を付けてください。 ☐ 請求期間が保険料未納となっているが、 保険料を納付した 。 納付した 保険料の種類(※) について、ア～オに○印を付けてください。 ア 現年度保険料 (1) イ 過年度保険料 (2) ウ 特例納付保険料 (3) エ 追納保険料 (4) オ 不明 (5) ☐ 請求期間が付加保険料(※)未納となっているが、 付加保険料を納付した 。(6) ☐ 請求期間が保険料未納となっているが、 全額免除の期間 だった。(7) ☐ 第3号被保険者(※) に該当した年月日又は該当しなくなった年月日が違う。(8) ☐ 国民年金に加入した年月日 又は 脱退した年月日 が違う。(9) ☐ その他 (10)()	
	ウ 減額作用の請求	1 納付済期間短縮の請求 3 その他() 2 免除期間の短縮の請求
エ 請求期間の記録状況	1 加入・未納期間 8 付加保険料納付済期間 2 強制被保険者未加入期間 9 第3号被保険者期間 3 任意加入被保険者未加入期間 10 厚生年金保険被保険者期間 4 全額免除期間 11 共済組合員期間 5 一部免除・未納期間 12 保険料還付済期間 6 一部免除・納付済期間 13 初めて国民年金に加入した月を含む期間 7 納付済期間 14 その他()	

㊦、㊧、㊨について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

㊦ 請求期間に住 民票を登録してい た市町村	都 道 府 県	市 区 町 村	カ 管轄年金事務所	年金事務所
㊧ 請求期間に実 際に居住していた 市町村又は国名	(国名) 都 道 府 県	(国名) 市 区 町 村	ク 管轄年金事務所	年金事務所
㊨ 特例納付を行った ときに居住していた市 町村又は国名	(国名) 都 道 府 県	(国名) 市 区 町 村	コ 管轄年金事務所	年金事務所

＜請求期間欄 2＞

㊩ 請求期間 ※	昭 平	年	月	日	～	昭 平	年	月	日
	5 7					5 7			

㊩について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

㊩ 請求期間の分類	現在、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に✓印を付けてください。 ☐ 請求期間が保険料未納となっているが、 保険料を納付した 。 納付した 保険料の種類(※) について、ア～オに○印を付けてください。 ア 現年度保険料 (1) イ 過年度保険料 (2) ウ 特例納付保険料 (3) エ 追納保険料 (4) オ 不明 (5) ☐ 請求期間が付加保険料(※)未納となっているが、 付加保険料を納付した 。(6) ☐ 請求期間が保険料未納となっているが、 全額免除の期間 だった。(7) ☐ 第3号被保険者(※) に該当した年月日又は該当しなくなった年月日が違う。(8) ☐ 国民年金に加入した年月日 又は 脱退した年月日 が違う。(9) ☐ その他 (10)()	
-----------	---	--

ス 減額作用の請求	1 納付済期間短縮の請求	3 その他()
	2 免除期間の短縮の請求	
セ 請求期間の記録状況	1 加入・未納期間	8 付加保険料納付済期間
	2 強制被保険者未加入期間	9 第3号被保険者期間
	3 任意加入被保険者未加入期間	10 厚生年金保険被保険者期間
	4 全額免除期間	11 共済組合員期間
	5 一部免除・未納期間	12 保険料還付済期間
	6 一部免除・納付済期間	13 初めて国民年金に加入した月を含む期間
	7 納付済期間	14 その他()

②、④、⑦について、記入することが難しいときは、記入していただかなくても構いません。

④ 請求期間に住 ② 民票を登録してい た市町村	都 道 府 県	市 区 町 村	タ 管轄年金事務所	年金事務所
④ 請求期間に実 ⑦ 際に居住していた 市町村又は国名	都 道 府 県	市 区 町 村	ツ 管轄年金事務所	年金事務所
特例納付を行ったと ⑦ きに居住していた市 町村又は国名	都 道 府 県	市 区 町 村	ト 管轄年金事務所	年金事務所
	(国名)			
	(国名)			
			別紙の有無	有 無

- 下欄の＜同意欄＞にご署名いただきますと、日本年金機構(年金事務所)で年金記録の訂正が可能な場合、速やかに処理することができます。

○ 請求者が自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

＜ 同 意 欄 ＞

年金記録の訂正請求に関して、以下の事項について同意します。

● 全部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、本件訂正請求は取り下げること。

● 一部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、その請求期間については厚生労働大臣への訂正請求は行わないこと。

請求者の氏名

印

- 添付書類

請求するときは、以下の書類を添付してください。

◇ 請求の概要(2-1)〔国民年金〕(様式第2号の1)

◇ 請求者の同意書(様式第12号の1又は第12号の2)

◇ 請求手続を他者に委任される場合は、委任状(様式第12号の4)

◇ 請求手続を法定代理人がされる場合は、法定代理人であることを明らかにする戸籍謄本

◇ 請求者が被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」といいます。)の死亡に伴う給付の受給権者である場合は、以下のいずれかの書類
 - 遺族基礎年金の年金証書、未支給年金支給決定通知書など、請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であることを明らかにすることができる書類の写し
 - 年金証書等添付不能理由書(様式第4号)

◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合は、戸籍の謄本の写し

- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合であって、かつ、請求者と被保険者等が事実上の婚姻関係にあった場合は、両者の戸籍の謄本及び住民票(世帯全員)の写し並びに以下のいずれかの書類
 - 民生委員等第三者の証明書など事実上の婚姻関係にあったことを明らかにする書類の写し
 - 事実婚姻に関する申立書(様式第13号)

以下のような書類をお持ちのときは、写しを添付してください。

- ◇ 日本年金機構が交付した「国民年金保険料納付記録の照会について(回答)」の写し
- ◇ 国民年金手帳、年金手帳
- ◇ 請求期間に係る預金通帳、金融機関が証明する出金記録
- ◇ 請求期間に係る確定申告書(控)等税務関係資料、社会保険料控除の明記された課税証明書・所得証明書
- ◇ 請求期間に係る納付組織代表者等の預かり証
- ◇ 請求期間に係る家計簿、日記、メモ等

■ 記入上の注意

- ◆ 「請求者」とは、国民年金の被保険者等、又は被保険者等の死亡による未支給年金若しくは遺族年金等の受給権者である遺族をいいます。
- ◆ 「⑩ 連絡先(電話番号)」は、平日の日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。
- ◆ 「被保険者等」とは、国民年金の被保険者又は被保険者であった者をいいます。例えば、死亡した夫の年金記録について妻が訂正請求をする場合、死亡した夫が被保険者等であり、請求者である妻は「3 被保険者等の遺族」です。ご自分の年金記録について請求するときは、請求者が「1 被保険者等本人」です。
- ◆ 「⑫ 請求手続きの委任」は、家族等に請求手続きを委任される場合、又は法定代理人が請求手続きをされる場合は「あり」に○印を付けてください。
- ◆ 「請求期間」(㊦、㊧)は、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録に過不足している期間、又は保険料の納付状況を訂正する期間について記入してください。
- ◆ 保険料の種類については、以下のとおりです。
 - 「現年度保険料」とは、納期限又は納期限後初めて到来する4月末日までに納付した保険料をいいます。
 - 「過年度保険料」とは、納期限後初めて到来する4月末日後から納期限から2年を経過したときまでに納付した保険料をいいます。
 - 「特例納付」とは、保険料が未納となっていた過去の期間について、特例的に事後の納付が認められた措置をいい、「特例納付保険料」とは、特例納付によって納付した保険料をいいます。
 - 実施期間は、昭和45年7月～47年6月、昭和49年1月～50年12月、昭和53年7月～55年6月です。
 - 「追納保険料」とは、保険料を免除された期間又は学生納付特例若しくは若年者納付猶予の適用期間のうち、遡って納付することができる10年以内の期間分に係る保険料をいいます。
- ◆ 「付加保険料」とは、付加年金を受給するため、定額保険料に上乗せして納付することができる保険料をいいます。
- ◆ 「第3号被保険者」とは、国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している配偶者(第2号被保険者)に扶養されている20歳以上60歳未満の人(年収が130万円未満の人)をいいます。
- ◆ 日本年金機構において請求のとおり年金記録が訂正可能な場合、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)の調査審議によらずとも、速やかに訂正処理を行うことができます。希望されるときは、同意欄にご署名ください。

■ 提出先・お問い合わせ先

この請求書 兼 申立書は、お近くの年金事務所にご提出ください。
なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

■ 備考

--

- 年金記録の訂正を求める期間について、下記の＜請求期間欄1・2＞に記入してください。
- 請求期間欄が足りないときは、別紙(様式第1号の2の2)をご利用ください。

＜請求期間欄 1＞

ア	請求期間 ※	昭 平	年 月 日	～	昭 平	年 月 日	
		5 7			5 7		
	請求期間 (賞与)※	平 成	年 月 日	支払賞与	平 成	年 月 日	支払賞与
		7				7	
		平 成	年 月 日	支払賞与	平 成	年 月 日	支払賞与
		7			7		

①について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

① 請求期間の分類	現在、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に✓印を付けてください。(複数回答可) ☐ 入社年月日(被保険者資格の取得日)が違う。(1・5) ☐ 退社年月日(被保険者資格の喪失日)が違う。(2・6) ☐ 厚生年金の適用事業所に勤務していた期間が漏れている。(3・4・7) ☐ 請求期間の給与額(標準報酬月額)が違う。(8) ☐ 請求期間の賞与額(標準賞与額)が違う。(9) ☐ 請求期間の賞与の支払記録が漏れている。(10) ☐ 請求期間の被保険者の種別(※)が違う。(11) ☐ 請求期間は厚生年金基金に加入していた又は加入していなかった。(12) ☐ その他(13)()	
ウ 減額作用の請求	1 被保険者期間短縮の請求 2 標準報酬月額減額の請求	3 標準賞与額減額の請求 4 その他(3種→1種等)
エ 請求期間の記録状況	1 基金加入期間 2 厚年法75条本文該当期間 3 育児休業期間(H12.4～) 4 育児休業期間(～H12.3) 5 産前産後休業期間 6 二以上事業所勤務被保険者期間	7 脱退手当金支給期間 8 みなし被保険者期間(離婚分割・3号分割) 9 保険料徴収権が時効消滅していない期間 10 国民年金被保険者期間 11 共済組合員期間 12 その他()

④、⑤、⑥、⑦について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

④ 請求期間に係る事業所(1)	請求期間中に勤務していた事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称 所在地		
	力 課 所 符 号	キ 事業所整理記号	ク 管轄年金事務所 年金事務所
⑤ 事業所の業種 ※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。		
⑥ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満 3 1千人未満 5 1万人以上 2 100人未満 4 1万人未満 6 不明		
⑦ 請求期間に係る事業所(2)	請求期間中に転勤した場合は転勤先の事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称 所在地		
	シ 課 所 符 号	ス 事業所整理記号	セ 管轄年金事務所 年金事務所

＜請求期間欄 2＞

②	請求期間 ※	昭 平	年 月 日	～	昭 平	年 月 日	
		5 7			5 7		
	請求期間 (賞与)※	平 成	年 月 日	支払賞与	平 成	年 月 日	支払賞与
		7			7		

⑦	請求期間 (賞与)※	平成 7	年	月	日	支払賞与	平成 7	年	月	日	支払賞与
---	---------------	---------	---	---	---	------	---------	---	---	---	------

⑨について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

⑨ 請求期間の分類	現在、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に✓印を付けてください。(複数回答可) ☐ 入社年月日(被保険者資格の取得日)が違う。(1・5) ☐ 退社年月日(被保険者資格の喪失日)が違う。(2・6) ☐ 厚生年金の適用事業所に勤務していた期間が漏れている。(3・4・7) ☐ 請求期間の給与額(標準報酬月額)が違う。(8) ☐ 請求期間の賞与額(標準賞与額)が違う。(9) ☐ 請求期間の賞与の支払記録が漏れている。(10) ☐ 請求期間の被保険者の種別(※)が違う。(11) ☐ 請求期間は厚生年金基金に加入していた又は加入していなかった。(12) ☐ その他(13)()	
チ 減額作用の請求	1 被保険者期間短縮の請求 2 標準報酬月額減額の請求	3 標準賞与額減額の請求 4 その他(3種→1種等)
ツ 請求期間の記録状況	1 基金加入期間 2 厚年法75条本文該当期間 3 育児休業期間(H12.4～) 4 育児休業期間(～H12.3) 5 産前産後休業期間 6 二以上事業所勤務被保険者期間	7 脱退手当金支給期間 8 みなし被保険者期間(離婚分割・3号分割) 9 保険料徴収権が時効消滅していない期間 10 国民年金被保険者期間 11 共済組合員期間 12 その他()

⑩、⑪、⑫、⑬について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

⑩ 請求期間に係る事業所(1)	請求期間中に勤務していた事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称所在地		
	ト 課 所 符 号	ナ 事業所整理記号	ニ 管轄年金事務所 年金事務所
⑪ 事業所の業種※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。		
⑫ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満 3 1千人未満 5 1万人以上 2 100人未満 4 1万人未満 6 不明		
⑬ 請求期間に係る事業所(2)	請求期間中に転勤した場合は転勤先の事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称所在地		
	ハ 課 所 符 号	ヒ 事業所整理記号	フ 管轄年金事務所 年金事務所

別紙の有無

有無

- 下欄の＜同意欄＞にご署名いただきますと、日本年金機構(年金事務所)で年金記録の訂正が可能な場合、速やかに処理することができます。
- 請求者が自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

< 同 意 欄 >

年金記録の訂正請求に関して、以下の事項について同意します。

- 全部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、本件訂正請求は取り下げること。
- 一部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、その請求期間については厚生労働大臣への訂正請求は行わないこと。

請求者の氏名

印

Page 3

■ 添付書類

請求するときは、以下の書類を添付してください。

- ◇ 請求の概要(2-1) [厚生年金保険] (様式第2号の2)
- ◇ 請求者の同意書(様式第12号の1又は第12号の2)
- ◇ 請求手続を他者に委任される場合は、委任状(様式第12号の4)
- ◇ 請求手続を法定代理人がされる場合は、法定代理人であることを明らかにする戸籍謄本
- ◇ 請求者がみなし被保険者期間を有する者であって、元配偶者の被保険者期間に係る訂正請求を行う場合は、請求者の同意書(様式第12号の6) 及び元配偶者の同意確認書(様式第12号の7)
- ◇ 請求者が被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」といいます。)の死亡に伴う保険給付の受給権者である場合は、以下のいずれかの書類
 - 遺族厚生年金の年金証書、未支給年金支給決定通知書など、請求者が被保険者等の死亡に伴う保険給付の受給権者であることを明らかにすることができる書類の写し
 - 年金証書等添付不能理由書(様式第4号)
- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う保険給付の受給権者であるかどうか不明な場合は、戸籍の謄本の写し
- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う保険給付の受給権者であるかどうか不明な場合であって、かつ、請求者と被保険者等が事実上の婚姻関係にあった場合は、両者の戸籍の謄本及び住民票(世帯全員)の写し並びに以下のいずれかの書類
 - 民生委員等第三者の証明書など事実上の婚姻関係にあったことを明らかにする書類の写し
 - 事実婚姻関係に関する申立書(様式第7号)

以下のような書類をお持ちのときは、写しを添付してください。

- ◇ 日本年金機構が交付した「厚生年金保険の期間照会について(回答)」の写し
- ◇ 厚生年金被保険者証、年金手帳、船員手帳
- ◇ 請求期間に係る給与明細、源泉徴収票、確定申告書(控)等税務関係資料、預金通帳
- ◇ 辞令(採用・異動・退職)、勤続感謝状、退職金の支給明細、退職所得の源泉徴収票、家計簿

■ 記入上の注意

- ◆ 「請求者」とは、厚生年金保険の被保険者等、又は被保険者等の死亡による未支給年金若しくは遺族年金等の受給権者である遺族をいいます。
- ◆ 「⑩ 連絡先(電話番号)」は、平日の日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。
- ◆ 「被保険者等」とは、厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者をいいます。例えば、死亡した夫の年金記録について妻が訂正請求をする場合、死亡した夫が被保険者等であり、請求者である妻は「3 被保険者等の遺族」です。ご自分の年金記録について請求するときは、請求者が「1 被保険者等本人」です。
- ◆ 「みなし被保険者期間を有する者」とは、離婚等をした場合に、元配偶者の被保険者期間であって請求者の被保険者期間でなかった期間のうち、法律(※)によって請求者の被保険者期間とみなされた期間を有する者をいいます。
※ 厚生年金保険法第78条の6第6項第3号又は同法第78条の14第4項
- ◆ 「⑫ 請求手続きの委任」は、家族等に請求手続きを委任される場合、又は法定代理人が請求手続をされる場合は「あり」に○印を付けてください。
- ◆ 「請求期間」(㉗、㉘)は、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録に過不足している期間、又は給与額(標準報酬月額)が相違している期間について記入してください。
賞与に係る訂正請求については、「請求期間(賞与)」欄に記入してください。
- ◆ 「被保険者の種別」とは、被保険者の種類のことであり、以下の8つがあります。
 - 男子である被保険者
 - 男子である被保険者であって、厚生年金基金の加入員である者
 - 女子である被保険者
 - 女子である被保険者であって、厚生年金基金の加入員である者
 - 鉱物の採掘事業場等で、常時坑内作業に従事する被保険者
 - 鉱物の採掘事業場等で、常時坑内作業に従事する被保険者であって、厚生年金基金の加入員である者
 - 任意加入の被保険者
 - 旧船員保険の被保険者
- ◆ 事業所の業種(㉙、㉚)

01:農林水産業	08:卸売・小売業	15:医療・福祉
02:鉱業・採石業・砂利採取業	09:金融・保険業	16:複合サービス事業
03:建設業	10:不動産業・物品賃貸業	17:サービス業
04:製造業	11:学術研究・専門技術サービス業	18:公務
05:電気・ガス・熱供給・水道業	12:飲食店・宿泊業	19:不明
06:情報通信業	13:生活関連サービス業・娯楽業	
07:運輸業・郵便業	14:教育・学習支援業	
- ◆ 日本年金機構において請求のとおり年金記録が訂正可能な場合、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)の調査審議によらずとも、速やかに訂正処理を行うことができます。希望されるときは、同意欄にご署名ください。

■ 提出先・お問い合わせ先

この請求書 兼 申立書は、お近くの年金事務所にご提出ください。
なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

■ 備考

年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書
【厚生年金保険(一括請求)】

- (太枠)内の白い欄の事項を記入してください。
- (点線枠)内の欄の事項は、記入することが難しいときは記入せずに、次に進んでください。
- (網掛け)欄は、記入しないでください。
- ※印は記入上の注意をご参照ください。
- 請求者が自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

01 制度区分	3 厚年(一括)	02 処理区分	1 厚生局処理	2 年金機構処理
③ 請求区分	1 初めての請求 2 2回目以上の請求 注) 過去に総務省年金記録確認第三者委員会へ年金記録の確認申立を行ったことがある方で、厚生労働大臣への訂正請求が初めての方は3を、2回目以上の方は4を選択してください。			
④ 請求者(※)の基礎年金番号等				05 番号区分
⑥ 請求者の氏名	(フリガナ) (姓) (名) ⑦			基礎 番号 1
⑦ 請求者の生年月日	明 大 昭 平 年 月 日 1 3 5 7			国 年 手 番 2
⑧ 請求者の性別				厚 年 手 番 3
⑨ 請求者の住所	〒 都 道 府 県 市 区 郡 区 町 村			船 保 手 番 4
⑩ 連絡先(電話番号)※	— (自宅 携帯 職場 その他)			不 明 ・ な し 5
⑪ 被保険者等(※)との関係	1 被保険者等本人 3 被保険者等の遺族 2 みなし被保険者期間を有する者(※)			12 請求手続の委任
⑬ 社会保険労務士記載欄	(社会保険労務士名・連絡先)			あり 2
⑭ 社会保険労務士へ委任				なし あり 1 2

- 訂正請求する年金記録の被保険者等が請求者と異なるときは、下欄に記入してください。

⑮ 被保険者等の基礎年金番号等				16 番号区分
⑰ 被保険者等の氏名	(フリガナ) (姓) (名)			基礎 番号 1
⑱ 被保険者等の生年月日	明 大 昭 平 年 月 日 1 3 5 7			国 年 手 番 2
⑲ 被保険者等の性別				厚 年 手 番 3
20 被保険者区分	1 裁定済みの者 2 全部認容の場合、老齢年金の保険料納付要件を満たす者			船 保 手 番 4
	3 左記以外の者			不 明 ・ な し 5

(受付印欄)

- 年金記録の訂正を求める期間について、下記の＜請求期間欄＞に記入してください。
- 請求期間欄が足りないときは、別紙(様式第1号の2の2)をご利用ください。

＜請求期間欄＞

㊦	請求期間 ※	昭 平	年	月	日	～	昭 平	年	月	日	
		5	7				5	7			
	請求期間 (賞与)※	平 成	年	月	日	支払賞与	平 成	年	月	日	支払賞与
		7					7				
		平 成	年	月	日	支払賞与	平 成	年	月	日	支払賞与
		7					7				

㊦について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

㊦ 請求期間の分類	現在、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に✓印を付けてください。(複数回答可) ☐ 入社年月日(被保険者資格の取得日)が違う。(1・5) ☐ 退社年月日(被保険者資格の喪失日)が違う。(2・6) ☐ 厚生年金の適用事業所に勤務していた期間が漏れている。(3・4・7) ☐ 請求期間の給与額(標準報酬月額)が違う。(8) ☐ 請求期間の賞与額(標準賞与額)が違う。(9) ☐ 請求期間の賞与の支払記録が漏れている。(10) ☐ その他(13)()
-----------	--

ウ 減額作用の請求	1 被保険者期間短縮の請求 2 標準報酬月額減額の請求	3 標準賞与額減額の請求 4 その他(3種→1種等)
-----------	--------------------------------	-------------------------------

エ 請求期間の記録状況	1 基金加入期間 2 厚年法75条本文該当期間 3 育児休業期間(H12.4～) 4 育児休業期間(～H12.3) 5 産前産後休業期間 6 二以上事業所勤務被保険者期間	7 脱退手当金支給期間 8 みなし被保険者期間(離婚分割・3号分割) 9 保険料徴収権が時効消滅していない期間 10 国民年金被保険者期間 11 共済組合員期間 12 その他()
-------------	--	---

㊦、㊦、㊦、㊦について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

㊦ 請求期間に係る事業所(1)	請求期間中に勤務していた事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称			所在地		
	カ	課 所 符 号	キ	事 業 所 整 理 記 号	ク	管 轄 年 金 事 務 所
					年金事務所	
㊦ 事業所の業種 ※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。					
㊦ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満 3 1千人未満 5 1万人以上 2 100人未満 4 1万人未満 6 不明					
㊦ 請求期間に係る事業所(2)	請求期間中に転勤した場合は転勤先の事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称					所在地
	シ	課 所 符 号	ス	事 業 所 整 理 記 号	セ	管 轄 年 金 事 務 所
					年金事務所	

別紙の有無 有 無

○ 以下の質問について、「はい」又は「いいえ」に○印を付けてください。
覚えていないときは、「いいえ」に○印を付けてください。

請求期間(ア)について、事業主から、必要な届出をしていないこと及び保険料を納付していないこと等の説明を受け、それに同意していましたか。	は い ・ い い え
請求期間(ア)において、当時の勤務先で社会保険事務を自ら担当していましたか。	は い ・ い い え
注) 転勤に伴う年金記録のもれや誤りについて訂正請求されるときは記入してください。 請求期間(ア)の前後の事業所は、同一企業又は同一企業グループの事業所でしたか。	は い ・ い い え

○ 請求期間(ア)に係る事業所の担当者・連絡先について、本件に係る事業所において下欄に記入してください。

① 所 属 ・ 担 当 者	事業所名	② 連 絡 先 (電 話 番 号)	
	所属・担当者名		

- 下欄の＜同意欄＞にご署名いただきますと、日本年金機構(年金事務所)で年金記録の訂正が可能な場合、速やかに処理することができます。
- 請求者が自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

< 同 意 欄 >

年金記録の訂正請求に関して、以下の事項について同意します。

- 全部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、本件訂正請求は取り下げること。
- 一部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、その請求期間については厚生労働大臣への訂正請求は行わないこと。

請求者の氏名

印

■ 添付書類

- 請求者は、以下の書類を添付してください。
- ◇ 請求者の委任状 兼 同意書(様式第12号の5)
 - ◇ 請求者が被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」といいます。)の死亡に伴う保険給付の受給権者である場合は、以下のいずれかの書類
 - 遺族厚生年金の年金証書、未支給年金支給決定通知書など、請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であることを明らかにすることができる書類の写し
 - 年金証書等添付不能理由書(様式第4号)
 - ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う保険給付の受給権者であるかどうか不明な場合は、戸籍の謄本の写し

- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う保険給付の受給権者であるかどうか不明な場合であって、かつ、請求者と被保険者等が事実上の婚姻関係にあった場合は、両者の戸籍の謄本及び住民票(世帯全員)の写し並びに以下のいずれかの書類
 - 民生委員等第三者の証明書など事実上の婚姻関係にあったことを明らかにする書類の写し
 - 事実婚関係に関する申立書(様式第13号)

事業主は、以下の書類を添付してください。

- ◇ 事案の概要(様式第3号)
- ◇ 請求期間の分類(㊦)に応じた以下の訂正請求対象者一覧表
 - 請求期間の給与額が違う場合は、訂正請求対象者一覧表(標準報酬月額相違事案)(様式第11号の2)
 - 請求期間の賞与額が違う場合又は賞与の支払記録が漏れている場合は、訂正請求対象者一覧表(標準賞与額相違事案)(様式第11号の3)
 - 上記以外の場合は、訂正請求対象者一覧表(被保険者期間相違事案)(様式第11号の1)

事業主は、以下のような事業所保管の書類の写しを添付してください。

- ◇ 賃金台帳、賞与台帳、請求期間の保険料控除が確認できる資料
- ◇ 人事記録等請求期間の勤務実態が確認できる資料
- ◇ その他事業主からの保険料控除、事業主の届出又は保険料納付について確認できる資料

■ 記入上の注意

- ◆ 「請求者」とは、厚生年金保険の被保険者等、又は被保険者等の死亡による未支給年金若しくは遺族年金等の受給権者である遺族をいいます。
- ◆ 「⑩ 連絡先(電話番号)」は、平日の日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。
- ◆ 「被保険者等」とは、厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者をいいます。例えば、死亡した夫の年金記録について妻が訂正請求をする場合、死亡した夫が被保険者等であり、請求者である妻は「3 被保険者等の遺族」です。ご自分の年金記録について請求するときは、請求者が「1 被保険者等本人」です。
- ◆ 「請求期間」(㊦)は、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録に過不足している期間、又は給与額(標準報酬月額)が相違している期間について記入してください。
賞与に係る訂正請求については、「請求期間(賞与)」欄に記入してください。
- ◆ 事業所の業種(㊧)

01:農林水産業	08:卸売・小売業	15:医療・福祉
02:鉱業・採石業・砂利採取業	09:金融・保険業	16:複合サービス事業
03:建設業	10:不動産業・物品賃貸業	17:サービス業
04:製造業	11:学術研究・専門技術サービス業	18:公務
05:電気・ガス・熱供給・水道業	12:飲食店・宿泊業	19:不明
06:情報通信業	13:生活関連サービス業・娯楽業	
07:運輸業・郵便業	14:教育・学習支援業	
- ◆ 日本年金機構において請求のとおり年金記録が訂正可能な場合、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)の調査審議によらずとも、速やかに訂正処理を行うことができます。希望されるときは、同意欄にご署名ください。

■ 提出先・お問い合わせ先

この請求書 兼 申立書は、お近くの年金事務所にご提出ください。
 なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

■ 備考

○ 年金記録の訂正を求める期間(脱退手当金が支給済みとされている期間)について、下記の＜請求期間欄1・2＞に記入してください。

＜請求期間欄 1＞

請求期間 ※	昭 平	年	月	日	～	昭 平	年	月	日
㊦ (脱退手当金の支給済期間)	5 7					5 7			

㊦について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

㊦ 請求期間の分類	現在、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に✓印を付けてください。 ☐ 請求期間の全部について脱退手当金を受けていない。(1) ☐ 請求期間の一部について脱退手当金を受けていない。(2) ☐ その他 (3) ()
ウ 減額作用の請求	1 脱退手当金の支給済期間の追加
エ 請求期間の記録状況	1 請求期間に係る脱退手当金の支給年月日の前に、当該脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案(いわゆる「まだら事案」)

㊦、㊦、㊦について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

㊦ 請求期間に係る事業所	請求期間における最終事業所の名所・所在地を記入してください。 事業所名称 所在地
	力 課 所 符 号 キ 事業所整理記号 ク 管轄年金事務所 年金事務所
㊦ 事業所の業種 ※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。
㊦ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満 3 1千人未満 5 1万人以上 2 100人未満 4 1万人未満 6 不明

＜請求期間欄 2＞

請求期間 ※	昭 平	年	月	日	～	昭 平	年	月	日
㊦ (脱退手当金の支給済期間)	5 7					5 7			

㊦について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

㊦ 請求期間の分類	現在、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に✓印を付けてください。 ☐ 請求期間の全部について脱退手当金を受けていない。(1) ☐ 請求期間の一部について脱退手当金を受けていない。(2) ☐ その他 (3) ()
ス 減額作用の請求	1 脱退手当金の支給済期間の追加
セ 請求期間の記録状況	1 請求期間に係る脱退手当金の支給年月日の前に、当該脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案(いわゆる「まだら事案」)

②、⑦、⑩について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

② 請求期間に係る事業所	請求期間における最終事業所の名所・所在地を記入してください。		
	事業所名称	所在地	
	タ 課 所 符 号	チ 事業所整理記号	ツ 管轄年金事務所 年金事務所
⑦ 事業所の業種※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。		
⑩ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。		
	1 10人未満 2 100人未満	3 1千人未満 4 1万人未満	5 1万人以上 6 不明

- 下欄の＜同意欄＞にご署名いただきますと、日本年金機構（年金事務所）で年金記録の訂正が可能な場合、速やかに処理することができます。

○ 請求者が自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

< 同 意 欄 >

年金記録の訂正請求に関して、以下の事項について同意します。

● 全部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、本件訂正請求は取り下げること。

● 一部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、その請求期間については厚生労働大臣への訂正請求は行わないこと。

請求者の氏名

印

■ 添付書類

- 請求するときは、以下の書類を添付してください。
- ◇ 請求の概要（2－1）〔脱退手当金〕（様式第2号の3）

◇ 請求者の同意書（様式第12号の1又は第12号の2）

◇ 請求手続を他者に委任される場合は、委任状（様式第12号の4）

◇ 請求手続を法定代理人がされる場合は、法定代理人であることを明らかにする戸籍謄本

◇ 請求者がみなし被保険者期間を有する者であって、元配偶者の被保険者期間に係る訂正請求を行う場合は、請求者の同意書（様式第12号の6）及び元配偶者の同意確認書（様式第12号の7）

◇ 請求者が被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」といいます。）の死亡に伴う保険給付の受給権者である場合は、以下のいずれかの書類
 - 遺族厚生年金の年金証書、未支給年金支給決定通知書など、請求者が被保険者等の死亡に伴う保険給付の受給権者であることを明らかにすることができる書類の写し
 - 年金証書等添付不能理由書（様式第4号）

◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う保険給付の受給権者であるかどうか不明な場合は、戸籍の謄本の写し

◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う保険給付の受給権者であるかどうか不明な場合であって、かつ、請求者と被保険者等が事実上の婚姻関係にあった場合は、両者の戸籍の謄本及び住民票（世帯全員）の写し並びに以下のいずれかの書類
 - 民生委員等第三者の証明書など事実上の婚姻関係にあったことを明らかにする書類の写し
 - 事実婚関係に関する申立書（様式第13号）

- 以下のような書類をお持ちのときは、写しを添付してください。
- ◇ 脱退手当金支給決定通知書、国庫金送金(振込)通知書
 - ◇ 日本年金機構が交付した「厚生年金保険の期間照会について(回答)」の写し
 - ◇ 厚生年金被保険者証、年金手帳、船員手帳
 - ◇ 請求期間に係る給与明細、源泉徴収票、確定申告書(控)等税務関係資料、預金通帳
 - ◇ 辞令(採用・異動・退職)、勤続感謝状、退職金の支給明細、退職所得の源泉徴収票、家計簿

■ 記入上の注意

- ◆ 「請求者」とは、厚生年金保険の被保険者等、又は被保険者等の死亡による未支給年金若しくは遺族年金等の受給権者である遺族をいいます。
- ◆ 「⑩ 連絡先(電話番号)」は、平日の日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。
- ◆ 「被保険者等」とは、厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者をいいます。例えば、死亡した夫の年金記録について妻が訂正請求をする場合、死亡した夫が被保険者等であり、請求者である妻は「3 被保険者等の遺族」です。ご自分の年金記録について請求するときは、請求者が「1 被保険者等本人」です。
- ◆ 「みなし被保険者期間を有する者」とは、離婚等をした場合に、元配偶者の被保険者期間であって請求者の被保険者期間でなかった期間のうち、法律(※)によって請求者の被保険者期間とみなされた期間を有する者をいいます。
※ 厚生年金保険法第78条の6第6項第3号又は同法第78条の14第4項
- ◆ 「⑫ 請求手続きの委任」は、家族等に請求手続きを委任される場合、又は法定代理人が請求手続きをされる場合は「あり」に○印を付けてください。
- ◆ 「請求期間」(㊦、㊧)は、脱退手当金が支給済とされている期間について記入してください。
- ◆ 事業所の業種(㊨、㊩)

01: 農林水産業	08: 卸売・小売業	15: 医療・福祉
02: 鉱業・採石業・砂利採取業	09: 金融・保険業	16: 複合サービス事業
03: 建設業	10: 不動産業・物品賃貸業	17: サービス業
04: 製造業	11: 学術研究・専門技術サービス業	18: 公務
05: 電気・ガス・熱供給・水道業	12: 飲食店・宿泊業	19: 不明
06: 情報通信業	13: 生活関連サービス業・娯楽業	
07: 運輸業・郵便業	14: 教育・学習支援業	
- ◆ 日本年金機構において請求のとおり年金記録が訂正可能な場合、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)の調査審議によらずとも、速やかに訂正処理を行うことができます。希望されるときは、同意欄にご署名ください。

■ 提出先・お問い合わせ先

この請求書 兼 申立書は、お近くの年金事務所にご提出ください。
なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

■ 備考

請求の概要(2-1)

【年金記録の訂正請求をされる方へ】

- ★ 年金記録の訂正手続は、請求をされる方の主張を十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し、民間有識者で構成される地方年金記録訂正審議会(仮称)の審議を踏まえて、公正な判断を行うこととしています。そのため、地方厚生(支)局又は日本年金機構においては、請求をされる方のご協力を得ながら、関連資料や周辺事情を幅広く収集するよう努めることとしており、調査に当たっては、請求をされる方から詳細に事情をお聞きすることとしています。
- ★ 本書類は、今後の調査・検討を行っていく上で極めて重要であり、請求の内容と直接関係ないように思える事柄でも、重要な要素となり得ることをご理解いただき、記入してください。記入欄に記入できない場合は、任意に別葉を作成していただき、なるべく詳細に記入してください。
- ★ 次ページ以降の質問について、該当する項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

○ 請求期間の保険料を納付していたとする理由について、納付を始めた経緯や納付されていた当時の状況が分かるように具体的に記載してください。

なお、納付方法等の詳細については、次ページ以降でお聞きします。

		年金事務所の確認欄						
質問1 国民年金の加入手続について教えてください。(加入時から納付をしていたと主張される場合には、当該加入手続について、以下の質問にお答えください。) ア どのようなきっかけで加入手続をしましたか。(例:親に勧められて加入した) _____ _____ イ 加入手続は誰が行ったか覚えていますか。 1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない (1又は2が○の場合は、手続した方の氏名・あなたとの関係を記入してください。) 手続した方の氏名 _____ あなたとの関係 _____ ※以下は、ご自身で加入手続していない場合には、手続した方のご記憶の範囲でご記入ください。 なお、記入できない場合は、その理由を記入してください。(例:手続した方が亡くなっているため) (記入できない理由) _____ ウ 加入手続した時期はいつ頃か覚えていますか。 1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない (1又は2が○の場合は、時期を記入してください。) 昭和・平成 年 月頃 _____ エ 加入手続はどこで行いましたか。 1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない (1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。) <table border="0"> <tr> <td>a 名 称</td> <td>役所 役場</td> <td>本庁 出張所 支所</td> </tr> <tr> <td>b その他</td> <td colspan="2">_____</td> </tr> </table> オ 手続時又は手続後に国民年金手帳の交付を受けましたか。 1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない (1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。) a 年金手帳の交付を受けた。 (交付時期) 加入手続の時・その他 (_____) (交付方法) 役所窓口・郵送・その他 (_____) (交付された年金手帳の色) (_____)		a 名 称	役所 役場	本庁 出張所 支所	b その他	_____		年金手帳の写し ☐添付 ☐未添付
a 名 称	役所 役場	本庁 出張所 支所						
b その他	_____							

(保管状況) 現在持っている・現在持っていない b 交付を受けていない。 i 市町村が預かっていて、預り証を受けた ii 後日郵送するとのことだったが、送付されなかった iii 何も受け取らなかった iv その他 () カ 国民年金の手帳の冊数について教えてください。 <table border="0"> <tr> <td>(これまでに交付された冊数)</td> <td>冊</td> </tr> <tr> <td>(なくしてしまった冊数)</td> <td>冊</td> </tr> <tr> <td>(現在所持している冊数)</td> <td>冊</td> </tr> </table> ※質問2へつづく	(これまでに交付された冊数)	冊	(なくしてしまった冊数)	冊	(現在所持している冊数)	冊	存在する年金手帳の写し ☐添付 ☐未添付
(これまでに交付された冊数)	冊						
(なくしてしまった冊数)	冊						
(現在所持している冊数)	冊						
(加入手続についての年金事務所記載欄)							
質問2 請求期間の保険料はどのように納められたか教えてください。 (注)納付方法が異なる場合は、納付方法ごとに、別紙にご記入の上添付してください。 請求期間 : 昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで 請求期間 : 昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで ア 誰が納付したか覚えていますか。 1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない (1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。) a 自分で納付した b 家族などが納付した 納付した方の氏名 _____ あなたとの関係 _____ ※以下は、ご自身で納付していない場合には、納付した方のご記憶の範囲でご記入ください。 なお、記入できない場合は、その理由を記入してください。(例:納付した者が亡くなっているため) (記入できない理由) _____							

イ いつ・いくら納付しましたか。

- 1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない

(1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。)

- a 定期的に納付していた (例: 半年ごとに〇〇円納付したなど)

- b まとめて納付した

- ① 納付した時期、金額をご記入ください。(例: 〇年〇月に△△円納付したなど)

- ② まとめて納付された理由をご記入ください。

- ③ まとめて納付するための資金はどのように準備されたか該当記号を○で囲み、必要事項をご記入ください。(複数選択可)

- i 手元にあったお金で納付した。

(当時、日常的に手元にあった金額) 約 円

- ii 預貯金を引き出して納付した。

(預金先) 預金先名 _____ 銀行 金庫
組合 郵便局
支店 支所 出張所

(種類) 通常預金・定額預金・普通預金・定期預金・その他 ()

(名義) _____

(引出額) _____ 円

(引出しが記録された通帳・明細) 現在持っている ・ 現在持っていない

- iii お金を借りて納付した。

(借入先) 名称・氏名 _____
あなたとの関係 _____

(借入額) _____ 円

(借入書・金銭消費貸借契約書等) 現在持っている ・ 現在持っていない

- iv その他 ()

- c その他 ()

ウ どのように納付したか覚えていますか。

- 1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない

(1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。複数選択可)

- a 国民年金印紙を()で購入し、国民年金手帳に貼り付けて納付した。

※ ()内に国民年金印紙を購入した場所を記入してください。

- b 納付書に現金を添えて納付した。[納付書の様式を覚えていれば記入してください。]

(大きさ) _____ (色) _____ 色

通帳等の写し
□添付 □未添付

借用書等の写し
□添付 □未添付

(納付書をどのように入手したのか覚えていれば記入してください。)

c 納付書によらず現金のみで納付した。(a・b以外)

d 口座振替で納付した。

e 集金袋で納付した

f その他 ()

エ どこで納付したか覚えていますか。

1 覚えている 2 覚えているが定かではない 3 全く覚えていない

(1又は2が○の場合は、該当記号を○で囲み必要事項を記入してください。複数選択可)

a 市町村役場の窓口で納めた。

役 所 名	役所 役場	本庁 出張所 支所
_____	_____	_____

b 社会保険事務所(年金事務所)の窓口で納めた。

事 務 所 名 _____ 社会保険事務所(年金事務所)

c 郵便局の窓口で納めた。

郵 便 局 名 _____ 郵便局

d 金融機関の窓口で納めた。

金 融 機 関 名	銀行 金庫 組合	支店 支所 出張所
_____	_____	_____

e 口座振替で納めた。

(預 金 先) 預金先名	銀行 金庫 組合 郵便局
_____	支店 支所 出張所

(種 類) 通常預金・定額預金・普通預金・定期預金・その他 ()

(名 義) _____

f 集金で納めた。

(集金場所) 自宅・地区会館・その他 ()

(納付先) (当時)

市 町 村 職 員 (市町村名 氏名)

自治会・婦人会役員 (団体等名 氏名)

社会保険事務所職員 (事務所名 氏名)

金融機関の集金人 (金融機関名 氏名)

そ の 他 ()

不 明

(集金の仕方はどのような方法だったかその時の状況をご記入ください。)

[illegible]

b 一緒に納付した者はいない。 ※質問3へつづく	
(保険料納付についての年金事務所記載欄)	
質問3 以下のことについて教えてください。 ア ご結婚等の履歴をご記入ください。(配偶者の年金加入・納付状況も審議を行う上での重要な情報になります。) a 結婚していた。 (配偶者の氏名) _____ (配偶者の生年月日) 明治・大正・昭和 年 月 日 (婚姻年月日) 昭和・平成 年 月 日 (離婚年月日) 昭和・平成 年 月 日 b 結婚していない。 イ 本籍地をご記入ください。 本籍地 _____ ウ 請求期間当時の職業をご記入ください。 (事業所に勤務されていた場合は、事業所名称・所在地をご記入ください。) (職業) _____ (事業所名称) _____ (事業所所在地) _____ 都道府県 _____ 市郡 _____ 区町村 _____ エ 請求期間当時の氏名、生年月日をご記入ください。 (フリガナ氏名) _____ (生年月日) _____ 年 月 日 オ 請求期間の当時に同居していた親族はいましたか。 a 同居の親族がいた。(※) b 同居の親族はいなかった。	WMのハードコピー □添付 □未添付 戸籍謄(抄)本 □添付 □未添付 WMのハードコピー □添付 □未添付 戸籍謄(抄)本 住民票 □添付 □未添付

(※)「a 同居の親族がいた」と答えた方は、同居の親族の氏名、続柄をご記入ください。

区分	氏名	続柄	氏名	続柄
① 配 偶 者				
② 父 ・ 母				
③ 子				
④ 祖 父 ・ 祖 母				
⑤ 孫				
⑥ 兄 弟 姉 妹				
⑦ そ の 他				

カ 保険料の納付について証言をしてくれる方がいますか。

a いる。

(一人目の方) 氏名 _____ あなたとの関係 _____

連絡先電話番号 _____ () _____

この方はどのようなことをご存じですか。

(二人目の方) 氏名 _____ あなたとの関係 _____

連絡先電話番号 _____ () _____

この方はどのようなことをご存じですか。

b いない。

キ その他、地方審議会の審議に当たり、参考となる事項などありましたらご記入ください。

請求の概要(2-1)

【年金記録の訂正請求をされる方へ】

- ★ 年金記録の訂正手続は、請求をされる方の主張を十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し、民間有識者で構成される地方年金記録訂正審議会(仮称)の審議を踏まえて、公正な判断を行うこととしています。そのため、地方厚生(支)局又は日本年金機構においては、請求をされる方のご協力を得ながら、関連資料や周辺事情を幅広く収集するよう努めることとしており、調査に当たっては、請求をされる方から詳細に事情をお聞きすることとしています。
- ★ 本書類は、今後の調査・検討を行っていく上で極めて重要であり、請求の内容と直接関係ないように思える事柄でも、重要な要素となり得ることをご理解いただき、記入してください。記入欄に記入できない場合は、任意に別葉を作成していただき、なるべく詳細に記入してください。
- ★ 次ページ以降の質問について、該当する項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

○ 請求内容

※ 請求期間の勤務状況(勤務した経緯)や保険料を事業主により控除されていたとする当時の状況が分かるように具体的に記載してください。

	年金事務所の確認欄
質問1. 年金事務所から、請求期間に係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていない旨の回答があった場合は、以下について教えてください。 事業主名 _____ 親会社名・グループ会社名 _____ 支店名・工場名 _____ 取引先の事業所名 _____ 取引先の事業所の所在地 _____	
質問2. 事業所での仕事の内容や雇用形態等について教えてください。 1) ア 正社員 イ 派遣職員 ウ アルバイト・パート エ 季節労働・期間労働 (該当する記号を○で囲んでください。) 2) 仕事の内容 _____ 3) 勤務時間 1日 時間 (時から 時まで) _____ 4) 勤務日数 1月 日 _____ 5) 給与の支払日 日 _____ 6) 給与の支払額 _____ 円(月額) 7) 給与から控除された厚生年金保険料額 _____ 円(月額)	
質問3. 勤務の事実を確認できる資料はお持ちですか。 (人事記録、辞令等) ある ・ ない (在職証明書) ある ・ ない (その他) 例: 当時の職場の写真等 _____	人事記録等の写し □添付 □未添付 在職証明書の写し □添付 □未添付 その他資料の写し □添付 □未添付

質問4. 保険料控除等の事実が確認できる資料はお持ちですか。 (給 与 明 細 書) (源 泉 徴 収 票) (確 定 申 告 書) (住 民 税 の 通 知) (預 金 通 帳) (家計簿等の出納帳) (日 記 ・ メ モ) (そ の 他) _____ ある ・ ない ある ・ ない ある ・ ない ある ・ ない ある ・ ない ある ・ ない ある ・ ない	給与明細書の写し □添付 □未添付 源泉徴収票の写し □添付 □未添付 確定申告の写し □添付 □未添付 住民税の通知の写し □添付 □未添付 預金通帳の写し □添付 □未添付 家計簿等の写し □添付 □未添付 日記等の写し □添付 □未添付 その他資料の写し □添付 □未添付
質問5. 年金手帳又は厚生年金被保険者証はお持ちですか。 ある ・ ない	年金手帳全頁の写し □添付 □未添付 被保険者証の写し □添付 □未添付
質問6. 雇用保険や厚生年金基金等の加入が確認できる資料はお持ちですか。 ある ・ ない	雇用関係資料の写し □添付 □未添付 基金関係資料の写し □添付 □未添付
質問7. 当時の健康保険証はどのようなものでしたか(どこから貰ったか)。 _____ _____ _____	
質問8. 当時の事業主、同僚、経理担当者など、勤務の事実について証言をしてくれる方がいますか。 (氏名・関係) _____ • (電話番号) _____ (氏名・関係) _____ • (電話番号) _____ (氏名・関係) _____ • (電話番号) _____	

質問9. 事業所での仕事の内容や雇用形態等が同じであった同僚の方、前任者又は後任者の方がいますか。 (仕事の内容や雇用形態等が同じであった同僚の方) (氏名) _____ (電話番号) _____ (氏名) _____ (電話番号) _____ (氏名) _____ (電話番号) _____ (前任者又は後任者の方) (氏名) _____ (電話番号) _____ (氏名) _____ (電話番号) _____ (氏名) _____ (電話番号) _____	
質問10. 事業主が請求期間の厚生年金保険料を納付しなかったことに起因する年金不足分について、事業主から補償を受けたことがありますか。 ある ・ ない	
質問11. 請求期間について、事業主から、必要な届出をしていない事及び保険料を納付していない等の説明を受け、それに同意していましたか。 はい ・ いいえ	
質問12. 請求期間において、当時の勤務先で社会保険事務を自ら担当していましたか。 はい ・ いいえ	
質問13. 請求期間当時の氏名、生年月日をご記入ください。 フリガナ (氏名) _____ (生年月日) _____ 年 _____ 月 _____ 日	

[illegible]

請求の概要(2-1)

【年金記録の訂正請求をされる方へ】

- ★ 年金記録の訂正手続は、請求をされる方の主張を十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し、民間有識者で構成される地方年金記録訂正審議会（仮称）の審議を踏まえて、公正な判断を行うこととしています。そのため、地方厚生（支）局又は日本年金機構においては、請求をされる方のご協力を得ながら、関連資料や周辺事情を幅広く収集するよう努めることとしており、調査に当たっては、請求をされる方から詳細に事情をお聞きすることとしています。
- ★ 本書類は、今後の調査・検討を行っていく上で極めて重要であり、請求の内容と直接関係ないように思える事柄でも、重要な要素となり得ることをご理解いただき、記入してください。記入欄に記入できない場合は、任意に別葉を作成していただき、なるべく詳細に記入してください。
- ★ 次ページ以降の質問について、該当する項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

○ 請求内容

※ 脱退手当金を受けていないとする理由について、脱退手当金が支給されたとされている最終事業所を退職した経緯や脱退手当金が支給されたとする時期の日常生活状況などが分かるように具体的に記載してください。

						年金事務所の確認欄
★受給していないと申し立てる脱退手当金の記録上の支給日 （支給日がわからないときは年金事務所を確認してください。）						
	昭和		年		月	日支給
※ 複数ある場合は、この質問用紙は支給日ごとに作成してください。この場合、2件目の支給日のものからは、質問3～質問6について記載し、他の質問は斜線で抹消してください。						
支給日 ☐ 確認 手当金計算書等 ☐ 有 ☐ 無						
質問1 初めて勤務した事業所についてご記入ください。 就 職 し た 日 昭 和 年 月 日 事 業 所 名 称 事業所所在地 都 道 府 県 市 郡 区 町 村						
被保険者記録 ☐ 一致 ☐ 不一致 ☐ 未適用 ☐ 取得日相違 ☐ 期間調査中 払出簿・索引票 ☐ 添付						
質問2 （再）就職したときのことについて教えてください。 ア 就職し、厚生年金保険に加入すると厚生年金保険の記号番号が記載された厚生年金保険被保険者証又は年金手帳というものが事業所から交付されますが、当該被保険者証等の存在をご存じでしたか。 知っていた ・ 知らなかった イ アで「知っていた」と答えた方は、再就職の度に、厚生年金保険の記号番号が記載された被保険者証又は年金手帳を新しい再就職先に提出していましたか。 必ず提出していた ・ 提出していたと思う ・ 提出したりしなかったりした 提出していなかった (理由) _____ 覚えていない ウ 再就職はしていない						

質問3 記録上、脱退手当金を受給したことになっていることについて、初めて知ったのは、いつ・どのような経緯だったのか、その際、どのような対応をされたのか教えてください。 (記入例: 平成〇〇年〇月ころ、～で、年金記録を確認した際に初めて知り、もらった記憶がなかったので、今回の請求に至った。) _____ _____ _____ _____	
質問4 脱退手当金が支給されたと記録されている時期において、当時のあなたの認識について教えてください。 ア 厚生年金保険制度はご存じでしたか。 知っていた ・ 知らなかった イ アで「知っていた」と答えた方は、いつ・どのようにして知りましたか。 _____ _____ ウ 脱退手当金という給付制度があることはご存じでしたか。 知っていた ・ 知らなかった エ ウで「知っていた」と答えた方は、いつ・どのようにして知りましたか。 _____ _____ オ ウで「知っていた」と答えた方は、脱退手当金を受給しなかった理由をご記入ください。 _____ _____ _____	

カ ご自身が将来厚生年金や国民年金を受給できるかどうかについて、どのようにお考えでしたか。 _____ _____ キ 昭和 36 年以降に脱退手当金が支給されたと記録されている方は、当時、厚生年金や共済年金、国民年金などの加入期間を通算して、加入した期間の年金が将来受け取れることをご存じでしたか。 知っていた ・ 知らなかった ク 社会保険事務所(年金事務所)という役所をご存じでしたか。 知っていた ・ 知らなかった	
質問5 脱退手当金の支給対象とされている事業所のうち、最後に勤務した事業所について、詳しく教えてください。 ア 在 職 期 間 昭和 年 月 ～ 年 月 イ 事業所名称 _____ ウ 所在地 _____ 都 道 府 県 市 郡 区 町 村 エ 配属部署名 _____ オ 仕事の内容 _____ カ 就職したとき厚生年金保険被保険者証又は年金手帳を事業所に提出しましたか。 提 出 し た (記号番号 —) 提出しなかった (理由) _____ 覚えていない キ 退職の理由は何ですか。 (退 職 理 由) _____	支給記録の最終事業所 ☐ 確認 事業所記録 ☐ 添付 名簿・原票 ☐ 添付

ク 退職の際に退職に伴う退職金の支払、失業保険の申請や健康保険の手続、脱退手当金の請求などについての説明がありましたか。

無 ・ 有

(説明内容) _____

ケ 当時の事業所での脱退手当金の取扱いにつき、ご存じのことがあればご記入ください。

(記入例: 私は言われなかったが、同僚の中には、経理担当者から脱退手当金の説明を受けたという人もいた。)

コ 退職の際、事業所へ提出したものがあれば○を付けてください。

退職願 ・ 印鑑 ・ 健康保険被保険者証 ・ 退職所得申告書

その他 _____

サ 退職時又は退職後に事業所から受け取ったものに○を付けてください。

退職辞令 ・ 源泉徴収票 ・ 離職証明書 ・ 雇用(失業)保険被保険者証

厚生年金保険被保険者証 記念品(品名 _____)

最後の給料

(金 額) _____ 円 ・ 覚えてない

(時 期) 退職日までに受領

退職後に受領 (約 _____ 日後・約 _____ か月後)

(受 取 方 法) 事業所で現金で受領 ・ 現金書留で受領

退職後に郵便為替で受領 ・ 口座振込で受領

事業所の担当者が持参 ・ 覚えてない

退職金

(名 称) 退職金 ・ 祝金 ・ 功労金 ・ 一時金

その他(_____) ・ 覚えてない

(金 額) _____ 円 ・ 覚えてない

(時 期) 退職日までに受領 退職後受領 (約 日後・約 か月後) (受 取 方 法) 事業所で現金で受領 ・ 現金書留で受領 退職後に郵便為替で受領 ・ 口座振込で受領 事業所の担当者が持参 ・ 覚えてない 社内預金等の返還金 (名 称) _____ (金 額) _____ 円 ・ 覚えていない その他 _____ 何ももらっていない	
シ 同じところに退職された同僚で名前を覚えている方がいますか。 いない ・ いる (フリガナ 氏名) _____ (フリガナ 氏名) _____	被保険者記録 ☐有 ☐無 ☐有 ☐無
ス 当時の同僚や経理担当者など、連絡先がわかる方がいますか。 (フリガナ 氏名・関係) _____ ・ _____ (電話番号) _____ (フリガナ 氏名・関係) _____ ・ _____ (電話番号) _____ (フリガナ 氏名・関係) _____ ・ _____ (電話番号) _____	被保険者記録 ☐有 ☐無 ☐有 ☐無 ☐有 ☐無
セ 退職時のあなたの住所及び同居者がいればその方の氏名をご記入ください。 (退職時の住所) _____ (同居者の フリガナ 氏名) _____	
ソ 在職中又は退職後に出産手当金等の健康保険からの給付を受けたことがありますか。 ない ・ ある ・ 覚えていない (請 求 方 法) _____ (受 取 方 法) _____	(政管健保の場合) 給付記録 ☐有 ☐無

質問6 脱退手当金の支給対象とされている事業所のうち、最後に勤務した事業所を退職してから、当該支給されたと記録されている時期までの日常生活状況についてご記入ください。

ア 支給されたと記録されている時期ころの住所及び同居者がいればその方の氏名を教えてください。

(住 所)

(同居者氏名)^{フリガナ}

イ 退職後、事業所の方と会うなど、連絡をとったことがありますか。

ない ・ ある

(内容)

ウ 結婚、出産、引っ越し、自宅や自動車の購入などの出来事がありましたか。

ない ・ ある

(時期・内容)

エ 退職後、すぐに再就職しようと考えていましたか。

考えてない ・ 考えていた

(すぐに再就職された方は就職先を教えてください。)

再就職年月日 年 月 日

再就職先の名称

再就職先の所在地

都道府県	郡市	区 町村
------	----	---------

都道府県

郡市

区
町村

才 退職後、雇用(失業)保険の手続をしましたか。

行った ・ 行っていない ・ 雇用保険未加入 ・ 覚えていない

行った場所

行った内容

被保険者記録

☐有 ☐無

カ 退職後、家族、友人又は近隣の方と年金の一時金について話をしたことがありますか。 ない ・ ある ・ 覚えていない (会話内容) _____ (話をした方の連絡先がわかれば教えてください。) フリガナ (氏名・関係) _____ ・ _____ (電話番号) _____ キ 退職後の健康保険はどうされましたか。 今までの健康保険を継続した 配偶者又は親族の健康保険の被扶養者となった 国民健康保険に加入した その他 _____	(政管健保の場合) 任継記録 ☐有 ☐無 継続療養記録 ☐有 ☐無 被扶養者記録 ☐有 ☐無
質問7 国民年金に加入している方は、いつごろ加入手続をし、いつごろから保険料納付を始められましたか。 (加入手続時期) 昭和 ・ 平成 年 月ころ (初めて保険料を納付した時期) 昭和 ・ 平成 年 月ころ	払出簿 ☐添付 ☐無 特殊台帳 ☐添付 ☐無
質問8 以下のような参考となる資料はお持ちですか。 (厚生年金保険被保険者証(年金手帳)) ある ・ ない (厚生年金基金加入員証) ある ・ ない (雇用(失業)保険被保険者証) ある ・ ない (国民年金手帳) ある ・ ない (退職所得の源泉徴収票) ある ・ ない (退職辞令) ある ・ ない (退職金等の支給明細) ある ・ ない (家計簿・日記) ある ・ ない (その他) _____	(写しの添付) ☐添付 ☐無 ☐添付 ☐無 ☐添付 ☐無 ☐添付 ☐無 ☐添付 ☐無 ☐添付 ☐無 ☐添付 ☐無 ☐添付 ☐無

質問9 以下のことについて教えてください。 ア ご結婚等の履歴をご記入ください(配偶者の年金加入についても審議を行う上での重要な情報になります。) 結婚している(いた) ・ 結婚していない (配偶者の氏名) _____ (配偶者の生年月日) _____ 年 月 日 (婚姻年月日) _____ 年 月 日 (離婚年月日) _____ 年 月 日 イ あなたの本籍地をご記入ください。 (本籍地) _____ ウ 請求期間当時の氏名、生年月日をご記入ください。 フリガナ (氏名) _____ (生年月日) _____ 年 月 日	WM ハードコピー □添付 □無 戸籍謄本(抄本) □添付 □無
質問 10 その他、地方審議会の審議に当たり、参考となる事項などありましたらご記入ください。 _____ _____ _____ _____	
※以上で質問は終わりです。記載内容をお確かめの上、署名してください。 平成 年 月 日 確認 請求者氏名 _____	

特記事項(年金事務所記載欄)

確認(受付)者

年金事務所

課

氏名

年金証書等添付不能理由書

下記の被保険者又は被保険者であった者の死亡に係る保険給付又は未支給年金の受給権者であることを証する書類(遺族年金の年金証書等の写し)を添付できない理由について、以下のとおり申し立てます。

記

【死亡した被保険者又は被保険者であった者】

フリガナ											
氏名											
基礎年金番号					—						

【遺族年金の年金証書等の写しを添付できない理由】

該当する理由に✓印を付してください。

- ☐ 遺族年金等の裁定を受けたが、年金証書等を紛失したため
- ☐ 未支給年金の支給決定を受けたが、支給決定通知書を紛失したため
- ☐ その他(具体的な理由を記載してください。)

()

平成 年 月 日

厚生労働省地方厚生(支)局長 殿

請求者

住所

氏名

印

※ 請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です。

(訂正・不訂正決定をしようとする場合)

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇地方年金記録訂正審議会
会長 〇 〇 〇 〇 様

〇〇厚生(支)局長
〇 〇 〇 〇



諮 問 書

平成〇年〇月〇日受付の〇〇〇〇から提出された訂正請求に対して、国民年金原簿(厚生年金保険原簿)の訂正をする旨(訂正をしない旨)の決定をすることについて、国民年金法第14条の4第3項(厚生年金保険法第28条の4第3項)の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

請 求 者 名 :
基礎年金番号 :
生 年 月 日 :
住 所 :
処 分 案 : 本訂正請求の処分案に係る結論、請求の要旨等及び判断の理由については、別紙のとおり。

(訂正請求を却下しようとする場合)

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇地方年金記録訂正審議会
会長 〇 〇 〇 〇 様

〇〇厚生(支)局長
〇 〇 〇 〇



諮 問 書

平成〇年〇月〇日受付の〇〇〇〇から提出された訂正請求に対して、訂正請求を却下することについて、下記のとおり諮問します。

記

請 求 者 名 :
基礎年金番号 :
生 年 月 日 :
住 所 :
処 分 案 : 本訂正請求の処分案に係る結論、請求の要旨等及び判断の理由については、別紙のとおり。

厚生局受付番号：〇〇(受)第 XXXXXXX 号

厚生局事案番号：(※1)

第1 結論

請求者の既存の年金記録に対し、厚生年金保険被保険者の資格の取得又は喪失の年月日、標準報酬月額又は標準賞与額、国民年金保険料の納付状況又は免除状況等の訂正が必要であるかどうか、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(厚生年金特例法^(※2)第1条第1項)に該当するかどうかについて記載する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄)：(被保険者等との関係)^(※3)
基礎年金番号：
生年月日：
住所：

2 被保険者等の氏名等^(※3)

氏名：
基礎年金番号：
生年月日：

3 請求内容の要旨

請求期間：平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

(訂正請求の趣旨及びその理由を記載する。)

第3 判断の理由

請求者の請求内容に関して、収集した関連資料や周辺事情から認定した事実、推認できる事情等を踏まえ、既存の年金記録に対し訂正が必要な記録(厚生年金保険被保険者の資格の取得又は喪失の年月日、標準報酬月額又は標準賞与額、国民年金保険料の納付状況又は免除状況等)について、「結論」とおり判断した理由について記載する。

※1 厚生局事案番号は、諮問時は空白

※2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)

※3 請求者が被保険者等本人の場合は省略

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

厚生労働省〇〇厚生(支)局長



年金記録に係る訂正決定通知書

平成 年 月 日(受付)に訂正請求のあった年金記録については、国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)第14条の4第1項^(注1)の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

厚生局事案番号	
請求期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
訂正請求の趣旨	(答申書の「第2 請求の要旨等」の「2 請求内容の要旨」を記載する。)
訂正決定をする内容及び理由	〔訂正内容〕 (答申書の「第1 結論」を記載する。) 〔訂正理由〕 本件訂正請求については、法第14条の4第3項 ^(注2) の規定に基づき、〇〇地方年金記録訂正審議会に対し諮問したところ、別添答申書(写)のとおり答申を得たので、訂正決定の理由として別添答申書(写)の「第3 判断の理由」を引用し、請求期間について訂正することと決定する。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働省年金局事業企画課に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、〇〇〇地方裁判所又は□□□地方裁判所^(注3)に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

＜本件連絡先＞
厚生労働省〇〇厚生(支)局〇〇課
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内線〇〇〇〇)

注1 厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「法」という。)第28条の4第1項」

注2 厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「法第28条の4第3項」

注3 処分の取消しの訴えを提起することができる裁判所は、以下の①ないし③のいずれかの裁判所

- ① 処分をした地方厚生局の所在地を管轄する地方裁判所(行政事件訴訟法第12条第1項)
- ② 関東信越厚生局千葉事務所、東京事務所及び神奈川事務所が事案の処理に当たった場合は、各事務所の所在地の地方裁判所(同条第3項)
- ③ 請求者の住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(同条第4項)

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

厚生労働省〇〇厚生(支)局長



年 金 記 録 に 係 る 不 訂 正 決 定 通 知 書

平成 年 月 日(受付)に訂正請求のあった年金記録については、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。)第 14 条の4第2項^(注1)の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

厚 生 局 事 案 番 号	
請 求 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
訂 正 請 求 の 趣 旨	(答申書の「第2 請求の要旨等」の「2 請求内容の要旨」を記載する。)
訂正をしないこととした理由	本件訂正請求については、法第14条の4第3項 ^(注2) の規定に基づき、〇〇地方年金記録訂正審議会に対し諮問したところ、別添答申書(写)のとおり答申を得たので、訂正をしないこととした理由として別添答申書(写)の「第3 判断の理由」を引用し、請求期間について訂正をしないことと決定する。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、厚生労働省年金局事業企画課に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1 年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、〇〇〇地方裁判所又は□□□地方裁判所^(注3)に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

< 本件連絡先 >
厚生労働省〇〇厚生(支)局〇〇課
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内線〇〇〇〇)

注1 厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「法」という。)第28条の4第2項」

注2 厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「法第28条の4第3項」

注3 処分の取消しの訴えを提起することができる裁判所は、以下の①ないし③のいずれかの裁判所

- ① 処分をした地方厚生局の所在地を管轄する地方裁判所(行政事件訴訟法第12条第1項)
- ② 関東信越厚生局千葉事務所、東京事務所及び神奈川事務所が事案の処理に当たった場合は、各事務所の所在地の地方裁判所(同条第3項)
- ③ 請求者の住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(同条第4項)

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

厚生労働省〇〇厚生(支)局長



年金記録に係る訂正・不訂正決定通知書

平成 年 月 日(受付)に訂正請求のあった年金記録については、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。)第 14 条の4第1項及び同条第2項^(注1)の規定により、訂正をする旨の決定にあつては下記1のとおり、訂正をしない旨の決定にあつては下記2のとおり決定をしたので通知します。

記

厚生局事案番号	
請求期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
訂正請求の趣旨	(答申書の「第2 請求の要旨等」の「2 請求内容の要旨」を記載する。)

1 訂正決定について

訂正決定する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
訂正決定をする内容及び理由	〔訂正内容〕 (答申書の「第1 結論」を記載する。) 〔訂正理由〕 本件訂正請求については、法第14条の4第3項^(注2)の規定に基づき、〇〇地方年金記録訂正審議会に対し諮問したところ、別添答申書(写)のとおり答申を得たので、訂正決定の理由として別添答申書(写)の「第3 判断の理由」を引用し、上記の期間について訂正することと決定する。

2 不訂正決定について

不訂正決定する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
訂正をしないこととした理由	本件訂正請求については、法第14条の4第3項 ^(注2) の規定に基づき、〇〇地方年金記録訂正審議会に対し諮問したところ、別添答申書(写)のとおり答申を得たので、訂正をしないこととした理由として別添答申書(写)の「第3 判断の理由」を引用し、上記の期間について訂正をしないことと決定する。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、厚生労働省年金局事業企画課に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、〇〇〇地方裁判所又は□□□地方裁判所^(注3)に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

厚生労働省〇〇地方厚生(支)局〇〇課

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内線〇〇〇〇)

注1 厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「法」という。)第28条の4第1項及び同条第2項」

注2 厚生年金事案及び脱退手当金に関する事案の場合は、「法第28条の4第3項」

注3 処分の取消しの訴えを提起することができる裁判所は、以下の①ないし③のいずれかの裁判所

- ① 処分をした地方厚生局の所在地を管轄する地方裁判所(行政事件訴訟法第12条第1項)
- ② 関東信越厚生局千葉事務所、東京事務所及び神奈川事務所が事案の処理に当たった場合は、各事務所の所在地の地方裁判所(同条第3項)
- ③ 請求者の住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(同条第4項)

文 書 番 号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 様

厚生労働省○○厚生(支)局長

印

年金記録の訂正に係る却下通知書

平成 年 月 日(受付)に提出のあった年金記録の訂正請求については、請求を却下することと決定したので、行政手続法(平成5年法律第 88 号。)第8条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

厚生局事案番号	
請求期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
訂正請求の趣旨	(答申書の「第2 請求の要旨等」の「2 請求内容の要旨」を記載する。)
請求を却下する理由 ^(注1)	■ (本件請求が該当する却下理由を記載する。) 〔 本件請求を却下理由に当てはめ、請求者の訂正請求が却下理由に該当することについて記載する。 〕

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、厚生労働省年金局事業企画課に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、○○○地方裁判所又は□□□地方裁判所^(注2)に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

厚生労働省○○厚生(支)局○○課

電話 ○○○-○○○-○○○○(内線○○○○)

注1 却下理由については、以下の①又は②を記載し(複数該当もあり得る)、当該事案に当てはめた説明を行う。

- ① 請求者が法定の請求者適格を有しないため
- ② 訂正請求の対象記録とならない事項の訂正を求めているため

注2 処分の取消しの訴えを提起することができる裁判所は、以下の①ないし③のいずれかの裁判所

- ① 処分をした地方厚生局の所在地を管轄する地方裁判所(行政事件訴訟法第12条第1項)
- ② 関東信越厚生局千葉事務所、東京事務所及び神奈川事務所が事案の処理に当たった場合は、各事務所の所在地の地方裁判所(同条第3項)
- ③ 請求者の住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(同条第4項)

〇〇〇〇発第〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇厚生（支）局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇地方年金記録訂正審議会
会長 〇〇 〇〇



答 申 書

平成〇年〇月〇日〇〇〇〇発第〇号をもって諮問のあった処分案について、
下記のとおり答申する。

記

上記諮問に係る請求事案については、別添の通り決定することが妥当である。

以上

厚生局受付番号：〇〇(受)第 XXXXXXXX 号

厚生局事案番号：〇〇(〇)第 XXXXXXXX 号

第1 結論

請求者の既存の年金記録に対し、厚生年金保険被保険者の資格の取得又は喪失の年月日、標準報酬月額又は標準賞与額、国民年金保険料の納付状況又は免除状況等の訂正が必要であるかどうか、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(厚生年金特例法^(※1)第1条第1項)に該当するかどうかについて記載する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄)：(被保険者等との関係)^(※2)
基礎年金番号：
生年月日：
住所：

2 被保険者等の氏名等^(※2)

氏名：
基礎年金番号：
生年月日：

3 請求内容の要旨

請求期間：平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで
(訂正請求の趣旨及びその理由を記載する。)

第3 判断の理由

請求者の請求内容に関して、収集した関連資料や周辺事情から認定した事実、推認できる事情等を踏まえ、既存の年金記録に対し訂正が必要な記録(厚生年金保険被保険者の資格の取得又は喪失の年月日、標準報酬月額又は標準賞与額、国民年金保険料の納付状況又は免除状況等)について、「結論」とおり判断した理由について記載する。

※1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)

※2 請求者が被保険者等本人の場合は省略

国民年金記録訂正請求 認定基準・要領 (案)

平成 27 年2月 日

厚生労働大臣決定

国民年金記録訂正請求認定基準・要領【目次】

第1章 一般的事項	1
第1 判断を行うに当たって別に定める基準	1
第2 認定の原則	1
第3 基準の前提	1
第4 特定事案の基準と総合認定の基準との関係	1
1 特定事案の基準	2
2 総合認定の基準	2
第5 基準解釈上の留意事項	2
1 留意事項	2
(1) 定額保険料	2
(2) 関連資料関係	2
(3) 周辺事情関係	3
2 被保険者資格の推定	3
3 請求者について	4
第2章 認定に当たっての基準	5
第1節 特定事案の基準	5
第1 関連資料がある事案	5
1 認定基準	5
(1) 積極的な事情	5
(2) 消極的な事情	6
(3) 訂正対象外要件	6
2 認定要領	7
第2 関連資料がないが周辺事情がある事案	7
1 認定基準	7
(1) 積極的な事情	7
(2) 消極的な事情	8
(3) 訂正対象外要件	9
2 認定要領	9
第2節 総合認定の基準	10
第1 最近事案以外の認定	10
1 基本事項	10
2 事案の分類と事情評価の原則	10
(1) 事案の分類	10
(2) 事情評価の原則	11
3 認定に当たり考慮しなければならない事項	11
(1) 払出上納付が困難な事案において重視すべき事項	12
(2) 特例納付事案において重視すべき事項	12

(3) 追納事案において重視すべき事項	12
(4) 還付事案において重視すべき事項	13
第2 最近事案の認定	13
1 基本事項	13
2 事案の事情評価	13
第3章 訂正すべき期間	14
第1 訂正範囲	14
1 請求期間全てを訂正する場合	14
2 請求期間の一部を訂正する場合	14

第1章 一般的事項

第1 判断を行うに当たって別に定める基準

国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「国年法」という。)第14条の2第1項に規定する国民年金原簿に記録されている事項(以下「国年記録」という。)のうち、同項に規定する特定国民年金原簿記録についての訂正に関する判断の基準は、「社会通念に照らして明らかに不合理ではなく、一応確からしい」である。

この判断を行うに当たって、国年法第14条の3第1項及び国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(平成●年厚生労働省告示第●号)第3の2の規定に基づき、国民年金に関する訂正請求について、国民年金記録訂正請求認定基準・要領を次のように定める。

第2 認定の原則

個々の事案について判断の基準に当たるかどうかを検討し認定するためには、まず「第2章 認定に当たっての基準」に基づき事案を分類し、事案に係る関連資料及び周辺事情の収集を行い、そこから得られる個々の事情を積極的な事情(訂正の認容に対し肯定的な事情)又は消極的な事情(訂正の認容に対し否定的な事情)として評価する。

当該評価の結果に基づき、「第2章 認定に当たっての基準」の判断基準により認定する。

第3 基準の前提

この基準は、国年法第14条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき行われた国年記録に対する訂正請求を認定するためのものである。そのため、次のいずれかに該当する事案は、適格な請求とはいえないものであり、この基準で認定すべきものでないから、社会保障審議会(国年法第100条の9第1項又は第2項の規定により同法第14条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、地方厚生局に置かれる政令で定める審議会)の審議を経た上で訂正請求が却下されることを前提とする。したがって、事案を処理しようとする段階においては、次に掲げる事案に該当していないことについての確認を行うものとする。

- ・ 請求者が法定の請求者適格を有していない事案
- ・ 訂正請求の内容が法定の対象記録の訂正ではない事案

第4 特定事案の基準と総合認定の基準との関係

この基準は、第2章に「第1節 特定事案の基準」と「第2節 総合認定の基準」を設けており、この2つの基準の適用関係は次のとおりである。

なお、請求期間(複数の請求期間については、その請求期間の全て)が、特定請求期間(その期間内の期間の全部が特定事案の基準に該当する請求期間をいう。以下同じ。))に該当する事案については、年金事務所段階で記録訂正されるものである。

1 特定事案の基準

訂正請求された事案のうち、最近事案(※)以外の請求期間であって、特定請求期間は、特定事案の基準で訂正の認定を行う。

※ 請求期間に基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間を含む事案(平成9年1月前の請求期間に係る保険料の納付等を同月以降に行ったとしている事案を含む。以下同じ。)

2 総合認定の基準

最近事案以外の請求期間のうち、特定請求期間以外の請求期間と、最近事案については、総合認定の基準で訂正、不訂正の認定を行う。

第5 基準解釈上の留意事項

以下に掲げた事項については、この基準を解釈する上で必要となるので、第2章以降を参照する際はこれに留意すること。

1 留意事項

(1) 定額保険料

「定額保険料」とは、国年法第 87 条の規定により被保険者が納付すべき保険料のことをいい、付加保険料を含まないこと。

(2) 関連資料関係

ア 確定申告書(控)

支払った国民年金保険料は所得控除できるため、確定申告書の社会保険料控除の欄に当該年中に支払った国民年金保険料の金額の記載がある場合は、参考にすることが可能である。とりわけ、「請求内容に対応する確定申告書(控)」(請求期間の制度上納付すべき保険料の額に相当する金額が確定申告書の社会保険料控除の内訳欄に記載されているものをいう。)の存在は、保険料納付の直接的な証拠になるので、十分な検討を行うこと。

イ 家計簿

家計簿とは、いわゆる家計簿記帳のことであり、確定申告書同様、支払った国民年金保険料について支出記載がある場合は、参考にすることが可能である。とりわけ、「請求内容に対応する家計簿」の存在は、保険料納付の直接的な証拠になるので、十分な検討を行うこと。

ウ 預り証

国民年金は、行政機関が直接被保険者から保険料を徴収する仕組みであるため、保険料徴収の確実性や経済性の面から地域コミュニティを活用した集金制度が育成された経緯がある。そのため、こうした中間的な団体が被保険者を個別訪問して保険料を集金し、まとめて行政機関に納付する「納付組織」と呼ばれる団体が機能していたことから、集金時に預り証が交付されるのは珍しいことではなかった。こうしたことから、預り証は、領収証書に匹敵する保険料支払の直接的な証拠となるが、様式や記載方法が統一されておらず、その真正性に関し判断しにくいものが見られる。そのため、「納付組織の預り証」が請求者から提示された場合には、市町村の回答や近隣住民の証言などによって、請求者が納付したと主張する当時、当該居住地域において、当該居住市町村の委託を受け、自治会、町内会、納税組合等の社団又は国民年金収納員等の称号の個人が国民年金保険料の集金等の活動を実施していたかどうかについて十分な調査を行うこと。

(3) 周辺事情関係

ア 「未納期間」又は「未納」とは、国民年金原簿上の記録において、被保険者であったことが記録されているが、訂正請求時において保険料を納付した事実が記録されていない状態をいう。したがって、被保険者として記録されていない期間（未加入期間）は「未納期間」又は「未納」に含まないので注意すること。

イ 請求期間は、国年記録の訂正を求める連続した一つの期間をもって数えること。たとえば、下図の場合、請求者の国年記録のうち昭和46年4月から昭和47年3月までの12か月を「1つ」と数える。

請求者 (S22.9生)	S42.9～	S46.4～	S47.4～	H19.9 (60歳)
	納付済	請求期間	納付済	
12か月				

ウ 期間の長さは、保険料の納付を要する月数で数えること。

エ 国民年金保険料は被保険者だけでなく、世帯主や配偶者も連帯して納付義務を負っている。また、国民年金保険料の納付を定期的に行っている家庭では、そのことが夫婦間で公共料金を日常的に負担していることと同様な意識レベルに達しているといえる。そのため、配偶者の保険料納付状況は請求者の納付状況を間接的にうかがい知る資料になる。この基準においては、「配偶者」には、事実上婚姻関係にあった者を含み、「同居親族」は、日常生活を共同していた状態に置かれていた者のことをいうこととしており、また、自営業の店などに住み込みで働き、自営業者の家族に生計を依存していたような場合は、当該家族を同居親族とみなして取り扱うので注意すること。

オ 「国民年金手帳記号番号の払出日」（以下「手番払出日」という。）については、国民年金手帳記号番号払出簿（当該払出簿と同様の機能を備えた帳簿を含む。以下「払出簿」という。）に明確な記載がない場合は、当該番号の前後の番号が付番されている者の中で、任意加入で新規に資格を取得した者の当該取得年月日（任意加入申出年月日が資格取得日）などから推定される時期とすること。

カ 「納付日が同一」については、関係者の国民年金原簿で確認できる納付日だけでなく、関係者が所持している資料、市町村名簿等の資料によって確認できるものを含むこと。

キ 「国民年金第1号被保険者期間」については、昭和61年4月前の期間は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の国年法による強制被保険者に係る被保険者期間をいうこと。

2 被保険者資格の推定

訂正請求時において国民年金原簿に被保険者資格が記録されていない、いわゆる未加入の期間については、被保険者資格の訂正請求がない場合であっても、保険料納付等を理由とした訂正請求があれば、それに被保険者資格に係る訂正請求が包含されているものとし、当該納付等を事実と認定する期間は、納付当時において被保険者としての資格が記録されていたものと推定すること。

3 請求者について

被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)の死亡に伴い、以下の表の左欄に掲げる者が訂正請求をする場合であって、請求期間に係る被保険者等について記述している場合は、「請求者」とあるのは同表の右欄に掲げる者に読み替えるものとする。

被保険者等の死亡に伴う未支給の年金(給付)の支給を請求することができる者	死亡した年金(給付)の受給権者
被保険者等の死亡に伴う年金(給付)を受けることができる遺族	死亡した被保険者等

第2章 認定に当たっての基準

第1節 特定事案の基準

国民年金原簿に対する訂正請求事案のうち、最近事案以外の請求期間であって、特定請求期間については、次の基準により認定する。

第1 関連資料がある事案

1 認定基準

(1) 積極的な事情

請求期間の全てが国民年金に関わる事案であって、次のアからエまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 請求期間の全てに対応する国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳又は金融機関の出金記録がある場合

この場合、請求者の属する世帯に請求者以外の国民年金被保険者がいるときは、当該請求者以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

イ 請求期間の全てに対応する確定申告書(控)があり、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 全ての確定申告書(控)が、請求期間当時に作成されたものと認められること。具体的には、

i 提出された確定申告書(控)が、申告の対象となる年が印字された税務署所定の様式であること

ii 加筆修正の形跡など、明らかに請求期間当時に作成されたものと認められない事由がないこと

(イ) 全ての確定申告書(控)の社会保険料控除欄に「国民年金」との記載があり、記載されている金額が実際に必要となる金額と一致していること

ただし、請求期間の国民年金保険料額の1か月分以内で確定申告書(控)に記載されている「国民年金」の支払保険料額が超過している場合は、一致しているものとして取り扱うこと

この場合、請求者の属する世帯に請求者以外の国民年金被保険者がいる場合は、当該請求者以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

ウ 請求期間の全てに対応する家計簿があり、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 提出された家計簿について、請求期間当時に作成されたものと認められること。具体的には、

i 請求期間を含み1年以上の家計簿が現存すること

ii 外見の経年劣化や他の品目の価格等により、請求期間当時に作成されたものと認められること

iii 加筆修正の形跡など、明らかに請求期間当時に作成されたものと認められない事由がないこと

(イ) 家計簿に記載されている金額が実際に必要となる金額と一致していること

ただし、請求期間の国民年金保険料額の1か月分以内で家計簿に記載されている金額が超過している場合は、一致しているものとして取り扱うこと

この場合、請求者の属する世帯に請求者以外の国民年金被保険者がいるときは、当該請求者以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること
エ 未納・未加入期間に対する保険料納付の請求であって、請求者が請求期間の全てについて、次の全ての要件を満たす納付組織の預り証(納付組織等の代表者等が発行した保険料を領収した仮領収書など)を所持している場合

- (ア) 納付組織の代表者等の領収印が押印されていること
- (イ) 請求者の氏名がフルネームで記載されていること
- (ウ) 金額の記載がある場合には、請求期間に納付すべき制度上の国民年金保険料と一致していること
- (エ) 預り証の記載内容と請求内容に矛盾がないこと、具体的には、
 - i 預り証については、事後的に手が増えられていない等、請求期間の当時に作成され、使用していたものと認められること
 - ii 預り証に係る納付組織が存在し、請求期間において国民年金保険料の収納を行っていたと認められること

(2) 消極的な事情

次のア又はイのいずれかの要件に該当する期間は、特定事案の基準に該当しない期間であること。

ア 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合

- (ア) 社会保険オンラインシステムの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、請求者が納付したと主張する時期において、請求期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合((1)のエに該当する場合を除く。)
- (イ) 請求者が納付したと主張する時期((1)のエに該当する場合であって、預り証に領収日の記載がある場合はその日)において、請求期間の一部又は全部の保険料が時効により納付することができない場合
- (ウ) 任意加入被保険者期間の訂正請求であって、請求者が納付したと主張する請求期間が、払出簿による手番払出日の前の期間である場合
- (エ) 請求者が市町村で納付したと主張する時期が、当該市町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合
- (オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合、例えば次の i から iv までのいずれかに該当する場合が考えられる。
 - i 上記(ア)から(エ)までに該当しないものであって、請求期間について納付書が発行されていないと考えられる場合((1)のエに該当する場合を除く。)
 - ii 納付したと主張する時期において免除の記録がある場合
 - iii 請求期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張している場合(口座振替制度開始前に口座振替で納付したと主張している場合等)
 - iv 20 歳到達前の期間や昭和 61 年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を訂正請求している場合

イ 請求期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合

(3) 訂正対象外要件

既に厚生労働大臣(国年法第 100 条の9第1項又は第2項の規定により同法第 14 条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、地方厚生局長又は地方厚生支局長とする。以下同じ。)又は総務大臣から年金記録の全部又は

一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての訂正請求である場合は、記録訂正の対象外であること。

2 認定要領

関連資料に基づき納付していたものと認定される請求期間が国民年金原簿に被保険者であったと記録されていない場合は、当該保険料納付事実の認定によって、その期間中は国民年金被保険者の資格が記載されていたものと推定すること。

第2 関連資料がないが周辺事情がある事案

1 認定基準

(1) 積極的な事情

請求期間の全てが国民年金に関わる事案であって、次のアからオまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 1年以下の未納期間に対する現年度の保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 請求期間が1つの事案であること

(イ) 請求期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 次のいずれかの納付を認める積極的な事情が存在すること

ただし、次の i から iii までの納付済みの記録については、特例納付又は過年度納付によるものと確認されないこと

i 請求期間と同期間において配偶者〔国民年金に加入する配偶者がいない場合には国民年金に加入する全ての同居親族(2親等以内の者に限る。以下この節において同じ。))〕が納付済み(第3号被保険者期間を除く。)であること

ii 請求期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

iii 請求期間の前又は後に連続する国民年金の加入期間が、当初は未納期間であったが、当該期間に係る領収書又は被保険者名簿の納付記録等により、年金事務所(旧社会保険事務所等を含む。)又は事務センター(旧社会保険事務局を含む。)において納付記録が納付済みに訂正された経緯があること

イ 現年度・過年度納付を問わず、1年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合(アに該当する場合を除く。)

(ア) 請求期間が1つの事案であること

(イ) 請求期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 請求期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

ウ 現年度・過年度納付を問わず、2年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合(ア又はイに該当する場合を除く。)

(ア) 請求期間が1つの事案であること

(イ) 請求期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 請求期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合

の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間（第3号被保険者期間を除く。）であること

（エ）請求期間と同期間において配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金に加入しており、かつ、納付済み（第3号被保険者期間を除く。）であること

エ 未納期間に対する過年度の保険料納付に係る事案あって、次の全ての要件に該当する場合（アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。）

（ア）請求期間が1つの事案であること

（イ）請求期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

（ウ）請求期間が手番払出日前の期間であり、かつ、当該払出日において、請求期間の全てについて過年度納付が可能であったこと

（エ）手番払出日において過年度納付ができる期間のうち、一部の期間については、保険料納付済期間と記録されていること

オ 現年度・過年度納付を問わず、未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合（アからエまでのいずれかに該当する場合を除く。）

（ア）請求期間が2つ以内の事案であること

（イ）請求期間の合計が2年以内の事案であること

（ウ）請求期間の全てについて、同居親族全員が納付済みと記録されていること

（エ）請求期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、請求期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがあること

（2）消極的な事情

次のアからカまでのいずれかの要件に該当する期間は、特定事案の基準に該当しない期間であること。

ア 特例納付に係る事案である場合

イ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の（ア）から（オ）までのいずれかの要件に該当する場合

（ア）社会保険オンラインシステムの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、請求者が納付したと主張する時期において、請求期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合

（イ）請求者が納付したと主張する時期において、請求期間の一部又は全部の保険料が時効により納付することができない場合

（ウ）任意加入被保険者期間の訂正請求の場合であって、請求者が納付したと主張する請求期間が、手帳記号番号払出簿による手番払出日の前の期間である場合

（エ）請求者が市町村で納付したと主張する時期が、当該市町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合

（オ）その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合、例えば次の i から vi までのいずれかに該当する場合が考えられる。

i 上記（ア）から（エ）までに該当しない場合であって、請求期間について納付書が発行されていないと考えられる場合

ii 納付したと主張する時期において免除の記録がある場合

iii 請求期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張している場合（口座振替制度開始前に口座振替で納付したと主張している場合等）

iv 過年度の国民年金保険料を市町村に納付したと主張している場合

- v 過年度の国民年金保険料を納付書によらない方法で納付したと主張している場合
- vi 20 歳到達前の期間や昭和 61 年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を主張している場合
- ウ 請求の内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾する場合((1)のアに該当する場合を除く。)、例えば次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合が考えられる。
 - (ア) 請求期間の保険料につき、配偶者又は同居親族のいずれかの者の保険料と併せて納付したと主張している場合であって、請求者が納付を行ったとされる者の年金記録においても、当該期間については全部又は一部が保険料納付済期間以外の期間として記録されているもの
 - (イ) 現年度において請求者は3か月に1度定期的に納付していたと主張している場合であって、年金記録において確認できる納付状況は、前納や過年度納付など不規則な納付であったことが記録されているもの
- エ 請求者自身((1)のオに該当する場合は、請求者自身又は生存中の同居親族とする。)が請求期間の納付を行っていない場合((1)のアに該当する場合を除く。)
- オ 請求期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く憶えていないなど具体性に欠ける請求内容である場合((1)のアに該当する場合を除く。)
- カ 請求期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合

(3) 訂正対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての訂正請求である場合は、記録訂正の対象外であること。

2 認定要領

請求期間に対応する確定申告書(控)、家計簿、口座振替記録がある預貯金通帳若しくは金融機関の出金記録又は預り証等のいずれかの資料の提出があり、「第1 関連資料がある事案」の基準に該当しなかった場合は、この第2に定める認定基準を適用せず、「第2節 総合認定の基準」により認定すること。

第2節 総合認定の基準

第1 最近事案以外の認定

1 基本事項

最近事案以外の請求期間のうち、特定請求期間以外の請求期間に係る部分についての国民年金原簿に対する訂正請求の認定については、請求者が保存していた資料はもとより、国民年金原簿の記録の変遷、国民年金制度の発展過程における市町村事務や年金事務所事務を踏まえた加入手続や法定検認（印紙による検認）・規則検認（納付書方式）の事務の実態、納付組織の有無、市町村における広報内容、近隣住民・関係者の証言その他参考になると思量される様々な資料を丹念に収集し、そこから得られる事情に基づいて、次の「2 事案の分類と事情評価の原則」及び「3 認定に当たり考慮しなければならない事項」を踏まえ総合的に認定する。

2 事案の分類と事情評価の原則

総合認定の対象となる事案は、国年記録の内容と請求要旨に基づいて、関連資料のある事案と周辺事情のある事案に大別され、さらに、関連資料のある事案は6に、周辺事情のある事案は12に分類することができる。それぞれの類型を定義すると、おおむね次の(1)に分類されるので、当該分類を意識し、同種の先例を参考にしながら事案にみられる事情を(2)を参考に評価し、総合的に認定する。

なお、分類については、あくまで代表的類型であり、事案ごとに一律ではないことから、1つの事案が複数の分類に該当する場合もある。このため、そのような場合の総合認定に当たっては、各分類の先例に見られた評価上の観点を組み合わせ、あるいは類推応用するなどし、全体として公正な認定を行うものとする。これは、同月内の資格取得の日が1日違うというような被保険者資格のみの訂正を求めている訂正請求や、納付済みと記録されている期間について被保険者資格も含めその全部が自分の記録でないと存在する記録の不存在を求めるような訂正請求などの次の(1)のタイプのいずれにも当てはまらない訂正請求を総合認定する場合にあっても同様である。

(1) 事案の分類

ア 関連資料のある事案の分類

- (ア) 預貯金通帳のある事案
- (イ) 確定申告書のある事案
- (ウ) 家計簿のある事案
- (エ) 給与明細のある事案
- (オ) メモのある事案
- (カ) 領収証書のある事案

イ 周辺事情のある事案の分類

- (ア) 納付状態が比較的良好な請求者の事案
- (イ) 事務処理過誤が疑われる事案
- (ウ) 集金関係者等の証言がある事案
- (エ) 市町村等の資料によって請求内容を下支えする又は疑う事実が確認できる事案
- (オ) 国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、請求期間の納付が困難である事案
- (カ) 具体的な納付状況が不明な事案

- (キ) 納付したとする保険料が付加保険料である事案
- (ク) 納付したとする保険料が特例納付の保険料である事案
- (ケ) 請求内容が保険料の免除に関するものである事案
- (コ) 納付したとする保険料が追納の保険料である事案
- (サ) 請求期間の保険料が還付された記録がある事案
- (シ) 請求内容が種別変更(第3号被保険者)に関するものである事案

(2) 事情評価の原則

収集した事情は、基本的に請求内容の正当性を積極的に支持し請求を認める方向へ作用するもの(積極的な事情)、請求内容を否定し、あるいは積極的な事情を疑わせ請求を認めない方向へ作用するもの(消極的な事情)に区分される。このため、事情の評価については、収集した様々な事情1つ1つについて、請求内容(請求期間を保険料納付済期間に訂正することを求めている事案の場合でいえば、「いつ」、「誰が」、「どこで」、「何を」、「なぜ」、「どのように」納付したかといった観点)との整合性を検討し、積極的な事情と消極的な事情となるものを評価する。

なお、国民年金の事案の中で最も訂正請求の件数が多い保険料を納付したとする事案の場合、次のようなものを、積極的な事情や消極的な事情として、おおむね評価するので参考とすること。

ア 積極的な事情として評価するもの

次に掲げる事情に相当する事情については、原則、積極的に評価すること。

なお、次の(ア)又は(イ)の事情がある場合は、基本的に当該請求を認める方向で検討すべきものである。

- (ア) 「第1節 特定事案の基準」に掲げられている積極的な事情
- (イ) 請求期間が含まれる年度について、請求期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しない。
- (ウ) 納付組織等集金関係者の証言により、請求期間当時の集金の実態が確認できる。
- (エ) 請求者が請求期間の保険料を納付したことを裏付ける関係者の証言がある。
- (オ) 加入又は納付の手続を行ったとする市町村役場の支所、出張所等において、当時、これらの手続が行われていたことが確認できる。
- (カ) 国民年金と厚生年金の切替えに伴い、国民年金の資格得喪手続を適切に行っている。
- (キ) 国民年金の加入と同時期に加入したとする国民健康保険について、国民年金に加入したと申し立てている時期に加入手続が行われており、その加入日が国民年金の資格取得日と同一である。
- (ク) 近接する時期に生じた類似内容の請求が当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。

イ 消極的な事情として評価するもの

次の事情は、原則、消極的に評価すること。

- (ア) 「第1節 特定事案の基準」において掲げられている消極的な事情(第1節の第2の1の(2)のアを除く。)
- (イ) 上記アの(ア)から(キ)までの積極的な事情に相反する事情

3 認定に当たり考慮しなければならない事項

上記2(1)における分類によっては、その分類の類型の特性から、認定に当たり考慮しなければならないいくつかの事項がある。このため、総合認定は、基本的に先例との均衡によって行うが、その場合でも次の評価点を重視して行うものとする。この場合、上記2の(1)のイの(オ)、(ク)、(コ)及び(サ)の

事案については、次の(1)から(4)までのそれぞれに掲げた重視すべき事項に全て該当するものについては、基本的に当該請求を認める方向で検討するものとする。

(1) 払出上納付が困難な事案において重視すべき事項

上記2の(1)イの「(オ) 国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、請求期間の納付が困難である事案」の評価に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。

- ア 請求期間についての加入や納付を裏付ける具体的な陳述があること(年金手帳、納付金額等)。
- イ 個別事案に即した裏付け資料があること(同居親族の納付状況、証言等)。
- ウ 請求期間後に未納がないこと。
- エ 請求内容を否定する事情がないこと。
- オ 払出時期からみた納付の困難性を打ち消す事情があること。

(2) 特例納付事案において重視すべき事項

上記2の(1)イの「(ク) 納付したとする保険料が特例納付の保険料である事案」の評価に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。

- ア 特例納付期間内であること。
- イ 特例納付した金額の記憶が実際に必要になる金額におおむね一致していること。
- ウ 請求期間が国年記録上強制加入期間であったこと。
- エ 特例納付後については未納がないなど、請求内容に不自然さがないこと。
- オ 特例納付を行ったとする場所は、当時納付ができる場所であったこと。
- カ 少なくとも1つは個別事案に即した裏付け資料があること。具体的には、以下のような関連資料又は周辺事情があること。

(関連資料の例)

- ・ 特例納付を行ったとする時期に、納付したとする保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されていることが確認できる預貯金通帳等
 - ・ 納付したとする保険料に相当する金額が記載されている確定申告書(控)等税務関係資料
 - ・ 特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている当時の家計簿等
- (周辺事情の例)
- ・ 請求者が請求期間の保険料を特例納付で納付したことを裏付ける関係者の証言がある。
 - ・ 請求者が特例納付できることを知ったとする広報誌等に特例納付に係る記事が掲載されている。
 - ・ 近接する時期に生じた類似内容の請求が当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。

(3) 追納事案において重視すべき事項

上記2の(1)イの「(コ) 納付したとする保険料が追納の保険料である事案」の評価に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。

- ア 追納できる期間内であること。
- イ 納付した金額の記憶が実際に必要になる金額におおむね一致していること。
- ウ 請求期間が国年記録上保険料免除期間であったこと。
- エ 追納後については未納がないなど、請求内容に不自然さがないこと。
- オ 少なくとも1つは個別事案に即した裏付け資料があること。具体的には、以下のような関連資料又は周辺事情があること。

(関連資料の例)

- ・ 追納を行ったとする時期に、納付したとする保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されていることが確認できる預貯金通帳等
- ・ 納付したとする保険料に相当する金額が記載されている確定申告書(控)等税務関係資料
- ・ 追納を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている当時の家計簿等

(周辺事情の例)

- ・ 請求者が請求期間の保険料を追納したことを裏付ける関係者の証言がある。
- ・ 請求者が追納できることを知ったとする広報誌等に追納に係る記事が掲載されている。
- ・ 近接する時期に生じた類似内容の請求が当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。

(4) 還付事案において重視すべき事項

上記2の(1)イの「(サ) 請求期間の保険料が還付された記録がある事案」の評価に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。

- ア 誤還付であることが明らかなこと。
- イ 還付整理簿に請求者の記載がないこと。
- ウ 還付記録自体に不自然さが見られること。
- エ 請求内容を否定する事情がないこと。

第2 最近事案の認定

1 基本事項

基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、被保険者1人ひとりに1つの基礎年金番号が付与され、この番号がなければ保険料を納付できなくなったことから、平成9年1月前と以後とでは、記録訂正に係る認定の前提が本質的に異なる。そのため、最近事案については、国民年金原簿の記録を覆すような関連資料及び周辺事情が必要であり、請求期間が短い、配偶者が納付しているといった外形的に把握される積極的な周辺事情だけで当該請求理由の事実の存在を認定することは適当でない。つまり、最近事案は、確実と認められる関連資料が存在するものか、又は請求者側の行為とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情が存在しており、それらを総合すると請求理由が真実である可能性が極めて高い状態に達しているもののみを認定する。

2 事案の事情評価

最近事案の認定については、請求理由が真実である可能性が極めて高い状態に達していることを要するため、基本的に、国民年金原簿の記録が正しいものとし、それでもなお、収集した関連資料及び周辺事情から訂正の理由が確実と言い得る状態に至っていなければならない。

したがって、関連資料がなく、かつ、請求者側の行為とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような積極的な周辺事情がない事案については、たとえそれ以外の積極的と目される事情が存在したとしても、それらは積極的に評価しない。

第3章 訂正すべき期間

第2章の認定の結果、当該請求に係る「記録過誤が存在するもの」と認定した事案の訂正すべき期間は次によるものとする。

第1 訂正範囲

1 請求期間全てを訂正する場合

記録過誤が存在すると認定した結果に基づき、訂正請求された被保険者期間の全部が訂正すべき期間であるときは、その訂正請求期間全てについて、訂正の決定をする。

なお、この際「第1章 第5 2被保険者資格の推定」に留意すること。

2 請求期間の一部を訂正する場合

記録過誤が存在すると認定した結果に基づき、訂正請求された被保険者期間の一部が訂正すべき期間であるときは、その一部の期間につき訂正の決定をし、他の期間については不訂正の決定をする。

なお、当該訂正すべき期間については、「第1章 第5 2被保険者資格の推定」に留意すること。

厚生年金保険記録訂正請求 認定基準・要領 (案)

平成 27 年2月 日

厚生労働大臣決定

厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領【目次】

第1章 一般的事項	1
第1 判断を行うに当たって別に定める基準	1
第2 認定の原則	1
第3 基準の前提	1
1 訂正請求の要件	1
2 訂正請求の対象となる記録	1
第4 特定事案の基準と総合認定の基準との関係	2
1 特定事案の基準	2
2 総合認定の基準	2
第5 総合認定の基準の審議	2
1 第3章第1から第4までの基準に係る事案についての審議	2
(1) 共通する審議〔被保険者資格要件〕	2
(2) 厚年法第75条ただし書該当の審議	2
(3) 厚生年金特例法第1条第1項該当の審議	3
(4) 厚年法第75条本文該当の審議	3
2 第3章第5の基準に係る事案(その他の厚生年金事案)についての審議	3
(1) 共通する審議〔被保険者資格要件〕	4
(2) その他の訂正要件の審議	4
第6 基準解釈上の留意事項	4
1 請求者について	4
2 離婚分割に伴うみなし被保険者期間の取扱い	4
3 旧船員保険、旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合等の取扱い	4
4 請求競合の取扱い	5
(1) 同一被保険者期間に対する脱退手当金事案との請求競合	5
(2) 脱退手当金支給決定日の属する期間に対する請求競合	5
第2章 特定事案の基準・要領	6
第1 軍歴証明書がある事案	6
1 認定基準	6
(1) 積極的な事情	6
(2) 消極的な事情	6
(3) 訂正対象外要件	6
2 認定要領	6
第2 厚生年金特例法施行規則第1条又は第22条に規定する場合	6
1 認定基準	6
(1) 厚生年金特例法施行規則第1条(厚生年金特例法第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める場合)	6
(2) 厚生年金特例法施行規則第22条(厚生年金特例法附則第3条第2項に規定する厚生年金特例法第1条第2項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合として厚生労働省令で	

定める場合)	7
2 認定要領	8
(1) 厚生年金特例法施行規則第1条第1号の消極的な事情	8
(2) 厚生年金特例法施行規則第1条第2号の消極的な事情	8
(3) 厚生年金特例法施行規則第1条第3号及び第22条の消極的な事情	8
(4) 厚生年金特例法第1条第2項ただし書に該当する要件	8
(5) 訂正対象外要件	9
(6) 留意事項	9
第3章 総合認定の基準	13
第1 厚生年金保険の被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案の基準	13
第2 厚生年金保険の標準報酬月額相違事案の基準	14
第3 厚生年金保険の標準賞与額の相違又は標準賞与額の記録がない事案の基準	15
第4 厚生年金保険の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別の相違事案の基準	16
第5 その他の厚生年金事案の基準	17
第4章 総合認定の基準の要領	18
第1節 要件ごとの事情評価	18
第1 第3章第1から第4までの基準に係る事案についての事情評価	18
1 共通する審議〔被保険者資格要件〕	18
(1) 事業所への勤務要件	19
(2) 適用事業所となる要件	20
(3) 被保険者となる要件	22
(4) 3要件をあわせた評価について	23
2 厚年法第75条ただし書該当の審議	24
(1) 事業主による届出〔届出要件〕	24
(2) 事業主による保険料納付〔保険料の納付要件〕	25
(3) 代表取締役等の虚偽の届出等〔信義則適用の要件〕	26
3 厚生年金特例法第1条第1項該当の審議	27
(1) 事業主による被保険者からの保険料控除〔保険料の控除要件〕	27
(2) 厚生年金特例法第1条1項ただし書該当	29
4 厚年法第75条本文該当の審議	30
(1) 積極的な事情の例	30
(2) 消極的な事情の例	30
第2 第3章第5の基準に係る事案(その他の厚生年金事案)についての事情評価	30
1 共通する審議〔被保険者資格要件〕	30
2 その他の訂正要否の審議	31
(1) 保険料の徴収権が時効により消滅していない期間中の事案	31
(2) 育児休業(平成12年4月以降)又は産前産後休業(平成26年4月以降)期間中の事案	32
(3) 旧三公社共済組合員期間中の事案	32
(4) 被保険者期間中に陸海軍に徴集又は召集された期間がある場合の事案	32
(5) 戦時加算期間の事案	33

(6) 被保険者期間の短縮、標準報酬月額の減額又は標準賞与額の減額事案.....	33
(7) 同一月内の日付のみ訂正又は喪失月で喪失日前の賞与の事案.....	33
(8) 被保険者が保険料納付義務者の事案	34
第2節 訂正すべき事項等.....	34
第1 訂正事案.....	34
1 適用事業所名.....	34
(1) 厚生年金保険の適用事業所の記録がある場合.....	34
(2) 転勤事案の場合.....	34
(3) 適用事業所名が不明の場合.....	35
2 訂正期間.....	35
(1) 厚生年金保険の被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案	35
(2) 厚生年金保険の標準報酬月額の相違事案.....	35
(3) 厚生年金保険の標準賞与額の相違又は標準賞与額の記録がない事案.....	35
(4) 厚生年金保険の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別の相違事案..	35
(5) その他の厚生年金事案.....	35
(6) 補足事項	35
3 訂正後の標準報酬月額・標準賞与額.....	36
(1) 厚年法第 75 条ただし書該当期間の訂正	36
(2) 厚生年金特例法第1条第1項本文該当期間の訂正.....	37
(3) 厚年法第 75 条本文該当期間の訂正.....	38
4 訂正後の被保険者種別・厚生年金基金加入員か否かの区別.....	38
5 保険料納付義務履行の判断.....	38
第2 不訂正事案.....	38
1 適用事業所名等.....	38
2 不訂正期間.....	38
図1 厚生年金事案の審議のあり方 1／2(第3章 第1～4の基準に係る事案).....	40
図2 厚生年金事案の審議のあり方 2／2(第3章 第5の基準に係る事案).....	41
図3 請求内容の分類(事案類型).....	42
別添 事業主による保険料納付義務履行に関する判断	45

第1章 一般的事項

第1 判断を行うに当たって別に定める基準

厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。)第 28 条の2第1項に規定する厚生年金保険原簿に記録されている事項(以下「厚生年金記録」という。)のうち、同項に規定する特定厚生年金保険原簿記録についての訂正に関する判断の基準は、「社会通念に照らして明らかに不合理ではなく、一応確からしい」である。

この判断を行うに当たって、厚年法第 28 条の3第1項及び国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(平成●年厚生労働省告示第●号)第3の2の規定に基づき、厚生年金保険(脱退手当金を除く。)に関する訂正請求について、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領を次のように定める。

第2 認定の原則

個々の事案について判断の基準に当たるかどうかを検討し、認定するためには、まず事案に係る関連資料及び周辺事情の収集を行い、そこから得られる個々の事情を積極的な事情(訂正の認容に対し肯定的な事情)又は消極的な事情(訂正の認容に対し否定的な事情)として評価する。

当該評価の結果に基づき、「第3章 総合認定の基準」により訂正請求された記録に対し訂正すべきか認定する。

第3 基準の前提

1 訂正請求の要件

この基準は、厚年法第 28 条の2第1項(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき行われた厚生年金記録に対する訂正請求(脱退手当金に係るものを除く。)を認定するためのものである。そのため、次のいずれかに該当する事案は、適格な請求とはいえないものであり、この基準で認定すべきものでないから、社会保障審議会(厚年法第 100 条の9 第1 項又は第2 項の規定により同法第 28 条の4 に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下同じ。)の審議を経た上で訂正請求が却下されることを前提とする。したがって、事案を処理しようとする段階においては、次に掲げる事案に該当していないことについての確認を行うものとする。

- ・ 請求者が法定の請求者適格を有していない場合
- ・ 訂正請求の内容が法定の対象記録の訂正ではない場合

2 訂正請求の対象となる記録

この基準は、厚生年金記録のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬月額、標準賞与額、被保険者種別及び厚生年金基金の加入員であるかないかの区別、賞与の支払年月日、保険給付に関する事項、離婚時又は被扶養配偶者みなし被保険者期間、当該期間に係る標準報酬月額、当該期間に係る標準賞与額及び当該期間に係る保険給付に関する事項の事実との相違を主張するものを対象としている(厚年法第 28 条の2 第1項(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)及び厚生年金保険法施行規則(昭和 29 年厚生省令第 37 号)第 11 条の2)。

第4 特定事案の基準と総合認定の基準との関係

この基準は、第2章に「特定事案の基準」、第3章に「総合認定の基準」を設けており、この2つの基準の適用関係は次のとおりである。

1 特定事案の基準

特定事案の対象となる事案は、軍歴証明書がある事案及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 151 号。以下「厚生年金特例法施行規則」という。）第1条又は第 22 条で定める場合の事案（いわゆる「賞与事案、同一企業等内転勤事案及び請求に関連する資料がある一般的事案」をいう。）であり、これらの事案がそれぞれの特定事案の基準に該当するときは、その該当する期間について、訂正の認定を行う。

なお、特定事案の基準に該当する事案は、通常、年金事務所段階で記録訂正されるものであるため、厚生労働大臣（厚年法第 100 条の9第1項又は第2項の規定により同法第 28 条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、地方厚生局長又は地方厚生支局長とする。以下同じ。）において、この基準を適用するケースは、年金事務所段階の訂正処理が可能であるが、請求者が年金事務所段階での訂正処理に応じない場合に限定される。

2 総合認定の基準

特定事案の基準に該当する事案以外の事案については、総合認定の基準で訂正、不訂正の認定を行う。

第5 総合認定の基準の審議

1 第3章第1から第4までの基準に係る事案についての審議

これらの事案については、次のとおり審議を進める（審議の流れについては、図1「厚生年金事案の審議のあり方1／2」P40 を参照）。

（1）共通する審議〔被保険者資格要件〕

請求期間に被保険者資格の要件があるかについて審議する。当該要件は、被保険者の種類と事案の請求内容の分類（図3「請求内容の分類（事案類型）」P42 を参照）により判断する内容が異なるが、基本的には「事業所への勤務要件」、「適用事業所となる要件」及び「被保険者となる要件」の3つの要件について、判断を行うこととなる。

（2）厚年法第 75 条ただし書該当の審議

厚年法第 75 条本文において、保険料を徴収できない期間については、保険給付を制限することとしている。

このため、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後になって、事業主により取得日・喪失日等の届出が行われた場合は、当該届出に基づく期間について、保険給付の対象外としている。

これに対し、厚年法第 75 条ただし書において、被保険者の資格の届出、確認の請求（同法第 31 条第 1 項）又は訂正の請求（同法第 28 条の2第1項（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。））があったにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効により消滅した場合には、通常どおり保険給付が行われることとしている。

以上を踏まえて、厚年法に基づく訂正の判断では、厚年法第 75 条ただし書の規定に関して、請

求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていた、又は事業主が厚生年金保険料を納付していた(保険料を納付できるということは、事業主により届出が行われている。)か否かを判断し、届出又は保険料納付を行っていたと判断できる場合には、保険給付の対象期間として訂正を認めることとなる。

(3) 厚生年金特例法第1条第1項該当の審議

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号。以下「厚生年金特例法」という。)は、被保険者が保険料を事業主により源泉控除されていたが事業主が保険料を納付していないため、取得日・喪失日等が厚生年金記録に反映されていない事案について、保険給付を行うため、所要の措置を講じたものである。

厚生年金特例法第1条第1項では、社会保障審議会の審議の結果として、事業主が被保険者から保険料を源泉控除しながら当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(被保険者の資格の届出や届出に基づく保険料納付を行っていた場合を除く。)に該当するとの意見があった場合には、厚生労働大臣は、被保険者の資格の確認又は標準報酬の改定等を行うこととなる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(保険料を事業主により源泉控除されていたが、事業主が保険料納付義務を履行していたことが明らかでないと認められた期間を有する者)が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合には、厚生労働大臣に資格の確認等の義務は発生しない(記録訂正を行う必要はない)ことを規定している。

このような厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定の適用については、特例対象者に代表取締役等の役員が該当する場合については、代表取締役等の役員であれば無条件に厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定が適用されるということではなく、代表取締役等の役員であることに加えて、「虚偽の届出に対する共謀の事実や経理や厚生年金保険に係る事務に影響力を持っていた」か否か等を考慮して、当該規定の適用の有無を判断すべきと解することから、当該事務への関与、影響力等に応じて総合的な判断を行う必要がある。

また、代表取締役等の役員に限らず、特例対象者が経理や厚生年金保険に係る事務担当者であった場合についても、上記の考え方に照らし、当該事務への関与、影響力等に応じて総合的な判断を行う必要がある。

(4) 厚年法第75条本文該当の審議

上記(2)及び(3)で訂正を認められない場合(保険料の徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であっても、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかである場合には、それらの事実が厚生年金記録と相違していれば、事実即ち記録を管理する必要があるため、訂正を認めることとなる。

ただし、訂正を認める期間が保険料徴収権の時効消滅後の期間であれば、保険料を徴収することができないため、保険給付の対象とならない記録(厚年法第75条本文に該当)として訂正を認めることとなる。

2 第3章第5の基準に係る事案(その他の厚生年金事案)についての審議

これらの事案については、次のとおり審議を進める(審議の流れについては、図2「厚生年金事案の審議のあり方2/2」P41を参照)。

(1) 共通する審議〔被保険者資格要件〕

上記1の(1)と同様に判断を行うこととなる。

(2) その他の訂正要件の審議

その他の厚生年金事案とは、厚生年金記録に係る訂正請求が行われた事案(脱退手当金に係る事案を除く。以下「厚生年金事案」という。)のうち、厚年法第 75 条や厚生年金特例法の対象とならない事案であり、上記1(2)から(4)までの判断を要しない事案である。

例えば、保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間中の記録について訂正請求が行われる場合、当該請求後に保険料を徴収する権利が時効により消滅しても厚年法第 75 条本文の保険給付の制限は行われ(厚年法第 75 条ただし書)上、保険料を徴収する権利が時効により消滅していないため厚生年金特例法の対象とならず、上記1(2)から(4)までの判断方法では訂正が行えない。

その他の厚生年金事案の訂正の判断では、対象事案について、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出(第3章第5の基準に係る事案において申出又は申請を含む。)により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかである場合には、それらの事実が厚生年金記録と相違していれば、事実により訂正した記録を管理する必要があるため、訂正を認めることとなる。

第6 基準解釈上の留意事項

1 請求者について

被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)の死亡に伴い、以下の表の左欄に掲げる者が訂正請求をする場合であって、請求期間に係る被保険者等について記述している場合は、「請求者」とあるのは同表の右欄に掲げる者に読み替えるものとする。

被保険者等の死亡に伴う未支給の保険給付の支給を請求することができる者	死亡した保険給付の受給権者
被保険者等の死亡に伴う保険給付を受けることができる遺族	死亡した被保険者等

2 離婚分割に伴うみなし被保険者期間の取扱い

訂正請求を行う対象の記録が離婚時の年金分割を行った第2号改定者の記録(いわゆる「みなし被保険者期間」の記録)(※)である場合は、前提となる第1号改定者の記録を審議することが必要となる。

※ 第1号改定者(被保険者又は被保険者であった者で離婚等をした場合に請求により標準報酬が改定されるもの)、第2号改定者(第1号改定者の配偶者であった者で離婚等をした場合に請求により標準報酬が改定又は決定されるもの)(厚年法第 78 条の2、第 78 条の6第3項、第 78 条の 14 第4項)

3 旧船員保険、旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合等の取扱い

この基準を定めるに当たっては、厚生年金保険の被保険者期間であったとみなされる旧船員保険法による船員保険の被保険者であった期間(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号。以下「昭和 60 年改正法」という。)附則第 47 条)、旧三公社共済組合(※)の組合員期間(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第 82 号)附則第5条)、旧農林共済組合の組合員期間(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第6条については

特段の定めを置いていないが、これらの被保険者又は組合員であった期間に係る請求事案を検討する際は、原則、この基準を読み替え認定するものとする。

なお、労働者年金保険法(昭和 16 年法律第 60 号)による被保険者であった期間についての請求事案を検討する際は、昭和 19 年改正により名称を労働者年金保険法から厚生年金保険法へ改められているため、この基準により認定を行うものとする。

※ 日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合、日本鉄道共済組合をいう。

4 請求競合の取扱い

(1) 同一被保険者期間に対する脱退手当金事案との請求競合

厚生年金記録の資格の取得日・喪失日や標準報酬月額等の相違に係る訂正請求と、脱退手当金に関する訂正請求が競合することがある。

脱退手当金を受給していないことを理由とする訂正請求は、基本的に被保険者期間でなかったものとみなされている厚生年金保険の被保険者期間が実在しており、「脱退手当金は受給しておらず、また、その対象にされた被保険者期間も相違している。」といった当該実在する厚生年金記録の資格の取得及び喪失の年月日や標準報酬月額の決定状況などに対しての訂正請求が起こり得る。

しかし、脱退手当金に関しては、それが支給されていないので厚生年金保険の被保険者期間として認めるべきという訂正請求について判断するものであるのに対し、厚生年金事案は、資格の取得日・喪失日や標準報酬月額の訂正を求めるものであることから、同じ被保険者期間を対象にした脱退手当金に関する事案が競合した場合でも、厚生年金記録に関しては訂正請求時点の厚生年金記録を前提に、独立して認定を行うものとする。

(2) 脱退手当金支給決定日の属する期間に対する請求競合

脱退手当金は、制度からの完全脱退を趣旨として制定されていた制度であるため、脱退手当金の受給権発生後に被保険者資格を取得した場合には、その時において受給権が失権することはもちろん仮に支給したという支給記録があったとしてもその支給も無効となる。

このため、脱退手当金の支給決定日の属する期間について、被保険者としての資格の存在を求めている厚生年金事案がある場合においては、当該事案の訂正請求によって被保険者期間の存在が認められた場合には、脱退手当金の受給権自体が消滅することとなる。したがって、支給決定日の属する期間を対象として訂正請求されている厚生年金事案がある場合は、当該事案の判断を待った上で、脱退手当金に関する事案が処理されることになる。

第2章 特定事案の基準・要領

第1 軍歴証明書がある事案

1 認定基準

(1) 積極的な事情

昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年 5 月 2 日までの期間に係る厚生年金保険又は昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 22 年 5 月 2 日までの期間に係る船員保険の訂正請求について、請求者が当該請求期間中、旧陸海軍に徴集又は召集されていた場合であって、次のア及びイのいずれの要件にも該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 厚生労働省又は都道府県が発行する軍歴証明書により旧陸海軍に徴集又は召集されていたことが確認できること。

イ 在籍証明書、人事記録、労働者(従業員)名簿、社員台帳、職員原簿、従業員カード等により、請求期間における在籍の事実及び在籍期間が確認できること。

(2) 消極的な事情

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、1の(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 訂正請求がなされた期間において当該事業所が適用事業所ではない期間が含まれる場合、その期間に関する訂正請求記録

イ 官吏又は待遇官吏である期間であった場合

ウ 旧陸海軍の共済組合の加入対象となる期間であった場合

(3) 訂正対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、記録訂正の対象外であること。

ア 志願により軍の任務に従事した場合

イ 請求期間が、被保険者資格の取得月に徴集又は召集された場合の当該取得月である場合

ウ 既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての訂正請求である場合

2 認定要領

標準報酬月額の実定については、月額1万円(船員保険については月額1万2千円)とすること。

第2 厚生年金特例法施行規則第1条又は第 22 条に規定する場合

1 認定基準

(1) 厚生年金特例法施行規則第1条(厚生年金特例法第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める場合)

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「法」という。)第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める場合は、訂正請求(厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 28 条の3第1項に規定する訂正請求をいう。)に係る期間(第 22 条において「請求期間」という。)について、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同法第 27 条に規定する事業主

(以下この条において単に「事業主」という。)が、被保険者に係る同法第 82 条第2項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とする。

1 事業主が厚生年金保険法第 84 条第2項の規定により当該被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

2 次のイからハまでに掲げる場合のいずれにも該当する場合

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該被保険者が、対象事業所(当該被保険者を使用していた事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)から特定事業所(当該被保険者を使用していた事業主と密接な関係にある事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)に異動した場合であって、かつ、当該対象事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該特定事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

(2) 当該被保険者が、特定事業所から対象事業所に異動した場合であって、かつ、当該特定事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該対象事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

(2) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していたことを認めている場合

ハ 当該被保険者を使用していた事業主が、厚生年金保険法第 84 条第1項又は第2項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、法第2条第1項の規定により特例納付保険料(同条第2項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。)を納付する意思を表示している場合

3 事業主が当該被保険者を使用していた事実及び当該事業主が厚生年金保険法第 84 条第1項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

(2) 厚生年金特例法施行規則第 22 条(厚生年金特例法附則第3条第2項に規定する厚生年金特例法第1条第2項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合として厚生労働省令で定める場合)

法附則第3条第2項に規定する法第1条第2項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合として厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1 請求期間について、旧船員保険法第 10 条に規定する船舶所有者が旧船員保険法による船員保険の被保険者を使用していた事実及び当該船舶所有者が旧船員保険法第 62 条第1項

の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合であって、かつ、当該被保険者に係る旧船員保険法第 61 条の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合

2 請求期間について、農林漁業団体が旧農林共済組合(平成 13 年統合法附則第2条第1項第7号に規定する旧農林共済組合をいう。)の組合員を使用していた事実及び当該農林漁業団体が旧農林共済法第 56 条第2項の規定により当該組合員の負担すべき掛金に相当する金額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合であって、かつ、当該組合員に係る同条第1項の掛金を納付する義務を履行したことが明らかでない場合

2 認定要領

(1) 厚生年金特例法施行規則第1条第1号の消極的な事情

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、厚生年金特例法施行規則第1条第1号に規定する場合に該当するものではないこと。

- ア 賞与の支払い及び保険料控除の事実確認を行う賃金台帳、源泉徴収簿及び請求者が所持する給与明細書等から賞与の支払年月日のうち、支払年月が特定できないもの
- イ 複数の資料があり、それぞれの資料で記載されている保険料控除額等が異なっているもの
- ウ 資料が源泉徴収票しかない等、保険料控除額が特定できないもの

(2) 厚生年金特例法施行規則第1条第2号の消極的な事情

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、厚生年金特例法施行規則第1条第2号に規定する場合に該当するものではないこと。

- ア 社会保険オンラインシステムにおいて適用事業所であることが確認できない場合で、昭和 63 年 4 月以降の請求期間については、法人登記簿の写しにより法人事業所であったことが確認できない場合及び昭和 63 年3月以前の請求期間に係る事案(ただし、同僚事案における昭和 63 年3月以前の訂正請求の場合であって、基礎事案の被保険者記録が訂正されていることが確認できる場合を除く。)であるもの
- イ 保険料控除を行っていないことが確認できる資料があるもの
- ウ 保険料控除されていたことが確認できる資料がある場合であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件に該当するもの
 - (ア) 資料により確認できた保険料控除額に対応する標準報酬月額等級が存在しないもの
 - (イ) 複数の資料があり、それぞれの資料で記載されている保険料控除額等が異なっているもの

(3) 厚生年金特例法施行規則第1条第3号及び第 22 条の消極的な事情

次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合は、厚生年金特例法施行規則第1条第3号及び第 22 条に規定する場合に該当するものではないこと。

- ア 資料により確認できた保険料控除額に対応する標準報酬月額等級が存在しないもの
- イ 複数の資料があり、それぞれの資料で記載されている保険料控除額等が異なっているもの

(4) 厚生年金特例法第1条第2項ただし書に該当する要件

請求者が当該法人の役員(事業主を含む。)であったこと、又は事業主から必要な届出を行っていないことや保険料を納付していない等の説明を受け、請求者がそれに同意していたこと(請求者が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合は、厚生年金特例法第1条第2項ただし書に該当するものとして、記録訂正の対象外であること。

(5) 訂正対象外要件

2の(4)に定めるもののほか、次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、記録訂正の対象外であること。

ア 制度上、厚生年金保険被保険者となり得ないことが確認できる場合

ただし、請求期間当時の事業主が保険料を源泉控除していたことが確認されれば、被保険者となり得る勤務実態があったことは一応推認されることから、被保険者資格喪失月の保険料控除である場合等の厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認される場合を除き、制度上被保険者であったものとして取り扱うこと。

イ 既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての訂正請求である場合

ウ 保険料徴収権の時効消滅後の期間に係る訂正請求であるが、過去に同様の訂正請求(同一事業所の同一時期)があり、かつ、厚年法に基づき訂正決定された事案であることが判明した場合等、当該事案が厚年法に基づき訂正決定される可能性がうかがえる場合

(6) 留意事項

ア 次の(ア)又は(イ)の事項については、厚生年金特例法施行規則第1条又は第22条に規定する場合の要件に該当するかの確認をする上で必要となるので、これに留意すること。

(ア) 請求者が当該法人の役員(事業主を含む。)であったこと等の確認については、請求者が当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日の前日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できる場合は、「請求者が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合」に該当しないことが確認できたものとする。

(イ) 保険料控除されていた事実の確認については、提出された給与明細書又は賃金台帳等に基づき行うが、提出された資料がどの月分の保険料に該当するかの判断は、事業主に対して、給与の締め日及び支払日、当月控除、翌月控除の別を確認する必要があるが、次のiからiiiまでのいずれかに該当する場合は、事業主への確認は不要であること。

i 「資格喪失年月日相違」の事案であって、退職月の翌月に支払われた給与明細書により翌月控除が確認できる場合

ii 「資格取得年月日相違」の事案であって、入社当時に給与が支払われ、当月控除が確認できる場合

iii 「被保険者期間の中抜け」の事案であって、当月及び翌月において保険料控除が確認できる場合

イ 賞与事案に係る標準賞与額の認定は、1回の支給(同月に2回以上支給されていたときは、その合計。)につき150万円を上限として、次の(ア)又は(イ)のいずれかに基づき行うこと。

(ア) 保険料控除額に見合う標準賞与額が、賞与支給額に見合う標準賞与額より低い場合は、保険料控除額に見合う標準賞与額とすること。

(イ) 保険料控除額に見合う標準賞与額が、賞与支給額に見合う標準賞与額より高い場合は、賞与支給額に見合う標準賞与額とすること。

ウ 同一企業等内の転勤事案に係る標準報酬月額額の認定は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに基づき行うこと。

なお、保険料控除されていたことが確認できる資料がある場合は、それらの資料に基づき認定すること。

(ア) 勤務実態が、新事業所で確認できた場合(下記(ウ)に該当する場合を除く。)は、社会保険オンラインシステムにおける、請求期間の後の新事業所に係る最初の標準報酬月額とすること。

(イ) 勤務実態が、旧事業所で確認できた場合(下記(ウ)に該当する場合を除く。)は、社会保険オンラインシステムにおける、請求期間の前の旧事業所に係る最後の標準報酬月額とすること。

(ウ) 勤務実態が、請求期間の途中の日を境に新旧それぞれの事業所で確認できた場合は、人事記録又は異動辞令等の資料により異動日(新事業所において勤務を開始した日をいう。以下同じ。)を確認し、次の i 又は ii のいずれかに基づき認定すること。

i 異動日前の期間は、社会保険オンラインシステムにおける、請求期間の前の旧事業所に係る最後の標準報酬月額とすること。

ii 異動日以後の期間は、社会保険オンラインシステムにおける、請求期間の後の新事業所に係る最初の標準報酬月額とすること。

エ 上記のイ又はウ以外の事案に係る標準報酬月額の認定は、次の(ア)又は(イ)のいずれかに基づき行うこと(法令の範囲内の額に限る。)

(ア) 保険料控除額に見合う標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額より低い場合は、保険料控除額に見合う標準報酬月額とすること。

(イ) 保険料控除額に見合う標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額より高い場合は、給与支給額に見合う標準報酬月額とすること。

オ 事業主の納付義務履行の有無の確認については、下記「表3」に基づき行うこと。

「表3」

下記のいずれかに該当するものは、「納付義務履行なし」とし、それ以外のものは「納付義務履行は不明」と判断する。	◎年金事務所で判断する場合の確認方法 (下記のいずれかに該当するものは「納付義務の履行がないもの」とし、それ以外のものは「納付義務の履行は不明」と判断する。)	対象事案に該当事例が存在するか		
		転勤	資料で確認	
			賞与	その他
(1) 次の①又は②により、事業主が厚生年金の記録どおりの届出を行ったことが認められる場合				
① 事業主が届出の誤り又は保険料納付義務の未履行を認めている場合	事業主に聞いて確認する。	○	○	○
② 事業主が保管している届出書等から事業主の届出誤りであることが明らかな場合(注:事業主は誤りを認めていないことが前提)	事業主又は年金事務所が保管している下記のいずれかの資料に、厚生年金の記録と同一の内容が記載されているかどうかを確認する。 ・ 資格の取得又は喪失確認通知書 ・ 標準報酬の決定又は改定通知書 ・ 標準賞与額の決定通知書 ・ 資格取得届(又は写)・資格喪失届(又は写)	○	○	○

	・ 報酬月額算定基礎届(又は写) ・ 報酬月額変更届(又は写) ・ 賞与支払届(又は写) ⇒ 同一の内容が記載されている場合は、「事業主の届出誤りであることが明らかである」ことから履行していないと判断する。			
(2) 適用事業所ではない期間の事案の場合 ・ 事業主が適用事業所となる届出を行っていない ・ 事業主が全喪の届出を行った(不適正遡及訂正の場合を除く。)	左記について、厚生年金の記録を確認する。 ⇒ 「事業主が届出を行わなかった」もしくは「事業主が全喪日を誤って届け出た」ことから履行していないと判断する。	○		○
(3) 厚生年金の記録上の標準報酬月額が長期(訂正する期間に算定基礎届や月額変更届の機会が複数含まれる。)にわたり報酬の実態と相違しており、事業主が誤った報酬額を届け出たと認められる場合【標準報酬相違事案】	請求期間中に、算定基礎届又は月額変更届の提出機会が、種類を問わず2回以上あるかどうかを、年金事務所で確認する。 ⇒ 2回以上ある場合は、「事業主が誤った報酬月額を届け出た」ことから履行していないと判断する。			○
(4) 全部記録なしの事案の場合 【ある事業所に在職中の期間全てについて厚生年金の記録が空白になっている】	左記について、厚生年金の記録を確認する。 ⇒ 「事業主が資格取得又は喪失の届出を行わなかった」ことから履行していないと判断する。	○		○
(5) 中抜け事案の場合(注:転勤事案を含まない) 【ある事業所に在職中の途中の期間について厚生年金の記録が空白になっている】	左記について、厚生年金の記録を確認する。 ⇒ 年金事務所が事業主からの届出なしに2度の処理を行うとは考え難く、「事業主が資格喪失及び取得を(誤って)届け出た」ことから履行していないと判断する。			○
(6) 転勤、資格取得日又は資格喪失日相違の事案で、かつ、次の①から④までのいずれかに該当する場合	※ 以下は、事業主が誤りを認めていない場合に判断対象となる。			

① 雇用保険、厚生年金基金等関連制度の加入記録が厚生年金の記録と一致していることから、事業主が年金事務所(旧社会保険事務所等を含む。)と関係機関(公共職業安定所、厚生年金基金等)の双方に誤った届出を行ったと認められる場合	雇用保険、厚生年金基金及び健康保険組合の記録を確認し、厚生年金の記録の内容と一致しているかどうかを確認する。 ⇒ いずれも一致する場合は、「双方に誤った届出を行った」ことから履行していないと判断する。	○		○
② 厚生年金の記録上の資格得喪日が事業主しか知り得ない人事上の特定の日であることが確認でき、事業主が当該日を届け出たと認められる場合	厚生年金の記録上の資格得喪日が、事業所の人事記録上に記載のある日付で、資格得喪日以外の人事上の特定の日(例:異動内示日、転勤準備命令日、異動後の係配属日等)と一致するかどうかを確認する。 ⇒ 一致する日付がある場合は、「事業主が当該日を(誤って)届け出た」ことから履行していないと判断する。	○		○
③ 月初日の転勤又は月末日の離職であるにもかかわらず、資格喪失日が月末日となっており、事業主が当該月末日を資格喪失日として届け出たと認められる場合	左記について、厚生年金の記録を確認する。 ⇒ 「事業主が離職日と資格喪失日を混同し、誤って届け出た」ことから履行していないと判断する。	○		○
④ 請求期間中、事業主が得喪届及び定時決定等を複数回にわたり年金事務所(旧社会保険事務所等を含む。)に提出する機会があった場合	請求期間中に、資格取得、定時決定又は資格喪失の提出機会が、種類を問わず2回以上あるかどうかを、年金事務所で確認する。 ⇒ 2回以上ある場合は、「事業主が届出を行わなかった」ことから履行していないと判断する。	○		○

※ 同僚事案の場合

特段の事情がない限り、基礎事案における事業主の保険料納付履行の有無の判断と同一とする。

第3章 総合認定の基準

厚生年金事案の事実認定は、請求内容の分類(図3「請求内容の分類(事案類型)」P42 を参照)等に対応する次の基準による。

第1 厚生年金保険の被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案の基準

請求者から、被保険者期間の全部又は一部が記録されていないとして、被保険者資格の取得・喪失の年月日の訂正請求があり、次に該当する場合は厚生年金記録の訂正を行う。

厚年基準1-1(厚年法第 75 条ただし書該当による訂正) ○ 次の①及び②のいずれにも該当する場合(①に該当する場合を除く。) (注) 当該訂正に係る期間は、厚年法第 75 条本文を適用しないものとする。 厚年基準1-2(厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正) ○ 次の①及び③のいずれにも該当する場合(②に該当する場合を除く。) 厚年基準1-3(厚年法第 75 条本文該当による訂正) ○ 次の①及び④のいずれにも該当する場合
次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。 ① 請求者が請求期間において、被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合 ② 事業主により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した届出又は保険料納付が行われていたと判断できる場合 ③ 事業主により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料控除が行われていたと判断できる場合 ④ 本来、届出により記録されるべき請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)する取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合
次の①及び②の事項については、消極的な関連資料及び周辺事情から判断する。 ① 次のアに該当し、かつ、イ又はウのいずれかに該当する場合 ア 請求期間を含む被保険者の資格の取得・喪失に係る記録について、遡及訂正等の処理が不合理であると判断できる場合 イ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の代表取締役(事業主)であり、かつ、遡及訂正等の不合理な処理の原因となる虚偽の届出を行った又は当該処理を行うことに同意していたと判断できる場合 ウ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の厚生年金保険に係る事務について権限を有していた又は当該事務の執行に当たっていた取締役等であり、かつ、遡及訂正等の不合理な処理の原因となる虚偽の届出に関与していたと判断できる場合 ② 厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当する場合

第2 厚生年金保険の標準報酬月額の変遷事案の基準

請求者から、被保険者期間中に事業所から支払いを受けた報酬額に基づく標準報酬月額と厚生年金記録の標準報酬月額が相違しているとして、標準報酬月額の訂正請求があり、次に該当する場合は厚生年金記録の訂正を行う。

厚生基準2-1(厚生法第75条ただし書該当による訂正)

- 次の①に該当する場合(①に該当する場合を除く。)

(注) 当該訂正に係る期間は、厚生法第75条本文を適用しないものとする。

厚生基準2-2(厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正)

- 次の②に該当する場合(②に該当する場合を除く。)

厚生基準2-3(厚生法第75条本文該当による訂正)

- 次の③に該当する場合

次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。

- ① 事業主により、請求期間の標準報酬月額に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した届出又は保険料納付が行われていたと判断できる場合
- ② 事業主により、請求期間の標準報酬月額に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料控除が行われていたと判断できる場合
- ③ 本来、届出により記録されるべき請求期間の標準報酬月額に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)する報酬額が明らかであると判断できる場合

次の①及び②の事項については、消極的な関連資料及び周辺事情から判断する。

① 次のアに該当し、かつ、イ又はウに該当する場合

ア 請求期間を含む標準報酬月額に係る記録について、遡及訂正等の処理が不合理であると判断できる場合

イ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の代表取締役(事業主)であり、かつ、遡及訂正等の不合理な処理の原因となる虚偽の届出を行った又は当該処理を行うことに同意していたと判断できる場合

ウ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の厚生年金保険に係る事務について権限を有していた又は当該事務の執行に当たっていた取締役等であり、かつ、遡及訂正等の不合理な処理の原因となる虚偽の届出に関与していたと判断できる場合

② 厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当する場合

第3 厚生年金保険の標準賞与額の相違又は標準賞与額の記録がない事案の基準

請求者から、総報酬制実施(平成 15 年4月)以降の被保険者期間中に事業所から支払いを受けた賞与額に基づく標準賞与額と厚生年金記録の標準賞与額・賞与支払日が相違している、又は事業所から支払いを受けた賞与額に基づく標準賞与額が記録されていないとして、標準賞与額の訂正請求があり、次に該当する場合は厚生年金記録の訂正を行う。

厚年基準3-1(厚年法第 75 条ただし書該当による訂正)

- 次の①に該当する場合(①に該当する場合を除く。)

(注) 当該訂正に係る期間は、厚年法第 75 条本文を適用しないものとする。

厚年基準3-2(厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正)

- 次の②に該当する場合(②に該当する場合を除く。)

厚年基準3-3(厚年法第 75 条本文該当による訂正)

- 次の③に該当する場合

次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。

- ① 事業主により、請求期間の標準賞与額に対応した届出又は保険料納付が行われていたと判断できる場合
- ② 事業主により、請求期間の標準賞与額に対応した保険料控除が行われていたと判断できる場合
- ③ 本来、届出により記録されるべき請求期間の標準賞与額に対応する賞与支払日及び賞与支払額が明らかであると判断できる場合

次の①及び②の事項については、消極的な関連資料及び周辺事情から判断する。

- ① 次のアに該当し、かつ、イ又はウのいずれかに該当する場合

ア 標準賞与額に係る記録について、遡及訂正等の処理が不合理であると判断できる場合

イ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の代表取締役(事業主)であり、かつ、遡及訂正等の不合理な処理の原因となる虚偽の届出を行った又は当該処理を行うことに同意していたと判断できる場合

ウ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の厚生年金保険に係る事務について権限を有していた又は当該事務の執行に当たっていた取締役等であり、かつ、遡及訂正等の不合理な処理の原因となる虚偽の届出に関与していたと判断できる場合

- ② 厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当する場合

第4 厚生年金保険の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別の相違事案の基準

請求者から、被保険者期間中の実態（一般、坑内員又は船員）と厚生年金記録の被保険者種別が相違している、又は厚生年金基金加入の実態と厚生年金記録の基金加入員か否かの区別が相違しているとして、被保険者種別又は厚生年金基金加入員であるか否かの区別の訂正請求があり、次に該当する場合は厚生年金記録の訂正を行う。

厚年基準4-1(厚年法第 75 条ただし書該当による訂正)

- 被保険者種別は次の①及び②のいずれにも該当する場合又は厚生年金基金加入員か否かの区別は②に該当する場合(①に該当する場合を除く。)

(注) 当該訂正に係る期間は、厚年法第 75 条本文を適用しないものとする。

厚年基準4-2(厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正)

- 被保険者種別は次の①及び③のいずれにも該当する場合又は厚生年金基金加入員か否かの区別は③に該当する場合(②に該当する場合を除く。)

厚年基準4-3(厚年法第 75 条本文該当による訂正)

- 次の④に該当する場合

次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。

- ① 請求者が請求期間において、被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合
- ② 事業主により、請求期間の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した届出又は保険料納付が行われていたと判断できる場合
- ③ 事業主により、請求期間の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料控除が行われていたと判断できる場合
- ④ 本来、届出により記録されるべき請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)する被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別が明らかであると判断できる場合

次の①及び②の事項については、消極的な関連資料及び周辺事情から判断する。

① 次のアに該当し、イ又はウのいずれかに該当する場合

- ア 請求期間を含む記録について、遡及訂正等の処理が不合理であると判断できる場合
- イ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の代表取締役(事業主)であり、かつ、遡及訂正等の不合理な処理の原因となる虚偽の届出を行った又は当該処理を行うことに同意していたと判断できる場合
- ウ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の厚生年金保険に係る事務について権限を有していた又は当該事務の執行に当たっていた取締役等であり、かつ、遡及訂正等の不合理な処理の原因となる虚偽の届出に関与していたと判断できる場合

② 厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当する場合

第5 その他の厚生年金事案の基準

請求者から、被保険者期間・標準報酬月額・標準賞与額が相違しているとして訂正請求があり、次に該当する場合は厚生年金記録の訂正を行う。

厚年基準5(厚年法(その他)該当による訂正)

○ 厚年法第75条や厚生年金特例法の対象とならない事案で、次の①及び③(被保険者期間の短縮事案の場合は②及び③、被保険者が保険料納付義務者の事案の場合は①及び④)のいずれにも該当する場合

(対象となる事案の例)

- ・保険料徴収権が時効消滅していない期間中の事案
- ・育児休業(平成12年4月以降)又は産前産後休業(平成26年4月以降)期間中の事案
- ・旧三公社共済組合員期間中の事案
- ・陸海軍徴集又は召集期間中の事案
- ・戦時加算期間中の事案
- ・被保険者期間の短縮、標準報酬月額の減額又は標準賞与額の減額の事案
- ・同一月内の日付のみ訂正又は喪失月で喪失日前の賞与の事案
- ・被保険者が保険料納付義務者の事案

次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。

- ① 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合
- ② 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていなかったと判断できる場合
- ③ 本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合
- ④ 被保険者により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料納付が行われていたと判断できる場合

第4章 総合認定の基準の要領

第1節 要件ごとの事情評価

訂正請求を認容するに当たっては、第3章の総合認定の基準に係る要件について、下記第1及び第2において積極的な事情と消極的な事情を評価した上で、要件を満たしているかを認定し、それらの要件ごとの認定結果等を踏まえて第3章の総合認定の基準に該当するか否かにより、総合的に判断することとなる。

第1 第3章第1から第4までの基準に係る事案についての事情評価

1 共通する審議〔被保険者資格要件〕(第3章第1の①、第4の①及び第5の①・②の要件)

被保険者資格要件の審議では、総合認定の基準のうち「請求者が請求期間において、被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合」又は「請求者が請求期間において、被保険者となる要件を満たしていなかったと判断できる場合」に該当するか否かを判断することとなる。

当該要件は、被保険者の種類(※)と事案の請求内容の分類(図3「請求内容の分類(事案類型)」P42を参照)により評価する内容が異なるが、基本的には3つの要件(事業所への勤務要件、適用事業所となる要件、被保険者となる要件)について評価を行い、これらの要件の評価結果をもとに、請求期間のうち被保険者である期間又は被保険者資格を満たしていると認められる期間か否かを認定することとなる。

なお、第3章「第2の基準(標準報酬月額の変遷事案の基準)」、「第3の基準(標準賞与額の変遷又は標準賞与額の記録がない事案の基準)」及び「第5の基準(対象事案のうち、標準報酬月額の変遷事案・標準賞与額の変遷又は標準賞与額の記録がない事案)」の対象となる事案は、請求自体が被保険者期間中の記録に対する内容であることから、調査の段階で被保険者資格の確認が行われることを前提に、この要件の認定は不要とする。

(凡例:○＝評価必要、－＝評価不要)

※ 被保険者の種類	勤務要件	適用事業所要件	被保険者要件
① 適用事業所に使用される被保険者 (厚年法第9条)	○ 勤務していること	○ 適用事業所であること (適用事業所要件を満たすこと)	○ 被保険者要件を満たすこと
②-1 高齢任意加入被保険者 (厚年法附則第4条の3)	○ 勤務していること	○ 適用事業所であること (適用事業所要件を満たすこと)	○ 被保険者要件を満たすこと
②-2 高齢任意加入被保険者 (厚年法附則第4条の5)	○ 勤務していること	－	○ 被保険者要件を満たすこと
③ 任意単独被保険者 (厚年法第10条)	○ 勤務していること	－	○ 被保険者要件を満たすこと
④ 任意継続被保険者 (第四種被保険者) (昭和60年改正法附則第43条)	－	－	○ 被保険者要件を満たすこと

(注) 必要に応じて第四種被保険者となる直前又は直後の事業所勤務期間に係る勤務実態を評価するものとする。

(1) 事業所への勤務要件

【評価対象】

「被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案」及び「厚生年金保険の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別の相違事案」のうち、事業所へ勤務していたことが要件となる被保険者（任意継続被保険者を除く。）

【評価事項】

○被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案

請求者が請求期間において、勤務先事業所に使用されており、勤務実態（勤務時間、勤務日数など、常用的雇用関係が認められるような勤務形態であること）があったと認められるか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。

○厚生年金保険の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別の相違事案

被保険者期間中の記録訂正を求める事案であるため、調査の段階で被保険者資格の確認が行われる前提で、請求者が主張する被保険者種別（一般、坑内員又は船員（旧船員保険法の被保険者の種別を含む。））に相当する勤務実態があったか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。

ア 積極的な事情の例

(ア) 事業所に勤務していた場合（勤務期間が特定できる）

請求期間において、勤務先事業所で使用され勤務していることが雇用保険記録等により確認又は推認できる。

(イ) 事業所に勤務していた場合（勤務期間が特定できない）

請求期間当時、期間は特定できないが、請求者が勤務先事業所で勤務していたことが従業員の陳述等からうかがえる。

（注）勤務していた期間が特定できない場合は、他の判断要素とあわせて、別途総合判断が必要

(ウ) 事業所に在籍していた場合（在籍期間が特定できる）

i 請求期間は、勤務先事業所での育児休業期間、産前産後期間、陸海軍に徴集又は召集されていた期間であるが、請求期間中も在籍していたことが在籍証明書等により確認又は推認できる。

ii 請求期間は、病気休職中、一時帰休中等の期間であるが、在籍していたことが出勤簿等により確認又は推認できる。

（注）被保険者資格の取扱いや休職等の実態等、他の判断要素とあわせて、別途総合判断が必要

(エ) 被保険者となる要件を満たす勤務実態がある場合（勤務期間が特定できる）

請求期間当時、勤務先事業所で被保険者となる要件を満たす勤務実態（事業所に使用され、労働の対償として賃金を受け取っている。勤務時間・勤務日数など、常用的雇用関係が認められるような勤務形態がある等）があった期間が賃金台帳等により確認又は推認できる。

(オ) 請求者が主張する被保険者種別に相当する勤務内容であった場合

請求期間当時、勤務先事業所における勤務内容が、請求者の主張する被保険者種別に相当するものであったことが人事記録等により確認又は推認できる。

イ 消極的な事情の例

(ア) 事業所に勤務していなかった場合

請求期間当時、請求者が勤務先事業所で勤務していなかったことが事業主の陳述等から推認できる。

(イ) 事業所に勤務していたか不明の場合

請求期間当時、勤務していたことがうかがえる関連資料や周辺事情が得られず、勤務していたか不明である。

(ウ) 被保険者となる要件を満たす勤務実態がない場合

請求期間当時、勤務先事業所での勤務実態が被保険者となる要件を満たしていなかった(勤務時間、勤務日数などが少ない等)ことが雇用契約書等により確認又は推認できる。

(エ) 請求者が主張する被保険者種別に相当する勤務内容ではない場合

請求期間当時、勤務先事業所における勤務内容が請求者の主張する被保険者種別と異なるものであることが人事記録等により確認又は推認できる。

(オ) 請求者が主張する被保険者種別に相当する勤務内容が不明の場合

請求期間当時、勤務先事業所における勤務内容がうかがえる関連資料や周辺事情が得られず、勤務内容が不明である。

ウ 留意事項

(ア) 二以上事業所勤務者に係る請求内容である場合は、必要に応じて請求対象となる一方の勤務先事業所だけでなく他方の勤務先事業所における勤務実態も確認する必要がある。

(イ) 被保険者種別の相違の事案のうち、「任意継続被保険者(第四種被保険者)ではなく他の種別の被保険者であった」旨の請求内容である場合は、被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案と同様の勤務要件に係る評価を行う。

(2) **適用事業所となる要件**

厚生年金保険制度では、事業所を単位として厚生年金保険が適用される(一部の任意加入を除く。)ため、厚生年金記録の訂正を認める場合、前提として、請求期間当時、勤務先事業所が厚生年金保険の適用事業所(厚年法第6条)であったか、又は適用事業所となる要件を満たしていたことが必要となる。

【評価対象】

「被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案」のうち、適用事業所(適用事業所となる要件を満たしていた事業所を含む。)へ勤務していたことが要件となる被保険者(高齢任意加入被保険者のうち厚年法附則第4条の5に該当する者、任意単独被保険者及び任意継続被保険者を除く。)

【評価事項】

○被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案

請求者が使用されていた勤務先事業所は、請求期間において、適用事業所としての記録があるか又は適用事業所となる要件を満たしていたか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。

ア 積極的な事情の例

(ア) 適用事業所の記録がある場合

請求期間において、勤務先事業所に適用事業所としての記録があることが事業所名簿等により確認できる。

(イ) 適用事業所としての要件を満たしている場合

請求期間において、勤務先事業所に適用事業所としての記録はないが厚年法上の適用事業所としての要件を満たしていることが商業登記簿の謄本等により確認又は推認できる。

(注) 厚生年金特例法第1条第1項の「厚年法第27条に規定する事業主」とは、「適用事業所(同法第6条

第1項・第3項)の事業主又は任意単独被保険者となる同意をした事業主(同法第10条第2項)」であり、適用事業所に該当しながら、適用の届出を行っていない事業主に使用されていた者は、厚生年金特例法の対象となり得る。

イ 消極的な事情の例

(ア) 適用事業所としての要件を満たしていない場合

請求期間において、勤務先事業所に適用事業所としての記録がなく、厚年法上の適用事業所としての要件を満たしていないこと(※)が事業主の陳述等により推認できる。

※ 非適用業種の事業所、人数要件を満たさない事業所、外地の事業所、外国船籍の船舶等

(イ) 適用事業所としての要件を満たしていたか否かが不明である場合

請求期間において、勤務先事業所に適用事業所の記録がなく、適用事業所としての要件を満たしていたか否かについて、関連資料や周辺事情が得られず、適用事業所としての要件を満たしていたか不明である。

ウ 留意事項

(ア) 勤務先事業所と適用事業所の名称相違の判断

勤務先事業所が適用事業所でない場合であっても、当該事業所の本社等が適用事業所となっており、当該適用事業所において請求者の記録が存在する場合があるため、関係する事業所についても幅広く確認する必要がある。

(イ) 適用期間が訂正又は取り消された記録がある場合の適用事業所記録がある期間の判断

「適用年月日」又は「全喪年月日(適用事業所ではなくなった日)」が訂正又は取り消され、適用期間が変更されている場合は、訂正理由等が事実即ち即した処理か否かを判断する必要がある。

(ウ) 事業所全喪後又は現存中の遡及訂正事案の先例がある事業所の場合の適用事業所記録がある期間の判断

請求者が使用されていた事業所において、遡及訂正等の不合理な処理が行われた事案の先例がある場合であって、記録訂正をするために適用期間を訂正しているときは、「当該訂正前の適用期間」から、適用事業所の記録がある期間を確認する必要がある。

(エ) 任意適用事業所

任意適用事業所(※1)は、厚年法第6条第1項の適用事業所(いわゆる「強制適用事業所」)とは手続が異なり、適用事業所となる場合(※1)及び適用事業所ではなくなる場合(※2)、いずれも厚生労働大臣へ申請し認可を受けることとなる。

適用年月日又は全喪年月日に係る記録と請求内容の相違の判断に当たっては、申請と認可に係る一連(※1、※2の同意状況等を含む)の事実確認を行うために関係資料及び周辺事情を確認する必要がある。

※1 厚年法第6条第1項の事業所以外の事業所の事業主が当該事業所に使用される被保険者となるべき者の1/2以上の同意を得て申請し、厚生労働大臣の認可を受けて適用事業所となったもの(厚年法第6条第3項関係)

※2 事業主が当該事業所の被保険者の3/4以上の同意を得て申請し、厚生労働大臣の認可を受けて適用事業所でなくなったもの(厚年法第8条関係)

(オ) 転勤事案(※)における異動元・異動先事業所の関係性

異動元・異動先の勤務先事業所間の関係性について、次の①又は②に該当するかを判断する必要がある。

※ 転勤事案とは、異動元・異動先の事業所が厚生年金保険の適用事業所としては別の事業所(被保険者資格の取得・喪失が伴うもの)であって、次の①又は②により被保険者期間に空白が生じている事案

(取得日相違、喪失日相違又は全部記録なし)

① 同一企業内異動

② 関連事業所(同一企業グループの別事業所等)への出向及び転籍であって、継続した勤務実態があり、雇用条件及び給与形態に変更を伴わない組織間異動と認められるもの

(3) 被保険者となる要件

厚生年金保険制度では、厚生年金記録の訂正を認めるためには、前提として、請求期間当時、被保険者であったか、又は被保険者(※)となる要件を満たしていることが必要となる。

また、任意加入については、加えて資格取得に係る届出(厚生労働大臣に対して加入の意思表示)を行っていることが必要となる。

※ 適用事業所に使用される者(厚年法第9条)、任意単独被保険者(同法第10条)、高齢任意加入被保険者(同法附則第4条の3、附則第4条の5)又は任意継続被保険者(第四種被保険者)(昭和60年改正法附則第43条)

【評価対象】

「被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案」及び「厚生年金保険の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別の相違の事案」

【評価事項】

○被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案

請求者が請求期間において、上記(1)の評価結果を踏まえて、それぞれの被保険者となる要件を満たしているか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する(除外要件(厚年法第12条)、請求期間当時の被保険者に係る取扱通知等に該当するか否かの判断を含む)。

○厚生年金保険の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別の相違の事案

請求者の主張する被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別での被保険者となる要件を満たしているか否かを、上記(1)の評価結果により、判断する。

ア 積極的な事情の例

(ア) 事業所に勤務し、被保険者要件を満たす場合(一般)

上記(1)の評価結果で積極的な事情があり、請求期間当時の年齢、勤務形態、勤務内容(職種)等から、厚年法第9条の被保険者となる要件を満たしていた。

(イ) 事業所に勤務し、被保険者要件を満たす場合(高齢任意加入)

上記(1)の評価結果で積極的な事情があり、請求期間当時、厚年法附則第4条の3又は附則第4条の5の被保険者となる要件を満たしていた、かつ、被保険者が資格取得の届出を行っていた(加入の意思表示をしていた)。

(ウ) 事業所に勤務し、被保険者要件を満たす場合(任意単独)

上記(1)の評価結果で積極的な事情があり、請求期間当時、厚年法第10条の被保険者となる要件を満たしていた、かつ、被保険者が資格取得の届出を行っていた(加入の意思表示をしていた)。

(エ) 任意継続被保険者(第四種被保険者)の要件を満たす場合

昭和60年改正法附則第43条の被保険者となる要件を満たしていた、かつ、被保険者が資格取得の届出を行っていた。

イ 消極的な事情の例

(ア) 被保険者となれない場合

厚年法第12条(適用除外)に該当する者であった。

(イ) 被保険者要件を満たしていない場合

厚年法第9条、第10条、附則第4条の3、附則第4条の5又は昭和60年改正法附則第43条の被保険者となる要件を満たしていなかった(※)。

※ 70歳(平成14年3月までは65歳)以上の者、個人事業所の事業主、高齢任意加入では70歳(平成14年3月までは65歳)未満の者等

ウ 留意事項

被保険者としての要件を判断する際には、次の例のような請求期間当時の被保険者資格に関する取扱いについて、規定や通達等を踏まえて判断する必要があること。

(例)

・勤労働員学徒

昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び昭和19年厚生省告示第50号に明文化されている。

・連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用される者

昭和26年7月1日から、連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用される者のうち、強制被保険者となる者は、PX(物の販売事業)等に使用される者であり、強制被保険者とならない者は、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿泊施設、食堂、映画事業等に使用される者である。(昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長通知)

(4) 3要件をあわせた評価について

上記(1)から(3)までの要件の認定結果を踏まえて、次の被保険者としての要件を満たす者であるパターンに該当するか否かを判断する。

(凡例:○=該当、×=非該当)

被 保 険 者	被保険者資格の要件			
		1 事業所への 勤務要件	2 適用事業所 となる要件	3 被保険者 となる要件
① 適用事業所に使用される被保険者 (厚年法第9条)	あり	○	○	○
	なし	○	○	×
	なし	○	×	○
	なし	○	×	×
	なし	×	○	×
	なし	×	×	×
②-1 高齢任意加入被保険者 (厚年法附則第4条の3) (注)被保険者要件に「適用事業所に使用される者」が含まれる。	あり	○	○	○
	なし	○	○	×
	なし	○	×	×
	なし	×	○	×
	なし	×	×	×
②-2 高齢任意加入被保険者 (厚年法附則第4条の5) (注)被保険者要件に「適用事業所以外の事業所に使用される者」が含まれる。	あり	○		○
	なし	○		×
	なし	×		×
③ 任意単独被保険者 (厚年法第10条) (注)被保険者要件に「適用事業所以外の事業所に使用される者」が含まれる。	あり	○		○
	なし	○		×
	なし	×		×
④ 任意継続被保険者(第四種被保険者) (昭和60年改正法附則第43条)	あり			○
	なし			×

2 厚年法第 75 条ただし書該当の審議

(1) 事業主による届出〔届出要件〕(第3章第1の②、第2の①、第3の①及び第4の②の要件)

厚生年金保険制度では、一部の任意加入の場合を除いて事業主が被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬額及び賞与額に関する事項の届出を行う(厚年法第 27 条)。当該事業主が請求内容に係る届出について、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に行っていれば、届出に基づき厚生年金保険原簿への記録、資格の確認・決定・改定を行い、納入告知を行うことにより、事業主が保険料を納付し、保険給付が行われるが、事業主による届出が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われた場合は、保険給付は行われない(厚年法第 75 条本文)。

したがって、届出要件の審議では、主に総合認定の基準のうち「事業主により、請求期間の厚生年金記録と異なる資格の取得日・喪失日等に係る届出が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたと判断できる場合」の要件を満たしていたか否かを判断することとなる。

【評価対象】

第3章第1から第4までの基準の対象となる事案

【評価事項】

事業主が保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、請求期間に係る届出を行っていたか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。

ア 積極的な事情の例

(ア) 事業所全喪後に行われた遡及訂正等の不合理な処理である場合

事業所が全喪した日以降に遡及して標準報酬月額又は資格喪失日に係る記録訂正が行われており、訂正後の記録が事実即した記録となっていない。

(イ) 事業所現存中に行われた遡及訂正等の不合理な処理である場合

事業所が現存中に遡及して標準報酬月額又は資格喪失日に係る記録訂正が行われており、訂正後の記録が事実即した記録となっていない。

(ウ) 記録管理に不備がある場合

次の例のように、請求期間当時、事業主から届出が行われていたと考えられるが、記録内容が届出どおり適切に記録されていない。

- ・事業主や委託先の社会保険労務士等が保管している被保険者資格の取得・喪失確認通知書、標準報酬月額決定・改定通知書等により、請求内容どおりに届出を行っていることが確認できる。
- ・事業主や委託先の社会保険労務士等が保管している被保険者台帳等により請求期間に対応する資格の取得日・喪失日・標準報酬月額等が確認できる(被保険者台帳等の記載内容どおりの届出が行われたと推認できる場合に限る。)
- ・健康保険又は厚生年金基金の記録により、請求に係る届出が行われていたことがうかがえる(厚生年金保険の届出と当該関連制度への届出に一体性があると推認できる場合に限る。)
- ・複数の厚生年金記録(オンライン記録と被保険者台帳・被保険者名簿・被保険者原票等)の間に不備や矛盾があり、いずれかの記録が事実即している又はいずれも事実即した記録となっていない(請求期間に近接する時期に厚生年金記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある等)。
- ・個別の厚生年金記録(被保険者台帳・被保険者名簿・被保険者原票)の記載内容に不備や矛盾があり、事実即した記録となっていない(資格喪失日の後に標準報酬月額の改定の記録がある等)。

・基礎年金番号に統合されていない請求者のものと考えられる記録が存在している。

(エ) 戦災・風水害により記録が消失・滅失している場合

勤務していた実態等から届出が行われていたことがうかがえる。

(事業主がその届出を行った後に焼失・滅失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情が見当たらない。)

イ 消極的な事情の例

(ア) 遡及訂正の処理が事実即した処理である場合

事業主が、事務処理の誤りにより、被保険者となる要件を満たしていない者の資格取得手続を行ったため、遡及して資格取得を取り消す届出を行った等、厚生労働大臣が記録を遡及して訂正する合理的な理由がある。

(イ) 届出誤りや漏れを認めている場合

事業主又は請求者への照会に対し、請求内容に係る届出について、届出内容を誤った又は届出を行っていなかった旨の回答がある。

(ウ) 関連制度の記録が厚生年金の記録と同様である場合

雇用保険、厚生年金基金、健康保険組合等の関連制度の記録が厚生年金保険と同様の記録となっている。

(エ) 事業主しか知り得ない情報に即した記録となっている場合

事業主しか知り得ない情報(取得日や喪失日が、発令日や配属日となっている等)と一致した記録となっている。

(オ) 届出が行われていたことがうかがえる事情がない場合

関連資料や周辺事情が得られず、届出が行われていたか否か不明である。

(2) **事業主による保険料納付〔保険料の納付要件〕**(第3章第1の②、第2の①、第3の①及び第4の②の要件)

厚生年金保険制度では、一部の任意加入の場合(※)を除いて事業主が被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬額及び賞与額に関する事項の届出を行うと(厚年法第27条)、届出に基づき記録した後、保険料の納入告知を行い、当該事業主が当該告知額の保険料を納付することとなる(厚年法第82条第2項)。

上記の被保険者に係る手続の流れを踏まえると、事業主が請求内容に係る保険料について、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に納付しているという事情がある場合は、請求内容に係る届出も行われていたことがうかがえるため、本来は、その内容が記録され、保険給付が行われることとなる。

したがって、保険料の納付要件の審議では、主に総合認定の基準のうち「事業主により、請求期間の厚生年金記録と異なる資格の取得・喪失等に係る保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたと判断できる場合」の要件を満たしていたか否かを判断することとなる。

※ 高齢任意加入で事業主が保険料の半額負担及び保険料納付義務を負うことに同意していない場合及び任意継続(第四種)の場合は、被保険者自身が保険料を納付する。

【評価対象】

第3章第1から第4までの基準の対象となる事案

【評価事項】

事業主が請求期間に係る保険料について、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に納付していたか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。

ア 積極的な事情の例

関連資料等がある場合

請求内容どおりに保険料を納付していることが、事業主等が保管している領収証書、口座振替の記録等(※)により確認できる。

※ 領収証書等に記載された事業所の保険料納付額は、事業所の納付目的年月単位の額であるため、請求者1人の保険料納付額は確認できない。この事業所の保険料納付額が、請求者の請求に係る資格記録を含む全被保険者の記録から保険料納付額を試算した結果と一致する等の事情がある場合に、積極的な事情と評価することができる。

イ 消極的な事情の例

(ア) 事業主が保険料納付していなかったことを認めている場合

事業主が請求期間当時、保険料を納付していなかった旨の回答がある。

(イ) 届出誤りを認めている場合

請求内容に係る保険料納付について、事業主が請求期間当時、届出を誤った旨の回答がある等、請求内容とは異なり事実とも相違する内容で届出を行っていたことが認められる場合は、請求内容に係る届出が行われていないため、その届出に基づき納入告知される保険料も納付されていなかった。

(ウ) 関連制度の記録が厚生年金の記録と同様である場合

請求内容に係る保険料納付について、雇用保険、厚生年金基金、健康保険組合等の関連制度の記録が厚生年金記録と同様の記録である等、届出が誤っていたとは考え難い場合は、請求内容に係る届出が行われていないため、その届出に基づき納入告知される保険料も納付されていなかった。

(エ) 事業主しか知り得ない情報に即した記録となっている場合

請求内容に係る保険料納付について、事業主しか知り得ない情報(※)に即した記録となっている場合は、請求内容に係る届出が行われていたとは考え難いため、その届出に基づき納入告知される保険料も納付されていなかった。

※ 資格取得日・資格喪失日がそれぞれ発令日、配属日とされている等

(3) 代表取締役等の虚偽の届出等〔信義則適用の要件〕(第3章第1から第4までの①の要件)

請求期間において遡及訂正等の不合理な処理が行われていた事案(厚生年金記録の資格喪失日や標準報酬月額等が保険料納付額の減額等のため、遡及して事実と相違する記録に訂正された事案)であって、代表取締役(事業主)が自身で当該処理の原因となる虚偽の届出を行った又は当該処理を行うことに同意していた場合や事業所の厚生年金保険に係る事務について権限を有していた又は当該事務の執行に当たっていた取締役等が当該処理の原因となる虚偽の届出に関与していた場合には、代表取締役等が遡及訂正等の不合理な処理の無効を主張することは信義則(民法第1条第2項)上許されないと考えるべきである。

したがって、信義則適用の要件の審議では、請求期間において遡及訂正等の不合理な処理が行われていた場合であって、「請求期間当時、代表取締役(事業主)であり、かつ、当該処理の原因となる虚偽の届出を行った又は当該処理を行うことに同意していたと判断できる場合」又は「請求期間当時、事業所の厚生年金保険に係る事務について権限を有していた又は当該事務の執行に当たっていた取締役等であり、かつ、当該処理の原因となる虚偽の届出に関与していたと判断できる場合」の要件を満たしていたか否かを判断することとなる。

【評価対象】

請求期間において遡及訂正等の不合理な処理が行われている事案

【評価事項】

①又は②に該当するか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。

- ① 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の代表取締役(事業主)であり、かつ、遡及訂正等の不合理な処理の原因となる虚偽の届出を行った又は当該処理を行うことに同意していたと判断できる場合
- ② 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の厚生年金保険に係る事務について権限を有していた、又は当該事務の執行に当たっていた取締役等であり、かつ、当該処理の原因となる虚偽の届出に関与していたと判断できる場合

ア 積極的な事情の例

(ア) 代表取締役であったが虚偽の届出に関与していなかった場合

破産手続開始後は、破産管財人が届出等を行っていることが関連資料等から確認でき、破産管財人が代表取締役はその手続に関与していなかったと陳述している。

(イ) 取締役であったが厚生年金保険に係る事務に関与していなかった場合

請求期間当時、請求者が取締役であったことが商業登記簿の謄本等により確認できるが、複数の従業員が請求者は厚生年金保険に係る事務に関係のない業務を担当する者であったと陳述している。

イ 消極的な事情の例

(ア) 代表取締役が遡及訂正等の不合理な処理を行うことに同意していた場合

請求期間当時、請求者が代表取締役であったことが商業登記簿の謄本等により確認でき、経理担当者が遡及して資格喪失日を事実と異なる日へ訂正する届出を行ったと陳述している。

(イ) 取締役が遡及訂正等の不合理な処理に関与していた場合

請求期間当時、請求者が取締役であったことが商業登記簿の謄本等により確認でき、請求者が事実より低い報酬月額の届出を行ったと陳述している。

3 厚生年金特例法第1条第1項該当の審議

(1) 事業主による被保険者からの保険料控除[保険料の控除要件](第3章第1の③、第2の②、第3の②及び第4の③の要件)

厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正の判断(※)では、保険料の控除要件の審議を行うが、この審議では総合認定の基準のうち「事業主により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料控除が行われていたと判断できる場合」の要件を満たしていたと認められるか否かを判断することとなる。

当該要件は、関連資料により報酬額・賞与支払額及びその保険料控除額を直接確認するだけでなく、周辺事情から事業主により保険料が源泉控除されていたことを推認することができるかについて評価することとなるが、事案の請求内容の分類(図3「請求内容の分類(事案類型)」P42を参照)により評価する内容が異なる。

※ 事業主が被保険者の負担すべき保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当すると社会保障審議会の意見があった場合は、被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定を行うものとする。(厚生年金特例法第1条第1項)

【評価対象】

第3章第1から第4までの基準の対象となる事案(被保険者自身が保険料納付義務者である任意加入の事案を除く。)

【評価事項】

○被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案

保険料控除額が直接的に確認できる関連資料だけでなく、請求内容の分類(図3「請求内容の分類(事案類型)」P42を参照)に応じた保険料控除を推認できる周辺事情の有無についても確認し、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。

○標準報酬月額・標準賞与額の相違事案、標準賞与額の相違又は標準賞与額の記録がない事案

基本的には、報酬額・賞与支払額や保険料控除額を直接的に確認できる関連資料がある場合に、記録訂正を行うこととなる。

評価に当たっては、「現在の厚生年金記録の標準報酬月額・標準賞与額」、「保険料控除額に見合う標準報酬月額・標準賞与額」及び「本来の報酬額に見合う標準報酬月額・標準賞与額」を確認した上で、それらの額を比較し、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。

○厚生年金保険の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別の相違の事案

報酬額や保険料控除額を直接的に確認できる関連資料があり、当時の保険料率の適用に当たって、請求期間の被保険者種別や厚生年金基金の料率を使用して保険料控除額が算出されているか否かを確認し、評価する。

ア 積極的な事情の例

(ア) 保険料控除額が直接確認できる関連資料がある場合

・給与明細書、賃金台帳、源泉徴収簿等がある。

(イ) 保険料控除額が推認できる周辺事情があり、保険料控除が継続していたことがうかがえない消極的な事情がない場合

・請求者の請求期間に係る間接的な資料(人事記録等)がある。

(同一企業等における転勤又は異動に伴い、前後の適用事業所における資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、請求者が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できる、請求期間と請求期間の後の期間において正社員で、基本給・諸手当等の給与支給額が同額であることが確認でき、保険料控除が継続していたことがうかがえる等)。

・請求者の請求期間に係る関連する他制度の記録(厚生年金基金記録、健康保険組合の記録又は雇用保険記録)がある。

・請求者と勤務内容・勤務形態の同質性が高い従業員の請求期間に係る間接的な資料(給与明細書、賃金台帳等により保険料が源泉控除されている、当該従業員の標準報酬月額の記録に基づく保険料より高額な保険料が源泉控除されている等)や厚生年金記録等がある。

・請求期間に勤務していた従業員のおおむね全員に、請求期間に対応した厚生年金記録がある。

・事業主、経理・厚生年金保険に係る事務担当者、社会保険労務士等の「請求者の請求期間に係る保険料を源泉控除していた」等の陳述がある。

・事業主、従業員等の「請求者の請求期間に係る勤務形態及び業務内容に変更がない」といった保険料控除をうかがわせる陳述がある。

イ 消極的な事情の例

(ア) 保険料が源泉控除されていなかったことが直接確認できる関連資料がある場合

・給与明細書、賃金台帳、源泉徴収簿等がある。

(イ) 保険料が源泉控除されていなかったことが推認できる周辺事情がある場合

・保険料控除されていなかった旨の陳述がある。

・事業所が試用期間や見習い期間中は厚生年金保険に加入させない取扱いであった等、保険料控除されていなかったことをうかがわせる陳述がある。

- ・(取得日相違)取得日の記録と事業所の適用年月日が同日で、当該適用事業所となる届出が行われる前であったことが推認できる。
- ・(喪失日相違・中抜け)事業所が適用事業所の要件に該当しなくなったことが確認又は推認できる。
- ・(喪失日相違・中抜け)事業所が適用事業所の要件に該当しているが、事業主が適用事業所でなくなる届出を行い、かつ、当該届出が行われてからも事業主が保険料控除をしていた旨の陳述等が得られない期間である。
- ・(中抜け)請求者が一旦資格喪失していたことをうかがわせる陳述がある。
- ・(中抜け)請求者と同様に記録が中抜けとなっている従業員から保険料控除に関する積極的な陳述が得られない。
- ・(全部記録なし)請求者の意向により厚生年金保険に加入させなかった等の陳述がある。
- ・(全部記録なし)陳述等が得られない場合であって、請求者が挙げた勤務内容・勤務形態の同質性が高い従業員に厚生年金記録がない。

(ウ) 保険料控除について関連資料や周辺事情が得られない場合

(2) 厚生年金特例法第1条第1項ただし書該当(第3章第1から第4までの②の要件)

厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者が、事業主が保険料納付義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合には、厚生労働大臣は資格の確認等を行う必要はないことを規定している(その結果、同条第2項の規定による記録訂正も行う必要がない。)

したがって、厚生年金特例法第1条第1項ただし書適用の要件の審議では、「請求期間において保険料が源泉控除されていた場合であって、請求期間当時、請求者が代表取締役等であり事業主が保険料納付義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合」の要件を満たしていたか否かを判断することとなる。

【評価対象】

第3章第1から第4までの基準の対象となる事案(被保険者自身が保険料納付義務者である任意加入の事案を除く。)のうち、厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正方向の事案

【評価事項】

請求者が「代表取締役等の役員」又は「経理や厚生年金保険に係る事務の担当」であった者であり、かつ、保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る地位、役職の者であったと判断できるか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。

ア 積極的な事情の例

(ア) 代表取締役であったが経理担当者の過失により届出が漏れていた場合

請求期間当時、請求者が代表取締役であったことが商業登記簿の謄本等により確認できるが、経理担当者が届出漏れであったと陳述している。

(イ) 取締役であったが厚生年金保険に係る事務への関与がなかった場合

請求期間当時、請求者が取締役であったことが商業登記簿の謄本等により確認できるが、請求者自身や従業員が請求者は厚生年金保険に係る事務に関与していなかったと陳述している。

イ 消極的な事情の例

(ア) 代表取締役であり保険料納付義務を履行していないことを知りうる地位、役職の者であった場合

請求期間当時、請求者が代表取締役であったことが商業登記簿の謄本等により確認でき、

請求者自身が厚生年金保険に係る事務を行っていたと陳述している。

(イ) 請求者が虚偽の届出に対する職務上の関与又は影響力があった場合

請求者自身や従業員が請求者は厚生年金保険に係る事務に関与していたと陳述している。

4 厚年法第 75 条本文該当の審議(第3章第1の④、第2の③、第3の③及び第4の④の要件)

厚年法第 75 条本文該当の審議では、本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかであるか否かを判断することとなる。

この判断は、記録すべき事項そのものを確認又は推認することとなるため、主に被保険者となるべき期間や訂正すべき標準報酬月額・標準賞与額が算定できる報酬額・賞与支払額を直接的に確認できる関連資料により行うこととなる。

【評価対象】

第3章第1から第4までの基準の対象となる事案のうち、上記第1の1の要件(被保険者資格要件)を満たしている事案

【評価事項】

本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額等が明らかであるか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。

(1) 積極的な事情の例

ア 被保険者期間の相違事案(喪失日)

人事記録により、正社員として勤務期間の離職日が明らかであり、給与明細書等の関連資料により、事業主から被保険者に支払われた請求期間の標準報酬月額の算定の基礎となる期間に係る報酬額が確認できる。

イ 標準賞与額の記録がない事案

給与明細書等の関連資料により、事業主から被保険者に支払われた賞与支払年月日及び賞与支払額が確認できる。

(2) 消極的な事情の例

ア 被保険者期間の記録がない事案(全部記録なし)

在籍証明書により勤務期間が明らかであるが、給与明細書等の関連資料がなく、事業主から被保険者に支払われた請求期間の標準報酬月額の算定の基礎となる期間に係る報酬額が確認できない。

イ 標準報酬月額の相違事案

事業主から被保険者に支払われた請求期間の標準報酬月額の算定の基礎となる期間に係る報酬額が確認できる給与明細書等の関連資料がない。

第2 第3章第5の基準に係る事案(その他の厚生年金事案)についての事情評価

第3章第5の基準の対象となる事案は、いずれも厚年法第 75 条や厚生年金特例法の対象とならない事案である。

その他の厚生年金事案の訂正要否の審議においては、次の1及び2の要件を満たしているか否かについて判断することとなる。

1 共通する審議[被保険者資格要件](第3章第5の①・②の要件)

第3章第5の①の要件(被保険者資格がある旨の要件)については、上記第1の1の要件(被保険

者資格要件)と同様に判断することとなる。

第3章第5の②の要件(被保険者資格がない旨の要件)については、被保険者期間の短縮事案のみが対象となるが、実質的には、上記第1の1の要件について判断し、上記第1の1の要件を満たしていないことをもって、第3章第5の②の要件を満たしていることとなる。

2 その他の訂正要否の審議(第3章第5の③・④の要件)

第3章第5の③の要件(本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合)又は④の要件(被保険者により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料納付が行われていたと判断できる場合)を満たしていたか否かを判断することとなる。

この判断は、③の要件では、記録すべき事項そのものを確認又は推認することとなるため、主に被保険者となるべき期間や訂正すべき標準報酬月額・標準賞与額が算定できる報酬額・賞与支払額を直接的に確認又は推認できる関連資料により行うこととなる。

また、④の要件では、被保険者により、請求期間の厚生年金記録と異なる資格の取得日・喪失日に係る届出及び保険料納付が行われていたことを直接的に確認できる関連資料や周辺事情により行うこととなる。

【評価対象】

第3章第5の対象となる事案

【評価事項】

第3章第5の③の要件(本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合)を満たしていたと認められるか否かについては、次の(1)から(7)まで、④の要件(被保険者により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料納付が行われていたと判断できる場合)を満たしていたと認められるか否かについては、(8)のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。

(1) 保険料の徴収権が時効により消滅していない期間中の事案

この事案の請求期間は、保険料の徴収権が時効により消滅していない期間に係る訂正請求であるため、厚年法第75条の対象とならない。

また、厚生年金特例法第1条第1項では、保険料の徴収権が時効により消滅している場合(保険料の徴収権が時効により消滅していない期間に係る訂正請求が行われた場合を除く。)を対象としているため、厚生年金特例法の対象とならない。

ア 積極的な事情の例

・被保険者期間の相違事案や標準賞与額の記録がない事案

給与明細書等の関連資料により、事業主から被保険者に支払われた請求期間に係る報酬額や賞与支払額が確認できる。

イ 消極的な事情の例

・被保険者期間の相違事案や標準賞与額の記録がない事案

事業主から被保険者に支払われた請求期間に係る報酬額や賞与支払額が確認又は推認できる関連資料が得られない。

・標準報酬月額の相違事案

給与明細書等の関連資料により、請求期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間において、請求者の主張する報酬額が事業主から支払われていないことが確認又は推認できる(支払額に基づき算定した標準報酬月額が、記録されている標準報酬月額より高額とならない。)。

(2) 育児休業(平成 12 年4月以降)又は産前産後休業(平成 26 年4月以降)期間中の事案

このような事案の請求期間は、厚年法第 81 条の2及び第 81 条の2の2の規定により、保険料の徴収は行わないとされ、保険料の徴収権そのものが存在しないことから、厚年法第 75 条の規定には該当せず、当該期間について記録を訂正する場合は、訂正期間に基づく保険給付が行われる。

また、被保険者が負担すべき保険料もないため、厚生年金特例法の対象とならない。

なお、平成 12 年3月以前の育児休業期間中の事案では、事業主負担分の保険料が徴収されるため、保険料の徴収権が時効により消滅している期間について、厚年法第 75 条本文の規定により保険給付は行われない。

ア 積極的な事情の例

・被保険者期間の相違事案(喪失日)

人事記録等の関連資料により、請求者の主張する日が離職日となっていることが確認できる。

・標準賞与額の相違又は記録がない事案

賞与支給明細書・源泉徴収簿等の関連資料により、請求期間に係る賞与支払額が確認できる。

イ 消極的な事情の例

・標準賞与額の相違又は記録がない事案

請求期間に係る賞与支払額が確認又は推認できる関連資料や周辺事情が得られない。

(3) 旧三公社共済組合員期間中の事案

平成9年4月より前の組合員であった期間(昭和 31 年7月から平成9年3月までの期間)については、もともと国家公務員等共済組合法や公共企業体職員等共済組合法に基づく期間である。これらの法律には厚年法第 75 条の規定と同様の規定がなく、組合員期間が判明すれば当該期間に係る保険給付が行われる(厚生年金保険のように保険料が時効により徴収できない場合には、保険給付に結びつかないといった仕組みはとられていない)。

また、保険給付の制限に係る規定がないため、厚生年金特例法の対象とならない。

ア 積極的な事情の例

・被保険者期間の記録なしの事案(全部記録なし)

請求者の履歴カード等の関連資料及び共済組合の回答により、請求期間において組合員になる者であることが確認できる。

イ 消極的な事情の例

・標準報酬月額額の相違事案

給与明細書等の関連資料により、現在の厚生年金記録の標準報酬月額に見合ったものであることが確認できる。

(4) 被保険者期間中に陸海軍に徴集又は召集された期間がある場合の事案

被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間(※)については、保険料を徴収しないが、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

また、被保険者が負担すべき保険料がないため、厚生年金特例法の対象とならない。

※ 昭和 22 年改正前の厚年法第 59 条の2及び厚年法施行令第 25 条の 2 により厚生年金保険では昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年5月2日まで、昭和 22 年改正前の船員保険法第 60 条の2及び船員保険法施行令第 33 条の 3 により旧船員保険では昭和 20 年4月1日から昭和 22 年5月2日まで

ア 積極的な事情の例

・被保険者期間の相違事案(喪失日)

都道府県の発行する履歴書等の関連資料により、被保険者資格取得後に陸軍へ召集されている期間が確認できるが、当該期間中に資格喪失した記録となっている。

イ 消極的な事情の例

- ・被保険者資格を取得した後、喪失するまでの期間において、陸海軍への徴集・召集期間を確認できる関連資料が得られない。

(5) 戦時加算期間の事案

戦時加算期間とは、戦時中の坑内員や船員（一定の戦争危険のある海域を主として航行する船舶に乗り込んでいた場合に限る。）である被保険者に対し、被保険者期間に割増しする期間のことである。したがって、戦時加算期間は被保険者期間そのものではなく保険料の徴収権が生じないため、厚年法第 75 条の規定は適用されず、厚生年金特例法の対象とならない。

ア 積極的な事情の例

- ・請求者が記憶し、同僚が請求者と共に乗船勤務したと陳述する船舶が船員保険戦時加算該当船舶名簿において、請求期間当時、戦時加算該当船舶とされていることが確認でき、かつ、請求期間において、請求者に当該船舶を所有する事業所における船員保険被保険者記録がある。

イ 消極的な事情の例

- ・船員保険戦時加算該当船舶名簿において、戦時加算該当船舶であったことが確認できない。
- ・請求者が当時一緒に乗船勤務していたとする船長の船員保険被保険者記録により、請求者の記憶する船舶名は一致するが、この船長に戦時加算の記録は確認できない。

(6) 被保険者期間の短縮、標準報酬月額の変額又は標準賞与額の変額事案

これらの事案の請求期間は、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に保険料が納付されているため、訂正が認められた場合であっても、厚年法第 75 条の規定は適用されず、厚生年金特例法の対象とならない。

ア 積極的な事情の例

・被保険者期間の相違事案（喪失日）

人事記録等の関連資料により離職日（9月1日）が厚生年金記録の喪失日（10月1日）より前の日付であることが確認できる上、請求期間は、別の事業所で被保険者となっている。

・標準賞与額の変額事案

賞与支払届及び健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書により確認できる賞与支払額（50 万円）が、賞与明細書により確認できる金額（5 万円）と相違している。

イ 消極的な事情の例

・被保険者期間の相違事案（喪失日）

健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険記録により、離職日（3月15日）と資格喪失日（3月16日）が整合していることが確認できる。

・標準報酬月額の変額事案

賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届等の関連資料により、請求者が主張する標準報酬月額へ改定されたのは、請求期間の直後であり、請求期間は、支払われた報酬額に基づく標準報酬月額と厚生年金記録の標準報酬月額が一致しており、事実上即した届出が行われたことが推認できる。

(7) 同一月内の日付のみ訂正又は喪失月で喪失日前の賞与の事案

同一月内の日付のみの記録の訂正を請求する事案について、取得日相違の場合は、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に納付されているため、また、喪失日（被保険者期

間に算入されない喪失月の喪失日)相違の場合は、保険料の徴収権が生じないため、厚年法第 75 条の規定は適用されず、厚生年金特例法の対象とならない。

被保険者期間に算入されない喪失月の喪失日前に支払われた賞与に係る記録の訂正を請求する事案については、保険料の徴収権が生じないため、厚年法第 75 条の規定は適用されず、厚生年金特例法の対象とならない。

ア 積極的な事情の例

・被保険者期間の相違事案(喪失日)

人事記録等の関連資料から、資格喪失前と喪失後(請求期間)において、勤務形態や勤務部署の変動がなく、離職日まで継続して勤務していたことが確認できる。

・被保険者期間の相違事案(転勤事案の取得日)

人事記録、雇用保険記録等の関連資料及び周辺事情から、支店間で異動しており、請求期間は異動先において勤務していた期間であることが確認できる。

イ 消極的な事情の例

・被保険者期間の相違事案(喪失日)

人事記録等の関連資料から、離職日が確認でき、離職日の翌日に資格喪失した記録となっている。

(8) 被保険者が保険料納付義務者の事案

適用事業所に使用される者が高齢任意加入被保険者となることを希望するとき又は被保険者の資格を喪失した者が任意継続被保険者となることを希望するときは、自身が届出を行う必要がある。

高齢任意加入被保険者のうち保険料半額負担及び保険料納付義務を負うことについて事業主の同意が得られない者又は任意継続被保険者に係る保険料については、被保険者自身が保険料を指定の期限までに納付することとなるが、当該期限までに納付しないときは被保険者の資格を喪失する(はじめて納付すべき保険料の場合は、被保険者とならなかったものとみなされる。)ため、厚年法第 75 条及び厚生年金特例法の対象とならない。

ア 積極的な事情の例

・関連資料がある場合

請求内容どおりに保険料を納付していることが、請求者が保管している領収証書により確認できる。

イ 消極的な事情の例

・届出が行われていたことがうかがえる事情がない場合

関連資料や周辺事情が得られず、届出が行われていたか否か不明である。

第2節 訂正すべき事項等

第1 訂正事案

1 適用事業所名

(1) 厚生年金保険の適用事業所の記録がある場合

適用事業所として記録されている「事業所名称(船舶所有者名)」を認定する。

(2) 転勤事案の場合

異動元適用事業所名及び異動先適用事業所名のうち、「訂正する適用事業所名」を認定する。

(3) 適用事業所名が不明の場合

一度も適用事業所となったことがない事業所に係る厚生年金記録の訂正を認める場合は、商業登記簿謄本等の関連資料に記載されている「事業所名称」を適用事業所名として認定する。

2 訂正期間

(1) 厚生年金保険の被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案(第3章第1の基準該当の事案)

資格取得日から資格喪失日までの期間のうち、「訂正すべき期間(自)(至)」は、「年月日」単位で認定する。

また、訂正期間(至)は、事業所又は船舶に使用されなくなった日の翌日とする。

(例) 事業所又は船舶に使用されなくなった日が平成 12 年 10 月 31 日の場合

訂正期間(至)平成 12 年 11 月 1 日

(2) 厚生年金保険の標準報酬月額額の相違事案(第3章第2の基準該当の事案)

訂正期間(自)を「訂正対象となる月の1日」又は「資格取得日」とし、訂正期間(至)を「訂正対象となる月の翌月1日」又は「資格喪失日」とする。

(例) 標準報酬月額を訂正する期間が平成 15 年2月から平成 16 年1月までの場合

訂正期間(自)平成 15 年2月1日、(至)平成 16 年2月1日

(3) 厚生年金保険の標準賞与額の相違又は標準賞与額の記録がない事案(第3章第3の基準該当の事案)

訂正すべき期間として、「賞与支払年月日」を認定する。

なお、次のような取扱いに留意すること。

- 同一月内に複数回の賞与が支払われた場合は1回でまとめて届出が行われることがある。
- 賞与支払月の翌月以降に差額(減額、増額)が支払われた場合については、当初支払年月日の訂正として届出が行われる場合がある。
- 1年に4回以上の賞与が支払われた場合は、賞与ではなく報酬として取り扱う場合がある。

(4) 厚生年金保険の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別の相違事案(第3章第4の基準該当の事案)

上記(2)と同様とする。

(5) その他の厚生年金事案(第3章第5の基準該当の事案)

請求期間における請求内容の分類(図3「請求内容の分類(事案類型)」P42 を参照)により、上記(1)から(3)までと同様とする。

(6) 補足事項

ア 厚年法第 75 条本文該当の記録 (第3章厚年基準1-3、2-3、3-3及び4-3該当の事案)

訂正期間のうち、厚年法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録を訂正する場合については、「当該期間(自)(至)」を認定する。

イ 厚年法第 75 条本文該当の記録取消(第3章第1から第4までの基準該当の事案)

訂正期間のうち、訂正前の記録が厚年法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間として記録されている場合で、厚生年金特例法第1条第1項本文該当により訂正が認められ、当該記録を取り消す必要がある場合については、「当該記録を取り消す期間(自)(至)」を認定する。

ウ 保険料徴収権が時効消滅していない期間に係る記録(第3章第5の基準該当の事案)

訂正期間のうち、訂正請求が行われた時点で保険料を徴収する権利が時効によって消滅していない期間として記録を訂正する場合については、「当該期間(自)(至)」を認定する。

エ 戦時加算に係る記録(第3章第5の基準該当の事案)

訂正期間のうち、戦時加算(※)該当期間として記録を訂正する場合については、「当該期間(自)(至)」を認定する。

※ 戦時中、炭鉱などで坑内作業に従事していた厚生年金保険被保険者は昭和19年1月から昭和20年8月31日までの期間、指定の戦争危険海域を一定の頻度で航行している該当船舶に乗船していた船員保険被保険者は、昭和16年12月8日から昭和21年3月31日までの被保険者期間に月数が加算される。

3 訂正後の標準報酬月額・標準賞与額

(1) 厚年法第75条ただし書該当期間の訂正(第3章厚年基準1-1、2-1、3-1及び4-1該当の事案)

保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主による届出又は保険料納付が行われていたと認定することにより厚年法第75条ただし書該当と判断し、訂正を認めることとなる。このとき、訂正期間の標準報酬月額・標準賞与額は次の手順で認定する。

ア 給与明細書等の記載額に基づき決定又は改定される標準報酬月額・標準賞与額が確認又は推認できる場合

請求者に係る給与明細書等の関連資料により訂正期間における本来の報酬額(標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬額(※))を確認し、当該報酬額に基づく標準報酬月額を認定する。

また、請求者に係る賞与支給明細書等の関連資料により訂正期間における賞与支払額を確認し、当該額に基づく標準賞与額を認定する。

なお、次のイの額も認定できる場合であって、イの額が上記で認定した額より低額の場合は、イの額を訂正額とする。この場合において、さらに同一期間を厚年法第75条本文該当期間として訂正を認めるときは、上記で認定した額を訂正額とする。

※ (例) 喪失日相違事案で訂正期間が平成12年10月から12月までである場合

賃金台帳から、平成12年5月から7月までの報酬額に基づき平成12年10月の定時決定(厚年法第21条)を行った場合の標準報酬月額が推認できる。

イ 届出内容に基づき決定又は改定される標準報酬月額・標準賞与額が確認又は推認できる場合

請求者に係る届書や被保険者資格取得・喪失・賞与等の確認通知書、決定通知書といった関連資料から、標準報酬月額・標準賞与額を認定する。

ウ 訂正期間の給与明細書等の報酬額から標準報酬月額を推認できる場合

上記ア及びイによる認定が行えない場合であって、請求者に係る給与明細書等の関連資料により訂正期間の報酬額から標準報酬月額を推認できる場合(※)は、当該額を認定する。

ただし、次のエによる認定が可能である場合は、いずれの額が妥当であるかを判断した上で、認定する。

※ (例) 喪失日相違事案で訂正期間が平成12年10月から12月までである場合

給与明細書から、平成12年10月から12月までの各月の報酬額を、それぞれ厚年法第20条に規定される等級区分にあてはめ標準報酬月額が推認できる。

エ 請求期間又は請求期間の前後の厚生年金記録等から標準報酬月額が推認できる場合

上記ア及びイによる認定が行えない場合であって、請求者に係る請求期間又は請求期間の前後の厚生年金記録や一体性がある厚生年金基金等の記録に基づき訂正期間の標準報酬

月額を推認できる場合は、当該額を認定する。

オ 請求者と同質性の高い従業員の給与明細書・厚生年金記録から標準報酬月額が推認できる場合

上記アからエまでによる認定が行えない場合であって、請求者と勤務内容・勤務形態の同質性が高い従業員に係る給与明細書等に記載された報酬額や厚生年金記録から訂正期間の標準報酬月額が推認できる場合は、当該額を認定する。

(2) 厚生年金特例法第1条第1項本文該当期間の訂正 (第3章厚年基準1-2、2-2、3-2及び4-2該当の事案)

請求者が事業主により保険料控除されていたが保険料を納付する義務を履行したことが明らかでないと認定することにより厚生年金特例法第1条第1項本文該当と判断し、訂正を認めることとなる。

このとき、訂正期間の標準報酬月額・標準賞与額は次の考え方及び手順で認定する。

厚生年金特例法第1条第1項本文該当による記録訂正及び保険給付は、請求者が源泉控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額・標準賞与額を前提としており、これを超えて記録訂正・保険給付が行われることはない。

一方、上記の「厚年法に基づく保険料の納付義務が履行されたことが明らかでない」旨の要件から、厚生年金特例法第1条第1項の保険料を納付する義務は、厚年法に基づく保険料納付義務を指しており、当該義務は同法上、本来の報酬額・賞与支払額に基づいて発生する。したがって、厚生年金特例法第1条第1項の未納付保険料は本来の報酬額・賞与支払額に見合った保険料であり、その額を超えて事業主が保険料控除したとしても、当該控除額に見合う保険料納付義務や保険料徴収権が生じるわけではないため、同法第1条第1項本文該当による記録訂正・保険給付は、本来の報酬額・賞与支払額に見合う標準報酬月額・標準賞与額を超えて行われることはない。

以上のことから、厚生年金特例法の適用範囲は、本来の報酬額・賞与支払額に見合う保険料納付義務の範囲に限定されると同時に、事業主から源泉控除された保険料の範囲内に限定されることとなる。

ア 給与明細書等に基づき決定又は改定される標準報酬月額・標準賞与額が確認又は推認できる場合

請求者に係る給与明細書等に記載された本来の報酬額(訂正期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬額)・賞与支払額・保険料控除額に基づき訂正期間の標準報酬月額・標準賞与額が確認又は推認できる場合は、次の額を認定する。

○訂正対象月の「①保険料控除額に見合う標準報酬月額・標準賞与額」が「②報酬額・賞与支払額に見合う標準報酬月額・標準賞与額」より低額の場合は、①の額を認定する。

なお、この場合において、さらに同一期間を厚年法第75条本文該当期間として訂正を認めるときは、②の標準報酬月額・標準賞与額を訂正額とする。

○訂正対象月の「①保険料控除額に見合う標準報酬月額・標準賞与額」が「②報酬額・賞与支払額に見合う標準報酬月額・標準賞与額」より高額の場合は、②の額を認定する。

イ 給与明細書等の報酬額・賞与支払額から標準報酬月額・標準賞与額を推認できる場合

上記アによる認定が行えない場合であって、請求者に係る給与明細書等に記載された報酬額・賞与支払額・保険料控除額に基づき訂正期間の標準報酬月額・標準賞与額が推認できる場合は、次の額を認定する。

○訂正対象月の「①保険料控除額に見合う標準報酬月額・標準賞与額」が「②報酬額・賞与支払額に見合う標準報酬月額・標準賞与額」より低額の場合は、①の額を認定する。

○訂正対象月の「①保険料控除額に見合う標準報酬月額・標準賞与額」が「②報酬額・賞与支払額に見合う標準報酬月額・標準賞与額」より高額の場合は、②の額を認定する。

ウ 請求期間や請求期間の前後の厚生年金記録等から標準報酬月額が推認できる場合

上記ア及びイによる認定が行えない場合であって、請求者に係る請求期間又は請求期間の前後の厚生年金記録や一体性がある厚生年金基金等の記録に基づき訂正期間の標準報酬月額を推認できる場合は、当該額を認定する。

エ 請求者と同質性の高い従業員の給与明細書・厚生年金記録から標準報酬月額が推認できる場合

上記アからウまでによる認定が行えない場合であって、請求者と勤務内容や勤務形態の同質性が高い従業員に係る給与明細書等に記載された報酬額や厚生年金記録から訂正期間の標準報酬月額が推認できる場合は、当該額を認定する。

(3) 厚年法第 75 条本文該当期間の訂正(第3章厚年基準1-3、2-3、3-3及び4-3該当の事案)

ア 請求者に係る給与明細書等の関連資料により訂正期間における本来の報酬額(標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬額)を確認し、当該報酬額に基づく標準報酬月額を認定する。

イ 請求者に係る賞与支給明細書等の関連資料により訂正期間における賞与支払額を確認し、当該額に基づく標準賞与額を認定する。

4 訂正後の被保険者種別・厚生年金基金加入員か否かの区別(第3章第4の基準該当の事案)

訂正期間に係る厚生年金保険の被保険者種別(一般・坑内員又は船員)又は厚生年金基金加入員か否かの区別を認定する。

5 保険料納付義務履行の判断(第3章厚年基準1-2、2-2、3-2及び4-2該当の事案)

厚生年金特例法第1条第1項本文に該当し訂正する場合は、事業主による保険料納付義務履行について、別添「事業主による保険料納付義務履行に関する判断」(P45 を参照)の(1)から(6)までに該当する場合には「履行していない」と判断し、該当しない場合は、「履行したかどうか不明」とする。

ただし、収集した関連資料及び周辺事情から、「保険料納付義務を履行していない」と判断することが妥当ではないと考えられる特殊事情がある場合は、この限りでない。

なお、「保険料納付義務を履行している」と判断された場合は、厚年法第 75 条ただし書に該当し訂正することとなる。

第2 不訂正事案

1 適用事業所名等

不訂正事案の事業所名については、基本的には、上記第1の1(1)から(3)までと同様(ただし、(2)は「訂正する適用事業所名」を「不訂正となる適用事業所名」と読み替える。)に認定するが、適用事業所ではない事業所であって、関連資料により事業所名が確認できない場合は、訂正請求書に記載された事業所名を認定する。

2 不訂正期間

請求期間のうち、訂正が認められない期間を「不訂正期間(自)(至)」として「年月日」単位で認定する。

ただし、「請求期間(自)(至)」の年月日を特定することができない場合(※)は、請求書に記載された請求期間から認定する。

※ (例) 請求期間:昭和 45 年10月頃から昭和 55 年5月頃までの期間

不訂正期間は、判断理由ごとに、「厚年法第 75 条ただし書、厚生年金特例法第1条第1項本文及び厚年法第 75 条本文のいずれにも該当せず、訂正は認められないとして不訂正と判断した期間」、「信義則を適用して不訂正と判断した期間」、「厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当し不訂正と判断した期間」及び「第3章第5の基準(その他の厚生年金事案の基準)に該当せず、訂正は認められないとして不訂正と判断した期間」をそれぞれ認定する。

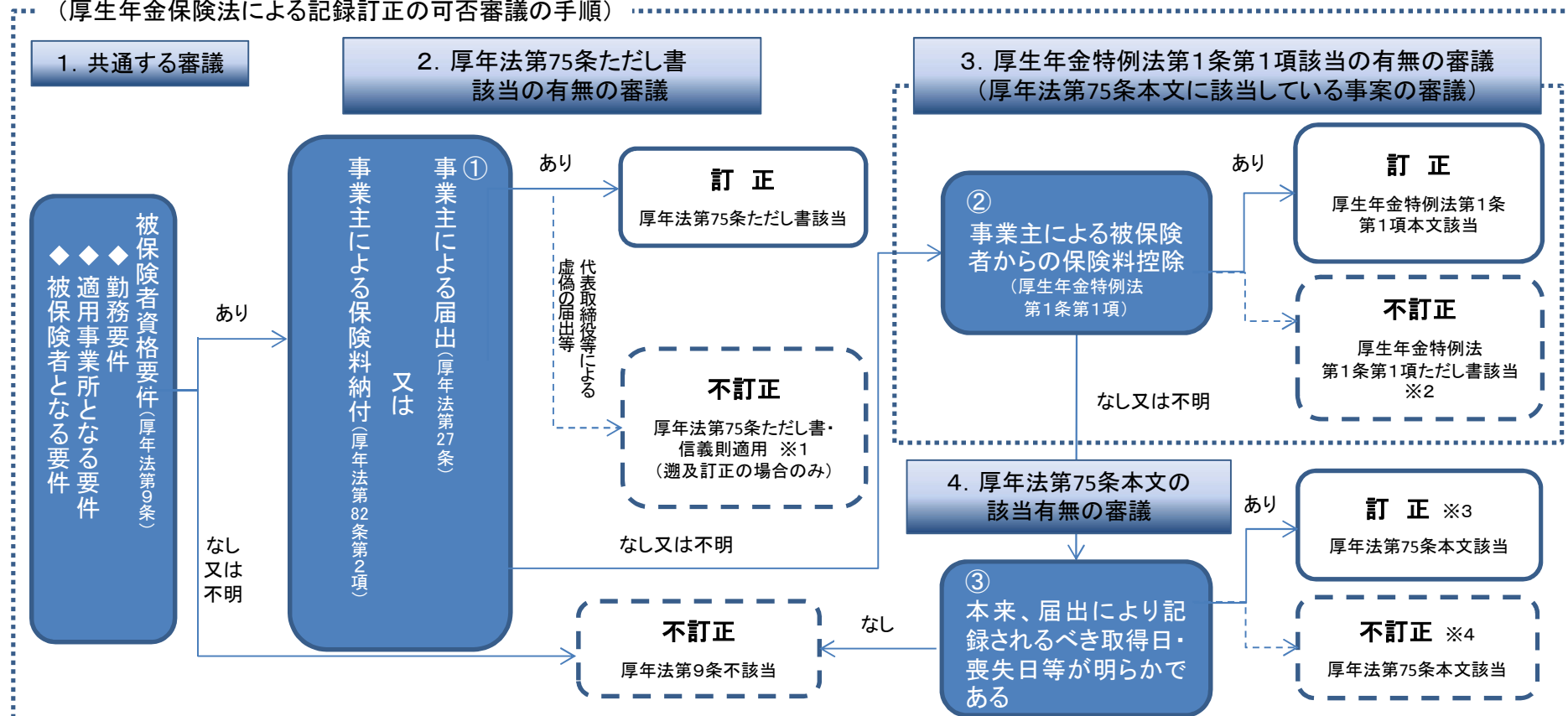
図1 厚生年金事案の審議のあり方 1/2 (第3章 第1～4の基準に係る事案)

〔認定基準1～4:厚生年金保険法第75条の規定の対象となっている事案〕

請求期間当時、被保険者又は被保険者資格要件を満たす者であり、以下①から③までのいずれかの要件に該当する場合は、訂正請求に対して記録の訂正を認める。

- ① 事業主による届出又は保険料納付があった
- ② 事業主による被保険者からの保険料控除があった(①に該当する場合を除く。)
- ③ 本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかである(①又は②に該当する場合を除く。)

(厚生年金保険法による記録訂正の可否審議の手順)



※1… 遡及訂正処理が行われている場合、請求者が代表取締役等として事業所の債務縮減のための遡及訂正につながる虚偽の届出又は同意を行ったことが認められるものについては、たとえ遡及訂正前の届出に基づく記録が事実即ち正しいものであっても、自らの行為による遡及訂正処理に対して無効を主張することは信義則上許されず、よって訂正を認めない。

※2… 保険料控除があったことが確認できる場合、請求者が厚生年金保険事務の権限を有し、事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り又は知り得る状態であったと認められるもの(厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当するもの)については、たとえ保険料控除があったとしても、実態と異なることを知りながら虚偽の届出を行っていたことにより、モラルハザードの観点から訂正を認めない。

※3… 厚生年金保険法第75条本文該当の被保険者期間として記録されていないため、新たに厚生年金法第75条本文該当の被保険者期間として記録の訂正(追加)を認める。

※4… 既に厚生年金法第75条本文該当の被保険者期間として記録されているため訂正を認めない。

図2 厚生年金事案の審議のあり方 2／2（第3章 第5の基準に係る事案）

【認定基準5:厚年法第75条や、厚生年金特例法の対象とならない事案】

対象となる事案のうち、以下の①及び③（被保険者期間の短縮事案は②及び③、被保険者が保険料納付義務者の事案は①及び④）のいずれの要件にも該当する場合は、訂正請求に対して記録の訂正を認める。

- ① 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていた
- ② 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていなかった
- ③ 本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかである
- ④ 被保険者による保険料納付があった

（厚生年金保険法による記録訂正の可否審議の手順）

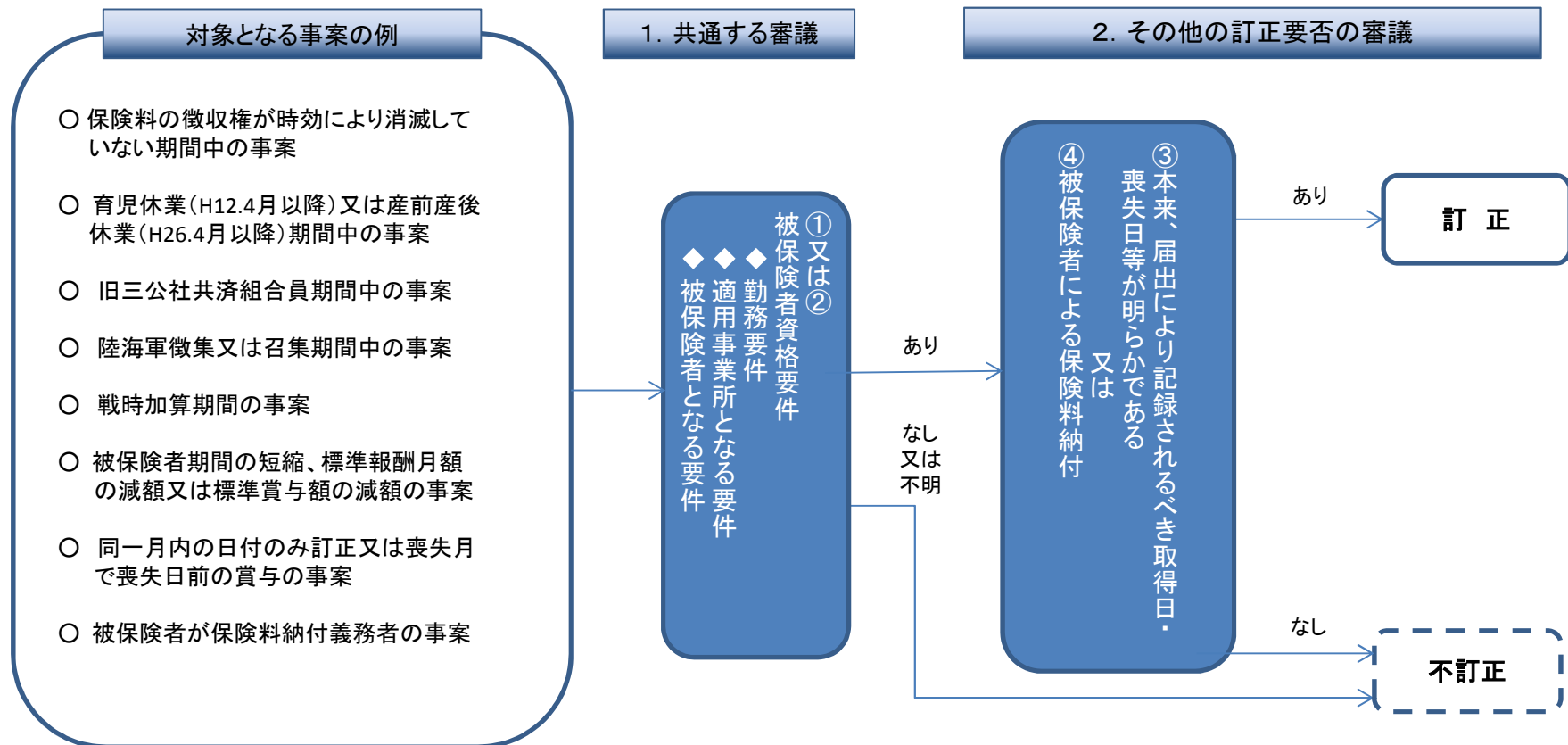


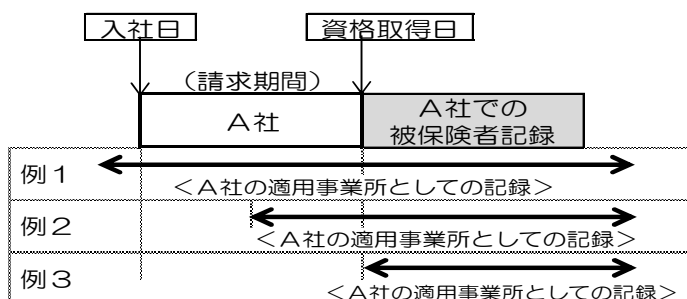
図3 請求内容の分類(事案類型)

請求内容について、請求期間の前後を含めた「被保険者記録」の状況に着目し、以下のとおり分類したものを事案類型としている。

1. 被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録なし(第3章の第1又は第5の基準により判断する分類)

(1) 資格取得日相違

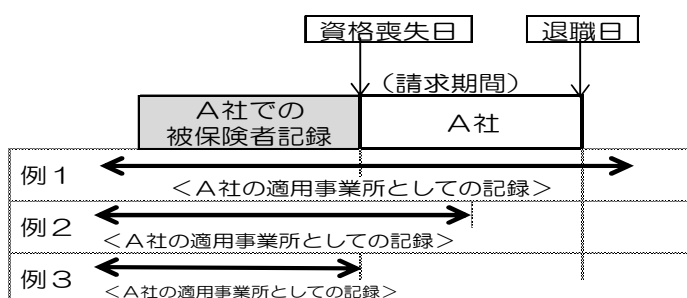
事業所へ入社した日より厚生年金の資格取得日が後になっているため年金記録の一部(資格取得日より前の期間)が欠落している事案



※例2・例3は、さらに請求期間の前に適用事業所となっている場合がある。

(2) 資格喪失日相違

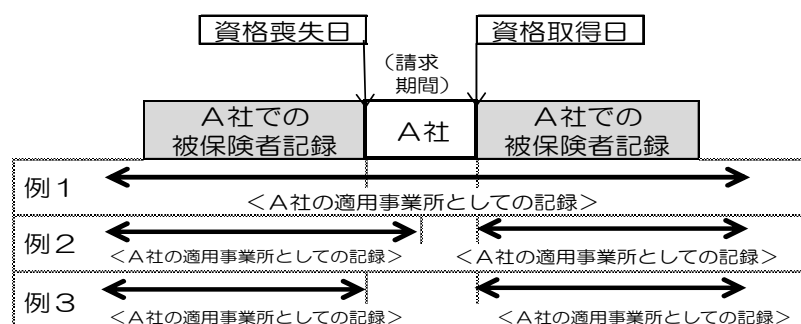
事業所を退職した日より厚生年金の資格喪失日が前になっているため年金記録の一部(資格喪失日以降の期間)が欠落している事案



※例2・例3は、さらに請求期間の後に再度適用事業所となっている場合がある。

(3) 中抜け

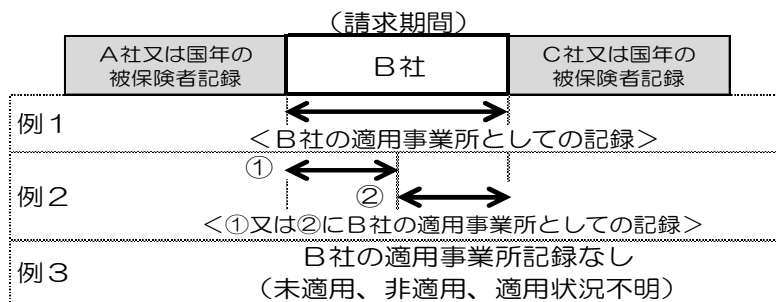
事業所における被保険者期間の途中の記録が欠落している事案



※例2・例3は、A社が一度適用事業所ではなくなった後、再度適用事業所となっている場合である。

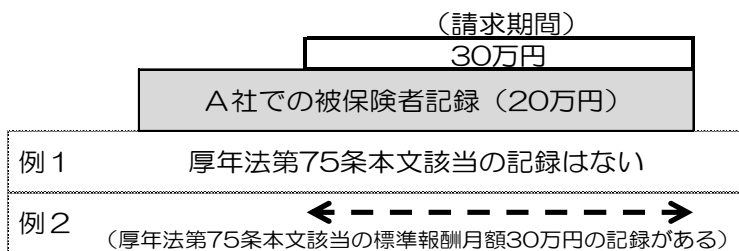
(4)全部記録なし

事業所での勤務期間に係る被保険者記録が全期間欠落している事案



2. 標準報酬月額相違 (第3章の第2又は第5の基準により判断する分類)

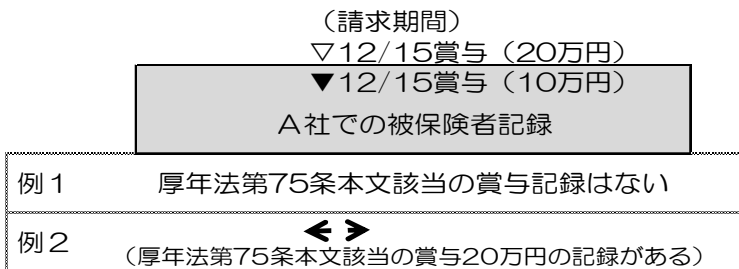
記録されている標準報酬月額と事業所から支払いを受けた報酬額に基づく標準報酬月額が相違している事案



3. 標準賞与額相違又は標準賞与額の記録なし (第3章の第3又は第5の基準により判断する分類)

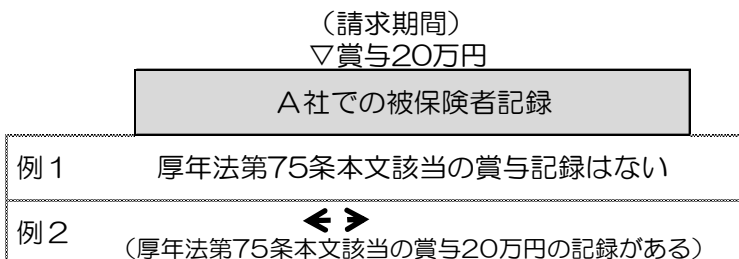
(1)標準賞与額相違

記録されている標準賞与額と事業所から支払いを受けた賞与額に基づく標準賞与額が相違している事案



(2)標準賞与額の記録なし

事業所から支払いを受けた賞与額に基づく標準賞与額が記録されていない事案



4. 被保険者種別又は基金加入員か否かの区別相違 (第3章の第4の基準により判断する分類)

記録されている種別と被保険者期間中の実態にあわせた種別が相違している、又は、記録されている厚生年金基金加入の有無の区別が実態と相違している事案

○被保険者種別が相違する例（一般ではなく坑内員・船員である場合）

（請求期間）

A社（坑内員・船員（第三種）被保険者）
A社での被保険者記録 （一般（第一・二種）被保険者）

○基金加入員か否かの区別が相違する例（一般ではなく基金加入である場合）

（請求期間）

A社（基金加入員である被保険者）
A社での被保険者記録 （一般被保険者）

事業主による保険料納付義務履行に関する判断

別添

○厚生年金特例法に基づく訂正方向となる場合は、下記のいずれかに該当するものは、「保険料納付義務履行なし」と判断し、それ以外のものは「保険料納付義務履行は不明」と判断する。
(収集した関連資料及び周辺事情等から下記の判断を行うことが妥当ではないと考えられる事情がある場合は、この限りでない。)

「保険料納付義務履行なし」と判断する場合	調査確認方法※と判断の例	該当事案の分類
	〔(1)①を除き、事業主が納付義務の未履行又は届出の誤りを認めていない場合に判断対象となる。〕	
(1) 次の①又は②のいずれかにより、事業主が厚生年金の記録どおりの届出を行ったことが認められる場合		
① 事業主が保険料納付義務の未履行又は届出の誤りを認めている場合	事業主へ照会する。	全ての分類
② 事業主が保管している届書等から事業主の届出誤りであることが明らかな場合	事業主又は年金事務所等が保管する関連資料に、厚生年金の記録と同一の内容が記載されているかどうかを確認する。 ○資格の取得又は喪失確認通知書 ○標準報酬の決定又は改定通知書 ○標準賞与額の決定通知書 ○資格取得・喪失届(又は写) ○算定基礎届、月額変更届(又は写) ○賞与支払届(又は写) ⇒同一の内容が記載されている場合は、「事業主の届出誤りであることが明らかである」ことから履行していないと判断する。	全ての分類
訂正を認める期間のうち、適用事業所の記録がない期間(いわゆる未適用事業所となっている期間) (2) ○事業主が適用事業所となる届出をしていない ○事業主が全喪の届出を行った(遡及処理に合理的な理由がない場合を除く。)	左記について、厚生年金の記録を確認する。 ⇒事業主が適用事業所となる届出を行っていない又は全喪(事業所が適用事業所ではなくなる)の届出を行った(遡及処理等の年金事務所の事務処理に合理的な理由がない場合を除く。)場合には、年金事務所が保険料の納入告知を行うことがないことから、保険料納付義務の履行はなかったと判断する。	被保険者期間の相違(取得日相違、喪失日相違、中抜け) 被保険者期間の記録なし(全部記録なし) (上記とあわせて訂正請求が認められる標準賞与額の記録なし)
厚生年金の記録上の標準報酬月額が長期(訂正を認める期間に算定基礎届や月額変更届の提出機会が複数含まれる。)にわたり報酬の実態と相違していて、事業主が誤った報酬額を届け出たと認められる場合 (3)	請求期間中に、算定基礎届又は月額変更届の提出機会が種類を問わず2回以上あるかどうかを確認する。 ⇒2回以上ある場合は、「事業主が誤った報酬月額を届け出した」ことから履行していないと判断する。	標準報酬月額の相違
全部記録なし事案の場合 (4) (訂正請求した事業所に在職中の期間すべてについて厚生年金の記録がないもの)	左記について、厚生年金の記録を確認する。 ⇒「事業主が資格取得及び喪失の届出を行わなかった」ことから履行していないと判断する。	被保険者期間の記録なし(全部記録なし)
中抜け事案の場合 (5) (訂正請求した事業所に在職中の途中の期間について厚生年金の記録がないもの)	左記について、厚生年金の記録を確認する。 ⇒年金事務所が事業主からの届出なしに2度(資格喪失及び資格取得)の処理を行うとは考え難く、「事業主が資格喪失及び取得を(誤って)届け出した」ことから履行していないと判断する。	被保険者期間の相違(中抜け)

「保険料納付義務履行なし」と判断する場合	調査確認方法※と判断の例	該当事案の分類
(6) 資格取得日又は資格喪失日相違の事案で、かつ、次の①から④までのいずれかに該当する場合		
① 厚生年金基金、雇用保険等の加入記録が厚生年金の記録と一致していることから、事業主が年金事務所(旧社会保険事務所等を含む。)と関係機関(厚生年金基金、公共職業安定所等)の双方に誤った届出を行ったと認められる場合	厚生年金基金、雇用保険、健保組合等の記録を確認し、厚生年金の記録の内容と一致しているかどうかを確認する。 ⇒いずれも一致する場合は、「双方に誤った届出を行った」ことから履行していないと判断する。	被保険者期間の相違 (取得日相違、喪失日相違)
② 厚生年金の記録上の資格の取得・喪失日が事業主しか(年金事務所が)知り得ない人事上の特定の日であることが確認でき、事業主が当該日を届け出たと認められる場合	厚生年金の記録上の資格の取得・喪失日が、事業所の「人事記録」等の関連資料に記載のある日付で、資格の取得・喪失日以外の人事上の特定の日(例:異動内示日、転勤準備命令日、異動後の係配属日等)と一致するかどうかを確認する。 ⇒一致する日付がある場合は、「事業主が当該日を(誤って)届け出た」ことから履行していないと判断する。	
③ 月初日の転勤又は月末日の離職であるにもかかわらず、資格喪失日が月末日となっており、事業主が当該月末日を資格喪失日として届け出たと認められる場合	左記について、厚生年金の記録を確認する。 ⇒「事業主が離職日と資格喪失日を混同し、誤って届け出た」ことから履行していないと判断する。	
④ 請求期間中、事業主が資格取得・喪失及び標準報酬の定時決定等の複数回にわたり年金事務所(旧社会保険事務所等を含む。)に届出する機会があった場合	請求期間中に、資格取得、定時決定又は資格喪失等の機会が、届書の種類を問わず2回以上あるかどうかを確認する。 ⇒2回以上ある場合は、「事業主が届出を行わなかった」ことから履行していないと判断する。	

※上記調査確認方法の例のほか、判断を補強する必要がある場合は、請求に係る事業所の被保険者情報についてのサンプル調査を行い当該事業所の事務処理について実態を把握する。

厚生年金保険記録訂正請求 認定基準・要領(案) (脱退手当金)

平成 27 年2月 日

厚生労働大臣決定

厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領(脱退手当金)【目次】

第1章 一般的事項	1
第1 判断を行うに当たって別に定める基準	1
第2 認定の原則	1
第3 基準の前提	1
1 訂正請求の要件	1
2 訂正請求の対象	1
第4 特定事案の基準と総合認定の基準との関係	2
1 特定事案の基準	2
2 総合認定の基準	2
第5 基準解釈上の留意事項等	2
1 請求競合の取扱い	2
(1) 同一厚年被保険者期間に対する請求競合	2
(2) 支給決定日の属する厚年被保険者期間に対する請求競合	2
2 旧船員保険の脱退手当金の取扱い	3
3 請求者について	3
第2章 認定に当たっての基準	4
第1節 特定事案の基準	4
第1 本人が請求したとは考えがたい事案又は支給事務に不適切な処理がうかがえる事案	4
1 認定基準	4
(1) 積極的な事情	4
(2) 消極的な事情	4
(3) 訂正対象外要件	5
2 認定要領	5
第2 支給日より前に脱退手当金未支給期間がある事案	5
1 認定基準	5
(1) 積極的な事情	5
(2) 消極的な事情	5
(3) 訂正対象外要件	6
2 認定要領	6
第2節 総合認定の基準	7
第1 認定基準	7
1 事案の事情評価	7
(1) 積極的な事情	7
(2) 消極的な事情	7
2 事案の認定	7
(1) 積極的な事情が存在しない事案	7
(2) 代理請求又は本人請求の可能性がうかがわれる事案	7

（３）代理請求又は本人請求の可能性がうかがわれない事案.....	7
（４）上記（１）から（３）までの認定方法のいずれにも該当しない事案.....	8
【別表第１】《積極的な事情》.....	9
【別表第２】《消極的な事情》.....	10

第３章 訂正すべき期間.....	11
第１ 訂正範囲.....	11
１ 請求期間全てを訂正する場合.....	11
２ 請求期間の一部を訂正する場合.....	11

第1章 一般的事項

第1 判断を行うに当たって別に定める基準

厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。)第 28 条の2第1項に規定する厚生年金保険原簿に記録されている事項(以下「厚生年金記録」という。)のうち、同項に規定する特定厚生年金保険原簿記録についての訂正に関する判断の基準は、「社会通念に照らして明らかに不合理ではなく、一応確からしい」である。

この判断を行うに当たって、厚年法第 28 条の3第1項及び国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(平成●年厚生労働省告示第●号)第3の2の規定に基づき、厚生年金保険(脱退手当金)に関する訂正請求について、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領(脱退手当金)を次のように定める。

第2 認定の原則

個々の事案について判断の基準に当たるかどうかを検討し、認定するためには、まず事案に係る関連資料及び周辺事情の収集を行い、そこから得られる個々の事情を積極的な事情(訂正の認容に対し肯定的な事情)又は消極的な事情(訂正の認容に対し否定的な事情)として評価する。

当該評価の結果に基づき、「第2章 認定に当たっての基準」により脱退手当金の支給事実の有無について認定する。

第3 基準の前提

1 訂正請求の要件

この基準は、厚年法第 28 条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき行われた厚生年金記録に対する訂正請求(脱退手当金に係るものに限る。)を認定するためのものである。そのため、次のいずれかに該当する事案は、適格な請求とはいえないものであり、この基準で認定すべきものでないから、社会保障審議会(厚年法第 100 条の9第1項又は第2項の規定により同法第 28 条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、地方厚生局に置かれる政令で定める審議会)の審議を経た上で訂正請求が却下されることを前提とする。したがって、事案を処理しようとする段階においては、次に掲げる事案に該当していないことについての確認を行うものとする。

- ・ 請求者が法定の請求者適格を有していない事案
- ・ 訂正請求の内容が法定の対象記録の訂正ではない事案

2 訂正請求の対象

この基準は、脱退手当金の支給の基礎となった実在する厚生年金保険被保険者期間(以下「厚年被保険者期間」という。)が厚年被保険者期間でなかったものとみなされていることに対して、その支給が事実と異なるとして当該厚生年金記録(被保険者資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬等の記録)を厚年被保険者期間として取り扱うよう求めているものを対象に定めている。

第4 特定事案の基準と総合認定の基準との関係

この基準は、第2章に「第1節 特定事案の基準」と「第2節 総合認定の基準」を設けており、この2つの基準の適用関係は次のとおりである。

1 特定事案の基準

脱退手当金の支給が1回であり、かつ、その支給を前提とした場合に特定の積極的な事情だけがある事案について、特定事案の基準に該当するときは、その支給に係る厚年被保険者期間について、訂正の認定を行う。

なお、特定事案の基準に該当する事案については、年金事務所段階で記録訂正することができるものであるため、厚生労働大臣（厚年法第100条の9第1項又は第2項の規定により同法第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、地方厚生局長又は地方厚生支局長とする。以下同じ。）において、この基準を適用するケースは、請求者が年金事務所段階での訂正処理に応じない場合に限定される。

2 総合認定の基準

特定事案の基準に該当しない事案については、総合認定の基準で訂正、不訂正の認定を行う。

第5 基準解釈上の留意事項等

1 請求競合の取扱い

（1）同一厚年被保険者期間に対する請求競合

脱退手当金の非受給を理由とする訂正請求は、それが支給されていないので、その額の計算の基礎となった期間は厚年被保険者期間として認めるべきというものであるが、同時に当該厚年被保険者期間について被保険者資格の取得及び喪失の年月日や標準報酬月額などを対象とした別の訂正請求があり得る。

しかしこの場合でも、脱退手当金に関しては、その支給の前提となった訂正請求時点の厚年被保険者期間について、脱退手当金の支給効果を取り消すかどうかの認定を独立して行うものとする。

（2）支給決定日の属する厚年被保険者期間に対する請求競合

脱退手当金は制度からの完全脱退を趣旨に制定されていた制度であるため、脱退手当金の受給権発生後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合には、その時点において脱退手当金の受給権が失権することはもちろん、仮に脱退手当金を支給したという事実があったとしてもその支給も無効となる。

このため、脱退手当金の支給決定日の属する期間について、厚生年金保険の被保険者としての資格の存在を求めている別の訂正請求がある場合においては、当該訂正請求によって厚年被保険者期間の存在が認められた場合は脱退手当金の受給権自体が消滅することとなる。

したがって、脱退手当金の支給決定日の属する期間を対象として訂正請求されている別の厚生年金事案がある場合は、当該事案の訂正・不訂正の決定を待った上で、脱退手当金に関する事案を処理するものとする。

2 旧船員保険の脱退手当金の取扱い

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第86条第6項の規定により、なおその効力を有するものとされた旧船員保険法の規定に基づく脱退手当金については、特段の定めを置いていないことから、旧船員保険の脱退手当金に係る事案を検討する際は、支障のない範囲でこの基準を読み替え、類推することにより認定を行うものとする。

3 請求者について

被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)の死亡に伴い、以下の表の左欄に掲げる者が訂正請求をする場合であって、請求期間に係る被保険者等について記述している場合は、「請求者」とあるのは同表の右欄に掲げる者に読み替えるものとする。

被保険者等の死亡に伴う未支給の保険給付の支給を請求することができる者	死亡した保険給付の受給権者
被保険者等の死亡に伴う保険給付を受けることができる遺族	死亡した被保険者等

第2章 認定に当たっての基準

第1節 特定事案の基準

請求理由が「脱退手当金の請求・受給は一切していない」とする事案のうち、特定の積極的な事情が存在すると認められ、「脱退手当金の支給事実がなかった」とする認定は、次の基準による。

なお、特定事案の基準に該当しない事案については、次の「第2節 総合認定の基準」により認定する。

第1 本人が請求したとは考えがたい事案又は支給事務に不適切な処理がうかがえる事案

1 認定基準

(1) 積極的な事情

次のアからエまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)。

ア 次の全ての要件に該当する場合

(ア) 請求者の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該請求者の記録が旧姓表示のままとなっていること(請求者が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合を除く。)。

(イ) 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、請求者が国民年金等に参加し、保険料を納付していること。

イ 請求者が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないこと(請求者の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和 28 年 11 月前(※)である場合を除く。)。

※ 脱退手当金の支給決定日が昭和 28 年 11 月前の場合は、厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示を行うこととされていない。

ウ 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚年被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理(当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。)が行われていないこと。

エ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった請求者の被保険者記録の性別が男性とされていること。

なお、当該脱退手当金の算定基礎とされている厚年被保険者期間において最後に加入していた事業所に係る被保険者名簿等及び社会保険オンラインシステムにおける被保険者記録の性別が男性とされている事案であって、請求期間に係る脱退手当金の支給決定当時の男性の受給要件に該当しないものについては、当該請求者の実際の性別が男性であるか女性であるかにかかわらず、該当するものであること。

(2) 消極的な事情

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 年金事務所等において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等(脱退手当金裁定請求書等)が確認できる場合

イ 請求者が脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金の受給を認めている場合

ウ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

(3) 訂正対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての訂正請求である場合は、記録訂正の対象外であること。

2 認定要領

以下の事項については、当該認定基準の可否を確認する上で必要となるので、可否確認を行う際にはこれに留意すること。

- (1) 「脱退手当金が支給決定されている」日とは、社会保険オンラインシステムの被保険者記録照会回答票(一時金画面)に表示される「支給日」であること。
- (2) 「支給決定後間もなく」とは、支給決定後、国民年金等への加入までの期間が1年以内であるものとし、社会保険オンラインシステムの「支給日」から資格取得日までの期間により判断すること。
- (3) 「国民年金等に参加」とは、国民年金のほか、厚生年金等の他の年金制度に参加していること。
- (4) 「保険料を納付している」とは、脱退手当金の支給決定がされた日以後に年金制度に参加している場合又は支給決定時点において既に国民年金に参加していた場合であって、10年以上継続して加入(継続して複数の制度に参加している場合を含む。)しており、国民年金においてはこの期間が全て保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること。
- (5) 「脱退手当金の支給記録が複数回ある場合」とは、請求期間に係る脱退手当金の支給記録のほかに、異なる支給決定日の脱退手当金の支給記録が1つでもある場合のことで、共済組合からの退職一時金又は厚生年金基金からの脱退一時金の受給も含むものであること。

第2 支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間(以下「脱退手当金未支給期間」という。)がある事案

1 認定基準

(1) 積極的な事情

脱退手当金を受給していない旨の請求であって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)。

ア 次の全ての要件に該当すること。

(ア) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。

(イ) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと。

イ 次の全ての要件に該当すること。

(ア) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。

(イ) 脱退手当金未支給期間と当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていたこと。

(ウ) 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に国民年金等に参加し、保険料を納付していること。

(エ) 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後であること。

(2) 消極的な事情

次のアからオまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 年金事務所等において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等(脱退手当金裁定請求書等)が確認できる場合

イ 請求者が脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金の受給を認めて

いる場合

ウ 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合

エ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

オ 厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金が支給されている場合

(3) 訂正対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての訂正請求である場合は、記録訂正の対象外であること。

2 認定要領

「第1 本人が請求したとは考えがたい事案又は支給事務に不適切な処理がうかがえる事案」の認定要領と同様であること。

第2節 総合認定の基準

第1 認定基準

1 事案の事情評価

請求事案に認められた事情の評価は、次によるものとする。

(1) 積極的な事情

事案について認められた事情が別表第1に掲げる個別事情であるときは、原則、積極的に評価するものとし、積極的な事情を有するものとする。

(2) 消極的な事情

事案について認められた事情が別表第2に掲げる個別事情であるときは、原則、消極的に評価するものとし、消極的な事情を有するものとする。

2 事案の認定

総合認定は、請求事案に認められた個別の事情について、「1 事案の事情評価」により評価した結果に基づき、それらを組み合わせることにより、原則として次のとおり認定する。

ただし、認められた「積極的な事情」又は「消極的な事情」から当該認定が著しく不当になると認める場合にあっては、これによらず、全ての事情を勘案し総合的に認定する。

(1) 積極的な事情が存在しない事案

積極的な事情が存在しない事案は、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実が存在した」ものと認定する。

(2) 代理請求又は本人請求の可能性がうかがわれる事案

別表第2の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがわれる事情」又は「本人が請求した可能性がうかがわれる事情」がある事案は、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実が存在した」ものと認定する。

(3) 代理請求又は本人請求の可能性がうかがわれない事案

別表第2の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがわれる事情」及び「本人が請求した可能性がうかがわれる事情」がない事案については、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実がなかった」ものと認定する。

ア 別表第1の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがえない事情」があり、かつ、「本人が請求したとは考えがたい事情」又は「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると脱退手当金の支給事実が疑われる事情」がある。

イ 別表第1の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがえない事情」がないが、「本人が請求したとは考えがたい事情」とされる個別事情が複数あり、かつ、次のいずれかである。

(ア) 別表第1の「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると脱退手当金の支給事実が疑われる事情」がある。

(イ) 別表第2の「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると適正な請求に基づいて支給したと考えられる事情」がない。

ウ 別表第1の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがえない事情」がなく、かつ、「本人が請求したとは考えがたい事情」とされる個別事情が複数ないが、「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると脱退手当金の支給事実が疑われる事情」とされる個別事情

の(1)から(4)までのいずれかがある。

(4) 上記(1)から(3)までの認定方法のいずれにも該当しない事案

上記(1)から(3)までの認定方法のいずれにも該当しない場合は、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実が存在した」と認定する。

【別表第1】《積極的な事情》

○「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがえない事情」

訂正請求事案で認められた個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の積極的な事情を有する。

- (1) 資格喪失後おおむね1年程度を超えて、脱退手当金の支給決定がなされている。
- (2) 請求者とほぼ同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に脱退手当金の支給記録がないなど。
- (3) 請求期間当時、当該事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていなかったことをうかがわせる事業主、同僚等の証言がある。
- (4) 資格喪失時には脱退手当金の受給権がないが、その後の法改正で受給権が発生している。

○「本人が請求したとは考えがたい事情」

訂正請求事案で認められた個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の積極的な事情を有する。

- (1) 脱退手当金の支給決定がなされた日前の厚年被保険者期間の一部が、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未支給となっている。
- (2) 婚姻等による改姓後おおむね6か月程度を超えて脱退手当金の支給決定がなされているが、被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者台帳(旧台帳)又は被保険者名簿(原票)において、請求者の姓は改姓されていない。
- (3) 脱退手当金の支給決定当時又はその後間もなく国民年金に加入し、保険料を納付している。
- (4) 脱退手当金の支給決定後間もなく厚生年金等に参加している。
- (5) 請求者が、脱退手当金を受給するつもりはないと話していたなど、受給を疑わせる関係者の証言がある。
- (6) 請求期間に係る被保険者台帳記号番号と請求期間後の厚年被保険者期間に係る被保険者台帳記号番号が同一である。
- (7) 請求期間直後まで遡って国民年金保険料を特例納付している。

○「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると脱退手当金の支給事実が疑われる事情」

訂正請求事案で認められた個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の積極的な事情を有する。

- (1) 脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない。
- (2) 脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない(当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所(年金事務所)において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できる場合を除く。)。
- (3) 請求者の厚生年金記録の性別が男性とされているが、脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性であれば脱退手当金の受給権が発生しない。
- (4) 脱退手当金の計算の基礎とされた複数ある厚年被保険者期間の中に異なる被保険者台帳記号番号で管理された厚年被保険者期間があるが、番号を統合するための重複取消処理が行われていない。
- (5) 支給決定がなされた脱退手当金の額が、本来支給すべき額と相当程度異なっている。
- (6) 被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者台帳(旧台帳)若しくは被保険者名簿(原票)の氏名又は生年月日が請求者のものと異なっている。
- (7) 脱退手当金の支給記録がある同僚については、被保険者台帳記号番号払出簿又は被保険者名簿(原票)に、脱退手当金を支給したことを示す表示があるが、請求者については、その表示がない。
- (8) 脱退手当金の支給決定がなされた当時の事務処理では、脱退手当金を裁定するには被保険者台帳(旧台帳)の記録の回答を受ける必要があるにもかかわらず、当該台帳に回答した表示がない。

【別表第2】《消極的な事情》

○「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがわれる事情」

訂正請求事案で認められた個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の消極的な事情を有する。

- (1) 請求者とほぼ同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に、資格喪失の約6か月以内に脱退手当金を支給した記録があるなど。
- (2) 請求期間当時、当該事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていたことをうかがわせる事業主、同僚等の証言がある。
- (3) 事業所に保存されていた脱退手当金に係る資料に、請求者に係る記載等がある。

○「本人が請求した可能性がうかがわれる事情」

訂正請求事案で認められた個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の消極的な事情を有する。

- (1) 請求者が「脱」表示のある厚生年金保険被保険者証を所持している。
- (2) 請求者が脱退手当金に係る支給決定通知書を所持している。
- (3) 請求者が請求したものと考えられる裁定請求書が現存している。
- (4) 請求者の陳述から請求者が脱退手当金を請求又は受給したことについて認識していたことがうかがわれる。
- (5) 脱退手当金の支給決定日に近接する時期に請求者に係る氏名変更等に係る処理が行われている。
- (6) 脱退手当金の支給決定日に近接する時期に被保険者台帳記号番号の重複取消処理が行われている。
- (7) 請求期間に重複して国民年金保険料を特例納付している。
- (8) 請求者の厚生年金記録には複数の脱退手当金支給記録がある。
- (9) 脱退手当金の支給記録に含まれる一部の厚年被保険者期間については、受給したことを認めている。
- (10) 請求理由が変遷している。
- (11) 通算年金制度創設前に支給決定がなされており、脱退手当金の支給後、相当期間、厚生年金保険に加入していない。
- (12) 脱退手当金の支給後、相当期間、公的年金に加入していない。
- (13) 請求期間に係る被保険者台帳記号番号と請求期間後の厚年被保険者期間に係る被保険者台帳記号番号が別番号になっている。

○「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると適正な請求に基づいて支給したと考えられる事情」

訂正請求事案で認められた個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の消極的な事情を有する。

- (1) 支給報告書、受付経過簿が現存しており、支給記録と相違がない。
- (2) 被保険者台帳(旧台帳)に脱退手当金の支給記録(支給日、支給額等の記載)がある。
- (3) 被保険者台帳(旧台帳)に脱退手当金の支給に係る事務処理の経過(裁定庁への記録回答事蹟)がある。

第3章 訂正すべき期間

第2章による認定の結果、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実がなかった」と認定した事案の訂正すべき期間は次によるものとする。

第1 訂正範囲

1 請求期間全てを訂正する場合

支給事実がなかったと認定した脱退手当金の計算基礎期間が、訂正請求期間と完全に一致する場合は、その訂正請求期間全てについて、訂正の決定をする。

2 請求期間の一部を訂正する場合

支給事実がなかったと認定した脱退手当金の計算基礎期間が、訂正請求期間と完全に一致しない場合は、その支給事実がなかったと認定した期間につき訂正の決定をし、他の期間については不訂正の決定をする。

年金事務所段階における 訂正処理基準・要領 (案)

平成 27 年2月 日

厚生労働大臣決定

年金事務所段階における訂正処理基準・要領【目次】

第1章 一般的事項.....	1
第1 日本年金機構における年金記録の訂正の基準.....	1
第2 年金事務所段階における訂正処理の可否の原則.....	1
第3 訂正請求手続との関係.....	1
第4 留意事項.....	1
1 留意事項.....	1
2 その他.....	2
第2章 国民年金の年金事務所段階における訂正処理基準・要領.....	3
第1 関連資料あり事案に係る訂正処理基準・要領.....	3
1 訂正処理基準.....	3
(1) 訂正処理基準該当要件.....	3
(2) 訂正処理基準不該当要件.....	4
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件.....	4
2 訂正処理要領.....	4
第2 関連資料なし事案に係る訂正処理基準・要領.....	5
1 訂正処理基準.....	5
(1) 訂正処理基準該当要件.....	5
(2) 訂正処理基準不該当要件.....	6
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件.....	7
2 訂正処理要領.....	7
第3 災害等により被保険者記録が滅失した場合における訂正処理基準・要領.....	7
1 訂正処理基準.....	7
2 訂正処理要領.....	7
第3章 厚生年金保険に係る年金事務所段階における訂正処理基準・要領.....	9
第1 不適正な遡及処理事案の同僚事案に係る訂正処理基準・要領.....	9
1 訂正処理基準.....	9
(1) 訂正処理基準該当要件.....	9
(2) 訂正処理基準不該当要件.....	9
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件.....	9
2 訂正処理要領.....	9
第2 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案に係る訂正処理基準・要領.....	10
1 訂正処理基準.....	10
(1) 訂正処理基準該当要件.....	10
(2) 訂正処理基準不該当要件.....	10

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件	10
2 訂正処理要領	11
第3 不適正な遡及訂正処理の可能性のある抽出3条件に該当する事案に係る訂正処理基準・要領	13
1 訂正処理基準	13
(1) 訂正処理基準該当要件	13
(2) 訂正処理不該当要件	13
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件	13
2 訂正処理要領	13
第4 災害等により被保険者記録が滅失した場合における訂正処理基準・要領	13
1 訂正処理基準	13
2 訂正処理要領	14
第5 紙台帳が存在するものの、当該紙台帳等の記載からは資格喪失年月日が確認できない場合における資格喪失年月日に係る訂正処理基準・要領	15
1 訂正処理基準	15
2 訂正処理要領	15
第6 軍歴証明書がある事案に係る訂正処理基準・要領	17
1 訂正処理基準	17
(1) 訂正処理基準該当要件	17
(2) 訂正処理基準不該当要件	17
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件	17
2 訂正処理要領	17
第7 本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえる脱退手当金に係る訂正処理基準・要領	17
1 訂正処理基準	17
(1) 訂正処理基準該当要件	17
(2) 訂正処理基準不該当要件	18
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件	18
2 訂正処理要領	18
第8 支給日より前に脱退手当金未支給期間がある脱退手当金に係る訂正処理基準・要領	19
1 訂正処理基準	19
(1) 訂正処理基準該当要件	19
(2) 訂正処理基準不該当要件	19
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件	19
2 訂正処理要領	19
第4章 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第1条又は第22条に規定する場合に該当する場合の要領	20
1 厚生年金特例法施行規則に規定する場合	20
(1) 厚生年金特例法施行規則第1条	20
(2) 厚生年金特例法施行規則第22条	21
2 要領	21
(1) 厚生年金特例法施行規則第1条第1号の不該当要件	21

(2) 厚生年金特例法施行規則第1条第2号の不該当要件.....	21
(3) 厚生年金特例法施行規則第1条第3号及び第22条の不該当要件.....	22
(4) 厚生年金特例法第1条第2項ただし書に該当する要件.....	22
(5) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件.....	22
(6) 留意事項.....	22

第1章 一般的事項

第1 日本年金機構における年金記録の訂正の基準

国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「国年法」という。)第14条の3第1項又は厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。)第28条の3第1項に規定する訂正請求(以下「訂正請求」という。)をした者(以下「請求者」という。)の同意を得て、日本年金機構において年金記録の訂正を行うことができる場合として、国年法第14条の3第1項及び厚年法第28条の3第1項並びに国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(平成27年厚生労働省告示第●号)第4の規定に基づき、年金事務所段階における訂正処理基準・要領及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第151号。以下「厚生年金特例法施行規則」という。)第1条又は第22条に規定する場合の要領を定めるものである。

第2 年金事務所段階における訂正処理の可否の原則

訂正請求がされた場合には、まず関連資料と周辺事情の収集等を行い、得られた資料等に基づき第2章から第4章までの訂正処理基準・要領等に該当し、かつ、請求者が年金事務所段階における訂正処理が可能な場合に該当する場合に訂正請求を取り下げること同意している場合に、年金事務所段階における訂正処理を行う。

なお、第2章第3及び第3章第4の「災害等により被保険者記録が滅失した場合における訂正処理基準」並びに第3章第5の「紙台帳が存在するものの、当該紙台帳等の記載からは資格喪失年月日が確認できない場合における資格喪失年月日に係る訂正処理基準」の対象となる事案(「年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書」を単位とした個別の訂正請求等をいう。以下同じ。)については、当初から訂正請求がなされなくても、当該基準に該当する場合は、年金事務所段階における年金記録の訂正処理が可能である。

第3 訂正請求手続との関係

年金記録の訂正請求手続は、社会保障審議会(国年法第14条の4又は厚年法第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、地方厚生局に置かれる政令で定める審議会)の審議結果に基づき、厚生労働大臣(国年法第14条の4又は厚年法第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、地方厚生局長又は地方厚生支局長とする。以下同じ。)が年金記録の訂正をする旨又はしない旨の決定を行うものであるが、この訂正処理基準・要領においては、年金事務所段階における訂正処理基準を定め、年金事務所段階における年金記録の訂正処理を可能としたものである。

そのため、請求期間の一部が当該訂正処理基準に該当しない場合又は請求者が訂正請求の取下げに同意していない場合には、年金事務所段階における年金記録の訂正処理は行わず、訂正請求手続として厚生労働大臣へ転送するものである。

第4 留意事項

1 留意事項

年金事務所段階における年金記録の訂正処理が可能な場合に該当し、請求者が訂正請求を取り下げること同意した場合において、当該請求者が年金受給権者の場合には、年金記録を訂正した後の

年金額の試算を行い、請求者から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行う。

また、その配偶者についても当該申立期間において第3号被保険者に該当していたことの確認を行い、確認ができた場合は、その事実に基づき配偶者の被保険者記録の訂正を行う。

なお、配偶者が年金受給者である場合は、年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、配偶者から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行う。

2 その他

- (1) 年金事務所段階での訂正は、請求者が年金事務所段階における訂正処理が可能な場合に該当する場合に訂正請求を取り下げることと同意している場合に行うこととなることから、訂正処理を行う際は「請求者」ではなくて「申立人」となるので、「請求」、「請求者」、「請求内容」及び「請求期間」に相当する用語として、「申立て」、「申立人」、「申立内容」及び「申立期間」という用語を使用している。
- (2) 被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)の死亡に伴い、以下の表の左欄に掲げる者が訂正請求をする場合であって、申立期間に係る被保険者等について記述している場合は、「申立人」とあるのは同表の右欄に掲げる者に読み替えるものとする。

被保険者等の死亡に伴う未支給の(保険)給付の支給を請求することができる者	死亡した(保険)給付の受給権者
被保険者等の死亡に伴う(保険)給付を受けることができる遺族	死亡した被保険者等

第2章 国民年金の年金事務所段階における訂正処理基準・要領

第1 関連資料あり事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

申立期間の全てが国民年金に関わる事案であって、次のアからエまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)。

ア 申立期間の全てに対応する国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳又は金融機関の出金記録がある場合

この場合、申立人の属する世帯に申立人以外の国民年金被保険者がいるときは、当該申立人以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

イ 申立期間の全てに対応する確定申告書(控)があり、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 全ての確定申告書(控)が、申立期間当時に作成されたものと認められること。具体的には、

i 提出された確定申告書(控)が、申告の対象となる年が印字された税務署所定の様式であること

ii 加筆修正の形跡など、明らかに申立期間当時に作成されたものと認められない事由がないこと

(イ) 全ての確定申告書(控)の社会保険料控除欄に「国民年金」との記載があり、記載されている金額が実際に必要となる金額と一致していること

ただし、申立期間の国民年金保険料額の1か月分以内で確定申告書(控)に記載されている「国民年金」の支払保険料額が超過している場合は、一致しているものとして取り扱うこと

この場合、申立人の属する世帯に申立人以外の国民年金被保険者がいる場合は、当該申立人以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

ウ 申立期間の全てに対応する家計簿があり、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 提出された家計簿について、申立期間当時に作成されたものと認められること。具体的には、

i 申立期間を含み1年以上の家計簿が現存すること

ii 外見の経年劣化や他の品目の価格等により、申立期間当時に作成されたものと認められること

iii 加筆修正の形跡など、明らかに申立期間当時に作成されたものと認められない事由がないこと

(イ) 家計簿に記載されている金額が実際に必要となる金額と一致していること

ただし、申立期間の国民年金保険料額の1か月分以内で家計簿に記載されている金額が超過している場合は、一致しているものとして取り扱うこと

この場合、申立人の属する世帯に申立人以外の国民年金被保険者がいるときは、当該申立人以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

エ 未納・未加入期間に対する保険料納付の申立てであって、申立人が申立期間の全てについて、次の全ての要件を満たす納付組織の預り証(納付組織等の代表者等が発行した保険料を領収した仮領収書など)を所持している場合

(ア) 納付組織の代表者等の領収印が押印されていること

(イ) 申立人の氏名がフルネームで記載されていること

(ウ) 金額の記載がある場合には、申立期間に納付すべき制度上の国民年金保険料と一致している

こと

(エ) 預り証の記載内容と申立内容に矛盾がないこと、具体的には、

- i 預り証については、事後的に手が加えられていない等、申立期間の当時に作成され、使用していたものと認められること
- ii 預り証に係る納付組織が存在し、申立期間において国民年金保険料の収納を行っていたと認められること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 平成9年1月以降の納付に係る申立てである場合

イ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合

(ア) 社会保険オンラインシステムの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合((1)のエに該当する場合を除く。)

(イ) 申立人が納付したと主張する時期((1)のエに該当する場合であって、預り証に領収日の記載がある場合はその日)において、申立期間の一部又は全部の保険料が時効により納付することができない場合

(ウ) 任意加入被保険者期間の申立てであって、申立人が納付したと主張する申立期間が、手帳記号番号払出簿による国民年金手帳記号番号(以下「手番」という。)払出日の前の期間である場合

(エ) 申立人が市町村で納付したと主張する時期が、当該市町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合

(オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合、例えば次の i から iv までのいずれかに該当する場合が考えられる。

- i (ア)から(エ)までに該当しないものであって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられる場合((1)のエに該当する場合を除く。)
- ii 納付したと主張する時期において免除の記録がある場合
- iii 申立期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張している場合(口座振替制度開始前に口座振替で納付したと主張している場合等)
- iv 20歳到達前の期間や昭和61年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を申立てしている場合

ウ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

関連資料に基づき納付していたものと認定される申立期間が国民年金原簿に被保険者であったと記録されていない場合は、当該保険料納付事実の認定によって、その期間中は国民年金被保険者の資格が記載されていたものと推定すること。

第2 関連資料なし事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

申立期間の全てが国民年金に関わる事案であって、次のアからオまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 1年以下の未納期間に対する現年度の保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 申立期間が1つの事案であること

(イ) 申立期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 次のいずれかの納付を認める積極的な事情が存在すること

ただし、次の i から iii までの納付済みの記録については、特例納付又は過年度納付によるものと確認されないこと

i 申立期間と同期間において配偶者〔国民年金に加入する配偶者がいない場合には国民年金に加入する全ての同居親族(2親等以内の者に限る。以下この章において同じ。))〕が納付済み(第3号被保険者期間を除く。)であること

ii 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

iii 申立期間の前又は後に連続する国民年金の加入期間が、当初は未納期間であったが、当該期間に係る領収書又は被保険者名簿の納付記録等により、年金事務所等(年金事務所(旧社会保険事務所等を含む。))及び事務センター(旧社会保険事務局を含む。)をいう。以下同じ。)において納付記録が納付済みに訂正された経緯があること

イ 現年度・過年度納付を問わず、1年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合(アに該当する場合を除く。)

(ア) 申立期間が1つの事案であること

(イ) 申立期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

ウ 現年度・過年度納付を問わず、2年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合(ア又はイに該当する場合を除く。)

(ア) 申立期間が1つの事案であること

(イ) 申立期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

(エ) 申立期間と同期間において配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金に加入しており、かつ、納付済み(第3号被保険者期間を除く。)であること

エ 未納期間に対する過年度の保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合(アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。)

(ア) 申立期間が1つの事案であること

(イ) 申立期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

- (ウ) 申立期間が手番払出日前の期間であり、かつ、当該払出日において、申立期間の全てについて過年度納付が可能であったこと
- (エ) 手番払出日において過年度納付ができる期間のうち、一部の期間については、保険料納付済期間と記録されていること
- オ 現年度・過年度納付を問わず、未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合(アからエまでのいずれかに該当する場合を除く。)
- (ア) 申立期間が2つ以内の事案であること
- (イ) 申立期間の合計が2年以内の事案であること
- (ウ) 申立期間の全てについて、同居親族全員が納付済みと記録されていること
- (エ) 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがあること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからキまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

- ア 平成9年1月以降の納付に係る申立てである場合
- イ 特例納付に係る申立てである場合
- ウ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合
 - (ア) 社会保険オンラインシステムの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合
 - (イ) 申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の一部又は全部の保険料が時効により納付することができない場合
 - (ウ) 任意加入被保険者期間の申立ての場合であって、申立人が納付したと主張する申立期間が、手帳記号番号払出簿による手番払出日の前の期間である場合
 - (エ) 申立人が市町村で納付したと主張する時期が、当該市町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合
 - (オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合、例えば次の i から vi までのいずれかに該当する場合が考えられる。
 - i (ア)から(エ)までに該当しない場合であって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられる場合
 - ii 納付したと主張する時期において免除の記録がある場合
 - iii 申立期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張している場合(口座振替制度開始前に口座振替で納付したと主張している場合等)
 - iv 過年度の国民年金保険料を市町村に納付したと主張しているもの
 - v 過年度の国民年金保険料を納付書によらない方法で納付したと主張しているもの
 - vi 20歳到達前の期間や昭和61年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を申立てしている場合
- エ 申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾する場合((1)のアに該当する場合を除く。)、例えば次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合が考えられる。
 - (ア) 申立期間の保険料につき、配偶者又は同居親族のいずれかの者の保険料と併せて納付したと主張している場合であって、申立人が納付を行ったとされる者の年金記録においても、当該期間については全部又は一部が保険料納付済期間以外の期間として記録されているもの
 - (イ) 現年度において申立人は3か月に1度定期的に納付していたと主張している場合であって、年

金記録において確認できる納付状況は、前納や過年度納付など不規則な納付であったことが記録されているもの

オ 申立人自身((1)のオに該当する場合は、申立人自身又は生存中の同居親族とする。)が申立期間の納付を行っていない場合((1)のアに該当する場合を除く。)

カ 申立期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く憶えていないなど具体性に欠ける申立てである場合((1)のアに該当する場合を除く。)

キ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

申立期間に対応する確定申告書(控)、家計簿、口座振替記録がある預貯金通帳若しくは金融機関の出金記録又は預り証等のいずれかの資料の提出があり、「第1 関連資料がある事案に係る訂正処理基準」において、年金事務所段階における訂正処理に必要な要件に該当しなかった場合は、1の(1)の要件に該当するものではないこと。

第3 災害等により被保険者記録が滅失した場合における訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

国民年金被保険者記録に係る申立てであって、次の全ての要件に該当する事案であること。

- (1) 申立てのあった国民年金被保険者記録について、年金事務所等及び市町村において保管していた国民年金手帳番号払出簿(特殊台帳を含む。)及び国民年金被保険者名簿のいずれかが災害等によって滅失又は棄損したことにより、確認ができない場合
- (2) 災害等の発生したときにその地域を管轄する年金事務所の管内に住所を有していたものと認められる場合
- (3) 申立てのあった国民年金被保険者記録が、災害等の発生年度以前のものである場合

2 訂正処理要領

次の(1)又は(2)に基づき記録の訂正を行うこと。

- (1) 資格記録(資格取得年月日、資格喪失年月日及び被保険者種別)

ア 資格記録については、年齢が20歳以上60歳未満であること、日本国内に住所を有すること、被用者年金制度の被保険者資格を有していないこと、被用者年金制度の被保険者資格を有する者の配偶者でないことなど、法令に定める要件に該当していたことを申立人が所持する年金手帳、戸籍謄本又は戸籍の付票等の資料により事実確認した上でこれを認定すること

イ 事実確認を行うために必要な資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、申立人の申立内容に基づき資格記録を認定すること

- (2) 納付記録

納付記録については、申立人が保有する領収証書等の資料、年金事務所等及び市町村において確認可能なあらゆる資料等に基づき総合的に判断して納付記録を認定すること

なお、各種資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、申立人の申立内容に基づき納付記録を認定すること

第3章 厚生年金保険に係る年金事務所段階における訂正処理基準・要領

第1 不適正な遡及処理事案の同僚事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

申立期間の全てが厚生年金保険の申立てであるとともに、年金記録の訂正手続により訂正決定となった事案等(以下「訂正事案」という。)のうち、事業所全喪後に、遡及した標準報酬月額を引き下げ処理が行われている事案又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者(以下「同僚」という。)と同一事業所に同一時期に勤務していた申立人の申立てであって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する事案((2)に該当する事案を除く。)であること。

ア 遡及訂正処理年月日が確認できる事案であって、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 訂正事案の遡及訂正処理年月日と同日に訂正処理が行われていること

(イ) 訂正事案と同一の遡及訂正処理(標準報酬月額訂正・資格喪失年月日訂正)が行われていること(全喪年月日が申立人の資格取得年月日より前の日に遡及して訂正されたことにより遡及して資格取得取消しがされた場合も含む。)

(ウ) 事業所の全喪年月日以降の日付で遡及訂正処理が行われていること

イ 遡及訂正処理日が確認できない事案であって、訂正事案の事業所の全喪年月日が遡及訂正され、その全喪年月日と同日若しくはそれ以前にまで遡及して申立人の資格喪失年月日が訂正されたと認められるものであって、当該事案と同一の遡及訂正処理が行われている場合

(2) 訂正処理基準不該当要件

遡及して訂正される前の資格喪失年月日が確認できないものであって、給与明細書、雇用保険の記録等から定型的に資格喪失年月日を認定できない場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階での記録訂正の対象外であること。

ア 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合(申立人に係る雇用保険の被保険者情報により当該事業所における厚生年金保険の資格喪失年月日の前日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できる場合を除く。)

イ 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合

ウ 既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合

2 訂正処理要領

以下の事項については、当該訂正処理基準の可否を確認する上で必要となるので、可否確認を行う際にはこれに留意すること。

(1) 「遡及訂正処理年月日と同日」とは、訂正事案の遡及訂正処理年月日と同一の年月日又は前後1営業日以内を対象とすること

(2) 「同一の遡及訂正処理」とは、次のア又はイの場合であること

ア 標準報酬月額の遡及訂正

資格取得時報酬、標準報酬月額の時改定の記録及び定時決定の記録のように訂正された記録が異なる場合は、遡及した期間及び訂正方法が異なる場合であっても、その処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とすること

イ 資格喪失年月日の遡及訂正

遡及した期間内の資格取得記録が取消されている場合で、その取消処理年月日が申立人の遡及した資格喪失年月日訂正の処理年月日と同日に訂正処理が行われている場合は、同一の遡及訂正処理とすること

第2 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

申立期間の全てが厚生年金保険の申立てで、全喪年月日以後に遡及して標準報酬月額等の記録が訂正されている不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する事案(下記(2)に該当する事案を除く。)であること。

ア 遡及して標準報酬月額が訂正されている場合

申立期間において遡及訂正処理が行われる前の標準報酬月額に相当する給与の支給が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪年月日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額の記録が訂正されているもの

イ 遡及して資格喪失年月日が訂正されている場合

申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪年月日以後に、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの処理が行われているもの

(ア) 遡及して申立人の資格喪失年月日の記録が訂正されていること

(イ) 遡及して申立人の資格喪失年月日の記録が入力されていること

(ウ) 全喪年月日の記録が申立人の資格取得年月日より前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が全て取消されていること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア (1)のいずれかの要件に該当するが、標準報酬月額又は資格喪失年月日の記録の訂正処理や資格喪失年月日の記録の入力処理等が事実即ちものである可能性が確認できる場合

イ (1)のイの要件には該当するが、給与明細書、雇用保険の記録等から定型的に資格喪失年月日を認定することができない場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階での記録訂正の対象外であること。

ア 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合(申立人に係る雇用保険の被保険者情報により当該事業所における厚生年金保険の資格喪失年月日の前日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できる場合を除く。)

イ 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合

ウ 既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合

2 訂正処理要領

以下の事項については、当該訂正処理基準の可否を確認する上で必要となるので、可否確認を行う際にはこれに留意すること。

- (1) 「入力処理等が事実在即したものである可能性が確認できる場合」とは、被保険者原簿や届書及び添付書類等で標準報酬月額又は資格喪失年月日の記録の訂正処理や資格喪失年月日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合、記録の訂正処理や入力処理が事実在即したものであることを事業主等が主張している場合又は保険者算定により標準報酬月額の定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実在即していないことが判明し、遡及訂正したことが確認できる場合であること
- (2) 遡及訂正処理が行われる前の標準報酬月額に相当する給与が支給されていたことの確認を下記「表1」の資料等により行い、給与実態の確認がされればよく、保険料が控除されていたことまでを確認する必要がないこと
- (3) 申立期間における勤務実態の確認及び資格喪失年月日の認定は、下記「表2」の資料等により認定した資格喪失年月日が、申立期間における当該事業所の資格喪失年月日と同日又は同月内の日付である場合は、当該申立期間における勤務実態が確認できたものとする
なお、申立期間における資格喪失年月日の前月以前又は翌月以降に資格喪失したと考えられる資料が存在する場合は、記憶違いがないかどうかを含めて申立人に申立期間の再確認を行い、その上で、申立期間における資格喪失年月日の前月以前に資格喪失したと考えられる資料が存在する場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること
また、申立期間における資格喪失年月日の翌月以降に資格喪失したと考えられる資料が存在する場合は、申立期間における資格喪失年月日で認定すること
- (4) 勤務実態が確認できた事案の資格喪失年月日の認定は、次のア又はイに基づき行うこと
ア 資格喪失年月日を訂正した事蹟がある事案にあつては、「表2」に基づき認定した資格喪失年月日が、訂正前の資格喪失年月日と同日又は同月内の日付である場合は、訂正前の資格喪失年月日を資格喪失年月日とする
なお、訂正前の資格喪失年月日が全喪年月日後の日付である場合は、全喪年月日を訂正前の資格喪失年月日と同日に訂正すること
イ 資格喪失年月日を訂正した事蹟がない事案にあつては、年金記録の訂正手続となる事案を除き、「表2」に基づき認定した資格喪失年月日を資格喪失年月日とする
なお、認定した資格喪失年月日が全喪年月日後の日付である場合は、全喪年月日を訂正前の資格喪失年月日と同日に訂正すること

(注) 年金記録の訂正手続となる事案とは、当該事業所の全喪年月日が正しいか否かを確認するため、社会保険オンラインシステム上の記録又は紙台帳により、当該事業所において、全喪年月日後に資格喪失年月日、標準報酬月額の随時改定又は定時決定の記録がある者又はこれらの記録が取消されている者が存在し、かつ、これらの人数がその当時の適用事業所の人数要件を満たしているか否かを確認し、その結果に基づき、全喪年月日が正しいと判断された場合において申立期間が全喪年月日を超える事案又は当該事業所が全喪年月日後も引き続き適用事業所の要件に該当していることがうかがえる場合において、申立期間が資格喪失の処理日又は受付日を超える事案については、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

「表1」

資 料 等	留 意 事 項
給与明細書	記載された報酬月額に相当する標準報酬月額(当時)が、訂正前後の標準報酬月額(当時)と比べて訂正前の標準報酬月額(当時)により近い場合は、給与実態が確認できたものとする。
賃金台帳	
確定申告書(控え)	記載された年間収入額を 12 で除して得た金額に相当する標準報酬月額(当時)が、訂正前後の標準報酬月額(当時)と比べて訂正前の標準報酬月額(当時)により近い場合は、給与実態が確認できたものとする。
源泉徴収票	
預貯金口座への給与振込記録 (預金通帳の写し)	記載された手取り額に相当する標準報酬月額(当時)が、訂正前後の標準報酬月額(当時)と比べて訂正前の標準報酬月額(当時)により近い場合は、給与実態が確認できたものとする。
家計簿	
雇用保険受給資格者証	記載された離職時賃金日額に 30 を乗じて得た金額に相当する標準報酬月額(当時)が、訂正前後の標準報酬月額(当時)と比べて訂正前の標準報酬月額(当時)により近い場合は、給与実態が確認できたものとする。
厚生年金基金の記録	申立期間と同一の標準報酬月額が確認できる場合は、給与実態が確認できたものとする。
その他上記に準ずるもの	上記に準じて確認を行う。

「表2」

資 料 等	認 定 方 法
健康保険組合被保険者記録	当該記録の資格喪失年月日と同日を資格喪失年月日とする。
厚生年金基金加入記録	
雇用保険の記録	当該記録の離職日の翌日を資格喪失年月日とする。
雇用保険受給資格者証	
給与明細	保険料が当月分控除の場合は、当該資料に係る月の翌月1日を資格喪失年月日とする。 また、翌月分控除の場合は、当該資料に係る月の1日を資格喪失年月日とする。 なお、保険料控除が当月・翌月のいずれかが不明である場合は、当該資料に係る月の翌月1日を資格喪失年月日とする。
銀行取引明細 (給与振込記録)	
預貯金口座への給与振込記録 (預金通帳の写し)	
家計簿	
退職者に係る源泉徴収票	当該資料の退職日の翌日を資格喪失年月日とする。
退職証明書	
在籍証明書	当該資料中に退職日が記載されている場合は、退職日の翌日を資格喪失年月日とする。
事業所の人事記録	
その他上記に準ずるもの	上記に準じて認定を行う。

第3 不適正な遡及訂正処理の可能性がある抽出3条件に該当する事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている、②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている及び③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている)の全てに該当する約6万9千件の記録に係る事案であること((2)に該当する事案を除く。)

(2) 訂正処理不該当要件

次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 標準報酬月額又は資格喪失年月日の記録の訂正処理や資格喪失年月日の記録の入力処理等が事実に即したものである可能性が確認できる場合

イ 遡及して訂正される前の資格喪失年月日が確認できないものであって、給与明細書、雇用保険の記録等から定型的に資格喪失年月日を認定できない場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階での記録訂正の対象外であること。

ア 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合(申立人に係る雇用保険の被保険者情報により当該事業所における厚生年金保険の資格喪失年月日の前日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できる場合を除く。)

イ 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合

ウ 既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合

2 訂正処理要領

「入力処理等が事実に即したものである可能性が確認できる場合」とは、被保険者原簿等で標準報酬月額又は資格喪失年月日の記録の訂正処理や資格喪失年月日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合、記録の訂正処理や入力処理が事実に即したものであることを事業主等が主張している場合又は保険者算定により標準報酬月額の定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実在即していないことが判明し、遡及訂正したことが確認できる場合であること。

第4 災害等により被保険者記録が滅失した場合における訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

次の全ての要件に該当する事案であること。

- (1) 申立てのあった厚生年金保険の資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額及び被保険者種別(以下「被保険者期間等」という。)について、年金事務所等において保管する厚生年金保険の被保険者名簿(以下「紙台帳」という。)が火災、地震、風水害又は戦災等(以下「災害等」という。)によって滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等が確認できないもの

- (2) 申立てのあった被保険者期間等について、複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められるもの(仮台帳、戦災で消滅した台帳等を含む。)
- (3) 申立てのあった被保険者期間等が、災害等の発生年月以前のもの

2 訂正処理要領

次の(1)又は(2)に基づき記録の訂正を行うこと。

(1) 資格記録

次のア及びイからオまでのいずれかの要件に該当する場合は、被保険者であったと推定すること

ア 在職期間中において、当該事業所が事業所名簿又は厚生年金被保険者番号払出簿により適用事業所であることが確認できる場合

イ 事業所保管の標準報酬月額の時改定又は定時決定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる場合(在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可)

ウ はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合で、被保険者証又は厚生年金被保険者番号払出簿により、資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できる場合

エ 申立人又は適用事業所が保管していた給与明細書等(適用事業所が発行した源泉徴収票等も含む。)により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる場合

オ 年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できる場合

(2) 被保険者期間等

被保険者期間等の訂正については、年金事務所等に保管されている、事業所の適用年月日又は全喪年月日に係る保険者資料(以下「保」という。)と申立人が申立てしている年月日又は標準報酬月額(以下「本」という。)を比較して、次のアからエまでにより認定を行うこと

ただし、資格取得年月日、資格喪失年月日又は標準報酬月額の訂正に当たっては、同僚に係る記録等が存在する場合には、それらを勘案して総合的に判断すること

ア 資格取得年月日

次の(ア)又は(イ)のいずれかの資格取得年月日とすること

(ア) 新規適用年月日が旧台帳、その他の台帳及び適用事業所名簿により確認できる場合は、次の i 又は ii のいずれかの資格取得年月日とすること

i 「保」新規適用年月日より「本」申立年月日が後である場合は、「本」申立年月日を資格取得年月日とすること

ii 「保」新規適用年月日より「本」申立年月日が前である場合は、「保」新規適用年月日を資格取得年月日とすること

(イ) 「保」新規適用年月日が不明な場合は、「本」申立年月日を資格取得年月日とすること

イ 資格喪失年月日

次の(ア)から(ウ)までのいずれかの資格喪失年月日とすること

(ア) 全喪年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合は、次の i 又は ii のいずれかの資格喪失年月日とすること

i 「保」全喪年月日より「本」申立年月日が後である場合は、「保」全喪年月日を資格喪失年月日とすること

ii 「保」全喪年月日より「本」申立年月日が前である場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること

(イ) 年金事務所等の災害等により記録が滅失した場合は、次の i から iii のいずれかの資格喪失年

月日とすること

i 災害等の年月日より「本」申立年月日が後である場合は、災害等年月日を資格喪失年月日とすること

ii 災害等の年月日より「本」申立年月日が前である場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること

iii 災害等の年月日が不明の場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること

(ウ) 旧台帳又はその他の台帳が戦災で消滅した場合又は戦災で消滅した台帳記録について適用事業所からの資料等により複製されているものの、それにより全喪年月日が確認できない場合は、「保」全喪年月日を昭和 20 年8月 31 日とし、次の i 又は ii のいずれかの資格喪失年月日とすること

i 昭和 20 年8月 31 日より「本」申立年月日が後である場合は、昭和 20 年8月 31 日を資格喪失年月日とすること

ii 昭和 20 年8月 31 日より「本」申立年月日が前である場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること

(エ) 2の(2)のイの(イ)又は(ウ)に該当せず、全喪年月日が不明な場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること

ウ 標準報酬月額

標準報酬月額を旧台帳又はその他の台帳により確認できない場合は、確認できる前後の月の標準報酬月額の合計を2で除した額を報酬月額として標準報酬月額を認定すること(法令の範囲内の額に限る。)

なお、確認できる前後の月の標準報酬月額がない場合は、「本」標準報酬月額とすること(法令の範囲内の額に限る。)

エ 被保険者種別

年金事務所等に保管する資料により確認された最終種別をもって、以降の記録とすること

なお、確認されていない場合は、1種(男性)又は2種(女性)とすること

第5 紙台帳が存在するものの、当該紙台帳等の記載からは資格喪失年月日が確認できない場合における資格喪失年月日に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

厚生年金保険又は船員保険の被保険者名簿(マイクロフィルムにより保存されているものを含む。以下「紙台帳等」という。)が存在するものの、当該紙台帳等の資格喪失年月日に係る記載がない又は不鮮明等の理由により、当該紙台帳等から資格喪失年月日を確認することができない事案であること。

2 訂正処理要領

資格喪失年月日の認定については、次の(1)から(4)までのいずれかの要件に該当する資格喪失年月日とすること。

(1) 厚生年金保険の資格喪失年月日に係る事案については、次のア又はイのいずれかの設定基準により導きだされる日のうち、最も早い日を資格喪失年月日(最大限設定可能な資格喪失年月日(以下「認容日」という。))とし、申立人から申立てがあった退職日等の翌日(以下「申立日」という。)と比較して、申立人の申立日と一致する場合又は申立人の申立日が認容日より前である場合は、申立日を資格喪失年月日とすること

なお、申立人の申立日が認容日より後である場合は、認容日を申立人に提示し、認容日を資格喪失年月日とする同意が得られた場合のみ認容日を資格喪失年月日として認定すること

ア 標準報酬月額の時決定年月日から導きだされる日

標準報酬月額の時決定の対象となるのは毎年8月1日に在籍している被保険者であることから、時決定制度が施行された以後(昭和28年11月以後)に作成された又は時決定制度施行以後の記録がある紙台帳については、基本的に最後に記載のある標準報酬月額の随時改定年月日の直後の8月1日時点では既に資格を喪失しているものと推定できるため、最後の標準報酬月額の記載がある年月日の直後の8月1日を認容日とすること

なお、7月に新たに資格取得した者については、時決定が翌年から行われることから、翌年の8月1日を認容日とすること

イ 台帳の書換え日から導きだされる日

厚生年金被保険者名簿の場合は紙台帳を書き換えている場合があることから、書換え前の紙台帳に資格喪失年月日の記載がなく、かつ、書換え後の名簿にその者に係る記録がない場合は、名簿を書き換えた時点で既にその者は資格を喪失していると判断し、紙台帳が書き換えられたと判断される日の前日を認容日とすること

- (2) (1)の基準を適用しても認容日が判断できない厚生年金保険に係る資格喪失年月日又は船員保険に係る資格喪失年月日については、紙台帳に記載のある最後の標準報酬月額の翌月1日を認容日とし、申立人から申立てがあった申立日と比較して、申立人の申立日と一致する場合又は申立人の申立日が認容日より前である場合は、申立日を資格喪失年月日とすること

なお、申立人の申立日が認容日より後である場合は、認容日を申立人に提示し、認容日を資格喪失年月日とする同意が得られた場合のみ認容日を資格喪失年月日として認定すること

- (3) 導かれた認容日以前に当該事業所が全喪している場合

2の(1)及び(2)の基準を適用して導かれる認容日以前に該当する事業所が全喪している場合は、当該全喪の期日まで加入していたとして全喪年月日を認容日とすること

また、認容日以前に他の年金制度へ加入、若しくは新たに厚生年金保険の資格取得の記録が確認された場合は、それらの加入日又は資格取得年月日を認容日とすること

この場合においても、認容日と申立人から申立てがあった申立日を比較して、申立人の申立日と一致する場合又は申立人の申立日が認容日より前である場合は、申立日を資格喪失年月日とすること

なお、申立人の申立日が認容日より後である場合は、認容日を申立人に提示し、認容日を資格喪失年月日とする同意が得られた場合のみ認容日を資格喪失年月日として認定すること

- (4) 紙台帳等に資格喪失年月日の記載がない場合でも紙台帳等に記載されている情報に基づき確実に資格喪失年月日を確認できる場合(全喪事業所の名簿に、全喪年月日以前に退職した人のみ資格喪失年月日が記載されており、資格喪失年月日が記載されていない人は、事業所の全喪年月日を資格喪失年月日として記録されていることが同僚の記録等から確認できる場合等の具体的な資格喪失年月日の判断が可能な場合又は船員保険の昭和45年5月31日以前の資格喪失年月日の確認について、船舶所有者へ下船日等の照会を行った結果、資格喪失年月日が判明した場合)は、前記アからウの認容日の設定基準によらず当該資格喪失年月日を認容日とすること

この場合においても、認容日と申立人から申立てがあった申立日を比較して、申立人の申立日と一致する場合又は申立人の申立日が認容日より前である場合は、申立日を資格喪失年月日とすること

なお、申立人の申立日が認容日より後である場合は、認容日を申立人に提示し、認容日を資格喪失年月日とする同意が得られた場合のみ認容日を資格喪失年月日として認定すること

第6 軍歴証明書がある事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年 5 月 2 日までの期間に係る厚生年金保険又は昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 22 年 5 月 2 日までの期間に係る船員保険の申立てについて、申立者が当該申立期間中、旧陸海軍に徴集又は召集されていた場合であって、次のア及びイのいずれの要件にも該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 厚生労働省又は都道府県が発行する軍歴証明書により旧陸海軍に徴集又は召集されていたことが確認できること

イ 在籍証明書、人事記録、労働者(従業員)名簿、社員台帳、職員原簿、従業員カード等により、申立期間における在籍の事実及び在籍期間が確認できること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 申立てがなされた期間において当該事業所が適用事業所ではない期間が含まれる場合、その期間に関する申立記録

イ 官吏又は待遇官吏である期間であった場合

ウ 旧陸海軍の共済組合の加入対象となる期間であった場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階での記録訂正の対象外であること。

ア 志願により軍の任務に従事した場合

イ 申立期間が、被保険者資格の取得月に徴集又は召集された場合の当該取得月である場合

ウ 既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合

2 訂正処理要領

標準報酬月額額の認定については、月額1万円(船員保険については月額1万2千円)とすること。

第7 本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえる脱退手当金に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、次のアからエまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 次の全ての要件に該当する場合

(ア) 申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなっていること(申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合を除く。)

(イ) 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、申立人が国民年金等に参加し、保険料を納付していること

イ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないこと(申立人の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和28年11月前である場合を除く。)

ウ 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理(当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。)が行われていないこと

エ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされていること

なお、当該脱退手当金の算定基礎とされている被保険者期間において最後に加入していた事業所に係る被保険者名簿等及び社会保険オンラインシステムにおける被保険者記録の性別が男性とされている事案であって、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時の男性の受給要件に該当しないものについては、当該申立人の実際の性別が男性であるか女性であるかにかかわらず、該当するものであること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 年金事務所等において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等(脱退手当金裁定請求書等)が確認できる場合

イ 申立人が脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金の受給を認めている場合

ウ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

以下の事項については、当該訂正処理基準の可否を確認する上で必要となるので、可否確認を行う際にはこれに留意すること。

- (1) 「脱退手当金が支給決定されている」日とは、社会保険オンラインシステムの被保険者記録照会回答票(一時金画面)に表示される「支給日」であること
- (2) 「支給決定後間もなく」とは、支給決定後、国民年金等への加入までの期間が1年以内であるものとし、社会保険オンラインシステムの「支給日」から資格取得日までの期間により判断すること
- (3) 「国民年金等に参加」とは、国民年金のほか、厚生年金等の他の年金制度に参加していること
- (4) 「保険料を納付している」とは、脱退手当金の支給決定がされた日以後に年金制度に参加していた場合又は支給決定時点において既に国民年金に参加していた場合であって、10年以上継続して加入(継続して複数の制度に参加している場合を含む。)しており、国民年金においてはこの期間が全て保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること
- (5) 「脱退手当金の支給記録が複数回ある場合」とは、申立期間に係る脱退手当金の支給記録のほかに、異なる支給決定日の脱退手当金の支給記録が1つでもある場合のことで、共済組合からの退職一時金又は厚生年金基金からの脱退一時金の受給も含むものであること

第8 支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間 (以下「脱退手当金未支給期間」という。)がある脱退手当金に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 次の全ての要件に該当する場合

(ア) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること

(イ) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと

イ 次の全ての要件に該当する場合

(ア) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること

(イ) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていたこと

(ウ) 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に、国民年金等に参加し、保険料を納付していること

(エ) 当該脱退手当金の支給日が昭和 36 年 11 月 1 日以後であること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからオまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 年金事務所等において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等(脱退手当金裁定請求書等)が確認できる場合

イ 申立人が脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金の受給を認めている場合

ウ 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合

エ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

オ 厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金が支給されている場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

「第7 本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがわれる脱退手当金に係る訂正処理基準・要領」の訂正処理要領と同様であること。

第4章 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第1条又は第22条に規定する場合に該当する場合の要領

1 厚生年金特例法施行規則に規定する場合

(1) 厚生年金特例法施行規則第1条(厚生年金特例法第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める場合)

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「法」という。)第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める場合は、訂正請求(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第28条の3第1項に規定する訂正請求をいう。)に係る期間(第22条において「請求期間」という。)について、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同法第27条に規定する事業主(以下この条において単に「事業主」という。)が、被保険者に係る同法第82条第2項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とする。

1 事業主が厚生年金保険法第84条第2項の規定により当該被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

2 次のイからハまでに掲げる場合のいずれにも該当する場合

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該被保険者が、対象事業所(当該被保険者を使用していた事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)から特定事業所(当該被保険者を使用していた事業主と密接な関係にある事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)に異動した場合であって、かつ、当該対象事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該特定事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

(2) 当該被保険者が、特定事業所から対象事業所に異動した場合であって、かつ、当該特定事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該対象事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

(2) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していたことを認めている場合

ハ 当該被保険者を使用していた事業主が、厚生年金保険法第84条第1項又は第2項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、法第2条第1項の規定により特例納付保険料(同条第2項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。)を納付する意思を表示している場合

- 3 事業主が当該被保険者を使用していた事実及び当該事業主が厚生年金保険法第 84 条第 1 項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

(2) 厚生年金特例法施行規則第 22 条(厚生年金特例法附則第3条第2項に規定する厚生年金特例法第1条第2項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合として厚生労働省令で定める場合)

法附則第3条第2項に規定する法第1条第2項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合として厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 請求期間について、旧船員保険法第 10 条に規定する船舶所有者が旧船員保険法による船員保険の被保険者を使用していた事実及び当該船舶所有者が旧船員保険法第 62 条第 1 項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合であって、かつ、当該被保険者に係る旧船員保険法第 61 条の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合
- 2 請求期間について、農林漁業団体が旧農林共済組合(平成 13 年統合法附則第2条第1項第7号に規定する旧農林共済組合をいう。)の組合員を使用していた事実及び当該農林漁業団体が旧農林共済法第 56 条第2項の規定により当該組合員の負担すべき掛金に相当する金額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合であって、かつ、当該組合員に係る同条第1項の掛金を納付する義務を履行したことが明らかでない場合

2 要領

(1) 厚生年金特例法施行規則第1条第1号の不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、厚生年金特例法施行規則第1条第1号に規定する場合に該当するものではないこと。

- ア 賞与の支払い及び保険料控除の事実確認を行う賃金台帳、源泉徴収簿及び申立人が所持する給与明細書等から賞与の支払年月日のうち、支払年月が特定できないもの
- イ 複数の資料があり、それぞれの資料で記載されている保険料控除額等が異なっているもの
- ウ 資料が源泉徴収票しかない等、保険料控除額が特定できないもの

(2) 厚生年金特例法施行規則第1条第2号の不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、厚生年金特例法施行規則第1条第2号に規定する場合に該当するものではないこと。

- ア 社会保険オンラインシステムにおいて適用事業所であることが確認できない場合で、昭和 63 年 4 月以降の申立期間については、法人登記簿の写しにより法人事業所であったことが確認できない場合及び昭和 63 年 3 月以前の申立期間に係る事案(ただし、同僚事案における昭和 63 年 3 月以前の申立ての場合であって、基礎事案の被保険者記録が訂正されていることが確認できる場合を除く。)であるもの
- イ 保険料控除を行っていないことが確認できる資料があるもの
- ウ 保険料控除されていたことが確認できる資料がある場合であって、次の(ア)又は(イ)のいずれか

の要件に該当するもの

(ア) 資料により確認できた保険料控除額に対応する標準報酬月額等級が存在しないもの

(イ) 複数の資料があり、それぞれの資料で記載されている保険料控除額等が異なっているもの

(3) 厚生年金特例法施行規則第1条第3号及び第22条の不該当要件

次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合は、厚生年金特例法施行規則第1条第3号及び第22条に規定する場合に該当するものではないこと。

ア 資料により確認できた保険料控除額に対応する標準報酬月額等級が存在しないもの

イ 複数の資料があり、それぞれの資料で記載されている保険料控除額等が異なっているもの

(4) 厚生年金特例法第1条第2項ただし書に該当する要件

申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であったこと、又は事業主から必要な届出を行っていないことや保険料を納付していない等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合は、厚生年金特例法第1条第2項ただし書に該当するものとして、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

(5) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

2の(4)に定めるもののほか、次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

ア 制度上、厚生年金保険被保険者となり得ないことが確認できる場合

ただし、申立期間当時の事業主が保険料控除を行っていたことが確認されれば、被保険者となり得る勤務実態があったことは一応推認されることから、被保険者資格喪失月の保険料控除である場合等の厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認される場合を除き、制度上被保険者であったものとして取り扱うこと

イ 既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合

ウ 保険料徴収権の時効消滅後の期間に係る申立てであるが、過去に同様の訂正請求(同一事業所の同一時期)があり、かつ、厚年法に基づき訂正決定された事案であることが判明した場合等、当該事案が厚年法に基づき訂正決定される可能性がうかがえる場合

(6) 留意事項

ア 次の(ア)又は(イ)の事項については、厚生年金特例法施行規則第1条又は第22条に規定する場合の要件に該当するかの確認をする上で必要となるので、これに留意すること。

(ア) 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であったこと等の確認については、申立人が当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日の前日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できる場合は、「申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合」に該当しないことが確認できたものとする

(イ) 保険料控除されていた事実の確認については、提出された給与明細書又は賃金台帳等に基づき行うが、提出された資料がどの月分の保険料に該当するかの判断は、事業主に対して、給与の〆日及び支払日、当月控除、翌月控除の別を確認する必要があるが、次の i から iii までのいずれかに該当する場合は、事業主への確認は不要であること

i 「資格喪失年月日相違」の事案であって、退職月の翌月に支払われた給与明細書により翌月控除が確認できる場合

ii 「資格取得年月日相違」の事案であって、入社当時に給与が支払われ、当月控除が確認できる場合

iii 「被保険者期間の中抜け」の事案であって、当月及び翌月において保険料控除が確認できる場合

イ 賞与事案に係る標準賞与額の認定は、1回の支給(同月に2回以上支給されていたときは、その合計)につき150万円を上限として、次の(ア)又は(イ)のいずれかに基づき行うこと

(ア) 保険料控除額に見合う標準賞与額が、賞与支給額に見合う標準賞与額より低い場合は、保険料控除額に見合う標準賞与額とすること

(イ) 保険料控除額に見合う標準賞与額が、賞与支給額に見合う標準賞与額より高い場合は、賞与支給額に見合う標準賞与額とすること

ウ 同一企業等内の転勤事案に係る標準報酬月額額の認定は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに基づき行うこと

なお、保険料控除されていたことが確認できる資料がある場合は、それらの資料に基づき認定すること

(ア) 勤務実態が、新事業所で確認できた場合(下記(ウ)に該当する場合を除く。)は、社会保険オンラインシステムにおける、申立期間の後の新事業所に係る最初の標準報酬月額とすること

(イ) 勤務実態が、旧事業所で確認できた場合(下記(ウ)に該当する場合を除く。)は、社会保険オンラインシステムにおける、申立期間の前の旧事業所に係る最後の標準報酬月額とすること

(ウ) 勤務実態が、申立期間の途中の日を境に新旧それぞれの事業所で確認できた場合は、人事記録又は異動辞令等の資料により異動日(新事業所において勤務を開始した日をいう。以下同じ。)を確認し、次の i 又は ii のいずれかに基づき認定すること

i 異動日前の期間は、社会保険オンラインシステムにおける、申立期間の前の旧事業所に係る最後の標準報酬月額とすること

ii 異動日以後の期間は、社会保険オンラインシステムにおける、申立期間の後の新事業所に係る最初の標準報酬月額とすること

エ 上記のイ又はウ以外の事案に係る標準報酬月額額の認定は、次の(ア)又は(イ)のいずれかに基づき行うこと(法令の範囲内の額に限る。)

(ア) 保険料控除額に見合う標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額より低い場合は、保険料控除額に見合う標準報酬月額とすること

(イ) 保険料控除額に見合う標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額より高い場合は、給与支給額に見合う標準報酬月額とすること

オ 事業主の納付義務履行の有無の確認については、下記「表3」に基づき行うこと。

「表3」

下記のいずれかに該当するものは、「納付義務履行なし」とし、それ以外のものは「納付義務履行は不明」と判断する。	◎年金事務所で判断する場合の確認方法 (下記のいずれかに該当するものは「納付義務の履行がないもの」とし、それ以外のものは「納付義務の履行は不明」と判断する。)	対象事案に該当事例が存在するか		
		転勤	資料で確認	
			賞与	その他
(1) 次の①又は②により、事業主が厚生年金の記録どおりの届出を行ったことが認められる場合				
① 事業主が届出の誤り又は保険料納付義務の未履行を認めている場合	事業主に聞いて確認する。	○	○	○

② 事業主が保管している届出書等から事業主の届出誤りであることが明らかな場合(注:事業主は誤りを認めていないことが前提)	事業主又は年金事務所が保管している下記のいずれかの資料に、厚生年金の記録と同一の内容が記載されているかどうかを確認する。 ・ 資格の取得又は喪失確認通知書 ・ 標準報酬の決定又は改定通知書 ・ 標準賞与額の決定通知書 ・ 資格取得届(又は写)・資格喪失届(又は写) ・ 報酬月額算定基礎届(又は写) ・ 報酬月額変更届(又は写) ・ 賞与支払届(又は写) ⇒ 同一の内容が記載されている場合は、「事業主の届出誤りであることが明らかなこと」から履行していないと判断する。	○	○	○
(2) 適用事業所ではない期間の事案の場合 ・ 事業主が適用事業所となる届出を行っていない ・ 事業主が全喪の届出を行った(不適正遡及訂正の場合を除く。)	左記について、厚生年金の記録を確認する。 ⇒ 「事業主が届出を行わなかった」もしくは「事業主が全喪日を誤って届け出た」ことから履行していないと判断する。	○		○
(3) 厚生年金の記録上の標準報酬月額が長期(訂正する期間に算定基礎届や月額変更届の機会が複数含まれる。)にわたり報酬の実態と相違しており、事業主が誤った報酬額を届け出たと認められる場合【標準報酬相違事案】	申立期間中に、算定基礎届又は月額変更届の提出機会が、種類を問わず2回以上あるかどうかを、年金事務所で確認する。 ⇒ 2回以上ある場合は、「事業主が誤った報酬月額を届け出た」ことから履行していないと判断する。			○
(4) 全部記録なしの事案の場合【ある事業所に在職中の期間全てについて厚生年金の記録が空白になっている】	左記について、厚生年金の記録を確認する。 ⇒ 「事業主が資格取得又は喪失の届出を行わなかった」ことから履行していないと判断する。	○		○
(5) 中抜け事案の場合(注:転勤事案を含まない)	左記について、厚生年金の記録を確認する。			

【ある事業所に在職中の途中の期間について厚生年金の記録が空白になっている】	⇒ 年金事務所が事業主からの届出なしに2度の処理を行うとは考え難く、「事業主が資格喪失及び取得を（誤って）届け出た」ことから履行していないと判断する。			○
(6) 転勤、資格取得日又は資格喪失日相違の事案で、かつ、次の①から④までのいずれかに該当する場合	※ 以下は、事業主が誤りを認めていない場合に判断対象となる。			
① 雇用保険、厚生年金基金等関連制度の加入記録が厚生年金の記録と一致していることから、事業主が年金事務所等と関係機関（公共職業安定所、厚生年金基金等）の双方に誤った届出を行ったと認められる場合	雇用保険、厚生年金基金及び健康保険組合の記録を確認し、厚生年金の記録の内容と一致しているかどうかを確認する。 ⇒ いずれも一致する場合は、「双方に誤った届出を行った」ことから履行していないと判断する。	○		○
② 厚生年金の記録上の資格得喪日が事業主しか知り得ない人事上の特定の日であることが確認でき、事業主が当該日を届け出たと認められる場合	厚生年金の記録上の資格得喪日が、事業所の人事記録上に記載のある日付で、資格得喪日以外の人事上の特定の日（例：異動内示日、転勤準備命令日、異動後の係配属日 等）と一致するかどうかを確認する。 ⇒ 一致する日付がある場合は、「事業主が当該日を（誤って）届け出た」ことから履行していないと判断する。	○		○
③ 月初日の転勤又は月末日の離職であるにもかかわらず、資格喪失日が月末日となっており、事業主が当該月末日を資格喪失日として届け出たと認められる場合	左記について、厚生年金の記録を確認する。 ⇒ 「事業主が離職日と資格喪失日を混同し、誤って届け出た」ことから履行していないと判断する。	○		○
④ 申立期間中、事業主が得喪届及び定時決定等を複数回にわたり年金事務所等に提出する機会があった場合	申立期間中に、資格取得、定時決定又は資格喪失の提出機会が、種類を問わず2回以上あるかどうかを、年金事務所で確認する。 ⇒ 2回以上ある場合は、「事業主が届出を行わなかった」ことから履行していないと判断	○		○

	する。			
--	-----	--	--	--

※ 同僚事案の場合

特段の事情がない限り、基礎事案における事業主の保険料納付履行の有無の判断と同一とする。

(案)

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)(第一条及び第二十二条に係る部分に限る。)

(法第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第一条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「法」という。)第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、訂正請求(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の三第一項に規定する訂正請求をいう。)に係る期間(第二十二条において「請求期間」という。)について、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同法第二十七条に規定する事業主(以下この条において単に「事業主」という。)が、被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とする。

一 事業主が厚生年金保険法第八十四条第二項の規定により当該被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

二 次のイからハまでに掲げる場合のいずれにも該当する場合

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該被保険者が、対象事業所(当該被保険者を使用していた事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)から特定事業所(当該被保険者を使用していた事業主と密接な関係にある事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)に異動した場合であって、かつ、当該対象事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該特定事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

(2) 当該被保険者が、特定事業所から対象事業所に異動した場合であって、かつ、当該特定事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該対象事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

(2) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していたことを認めている場合

ハ 当該被保険者を使用していた事業主が、厚生年金保険法第八十四条第一項又は第二項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、法第二条第一項の規定により特例納付保険料(同条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。)を納付する意思を表示している場合

三 事業主が当該被保険者を使用していた事実及び当該事業主が厚生年金保険法第八十四条第一項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

（法附則第三条第二項に規定する法第一条第二項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合）

第二十二條 法附則第三条第二項に規定する法第一条第二項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合として厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 請求期間について、旧船員保険法第十条に規定する船舶所有者が旧船員保険法による船員保険の被保険者を使用していた事実及び当該船舶所有者が旧船員保険法第六十二条第一項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合であって、かつ、当該被保険者に係る旧船員保険法第六十一条の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合
- 二 請求期間について、農林漁業団体が旧農林共済組合（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。）の組合員を使用していた事実及び当該農林漁業団体が旧農林共済法第五十六条第二項の規定により当該組合員の負担すべき掛金に相当する金額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合であって、かつ、当該組合員に係る同条第一項の掛金を納付する義務を履行したことが明らかでない場合